



0039891-000

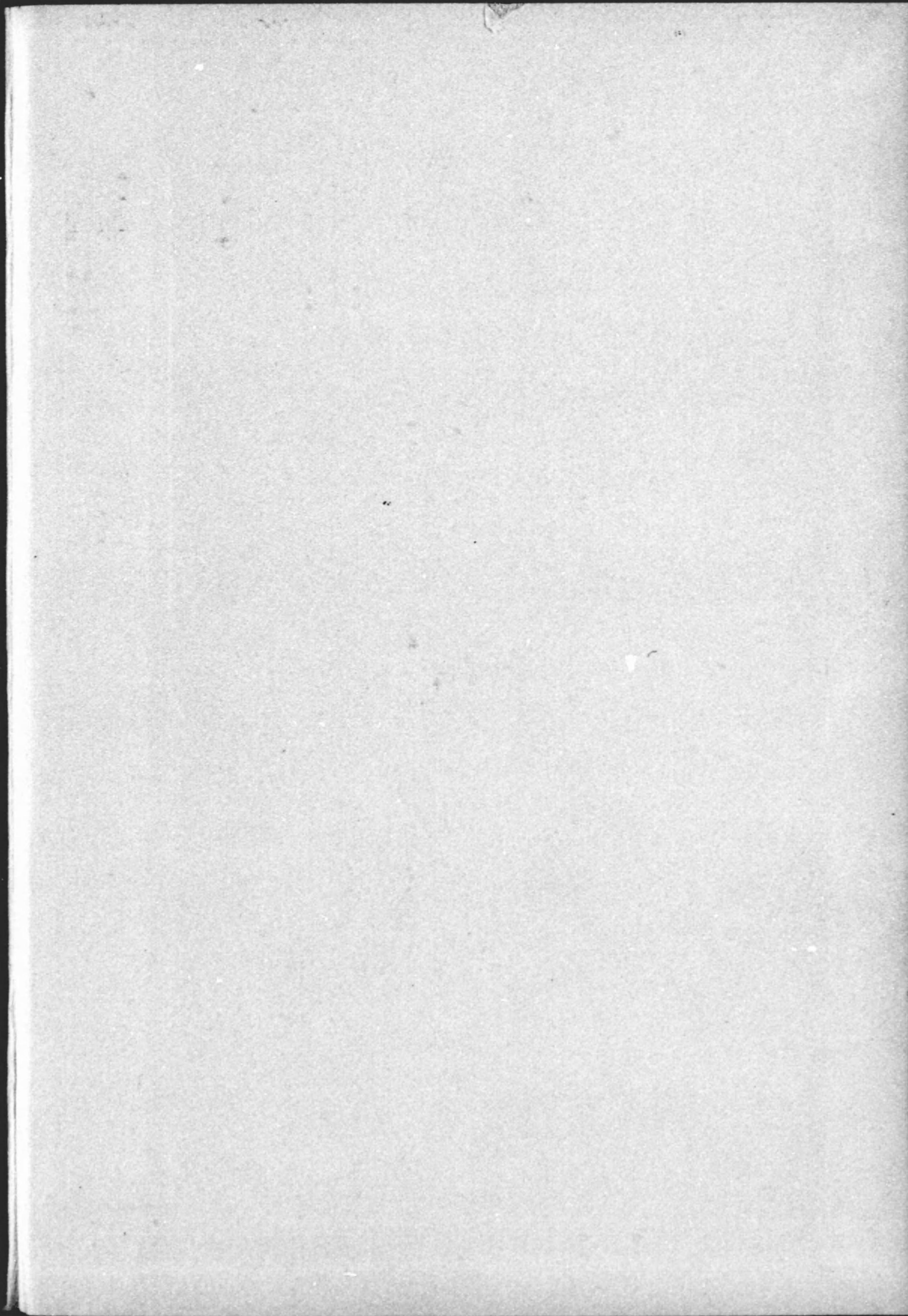
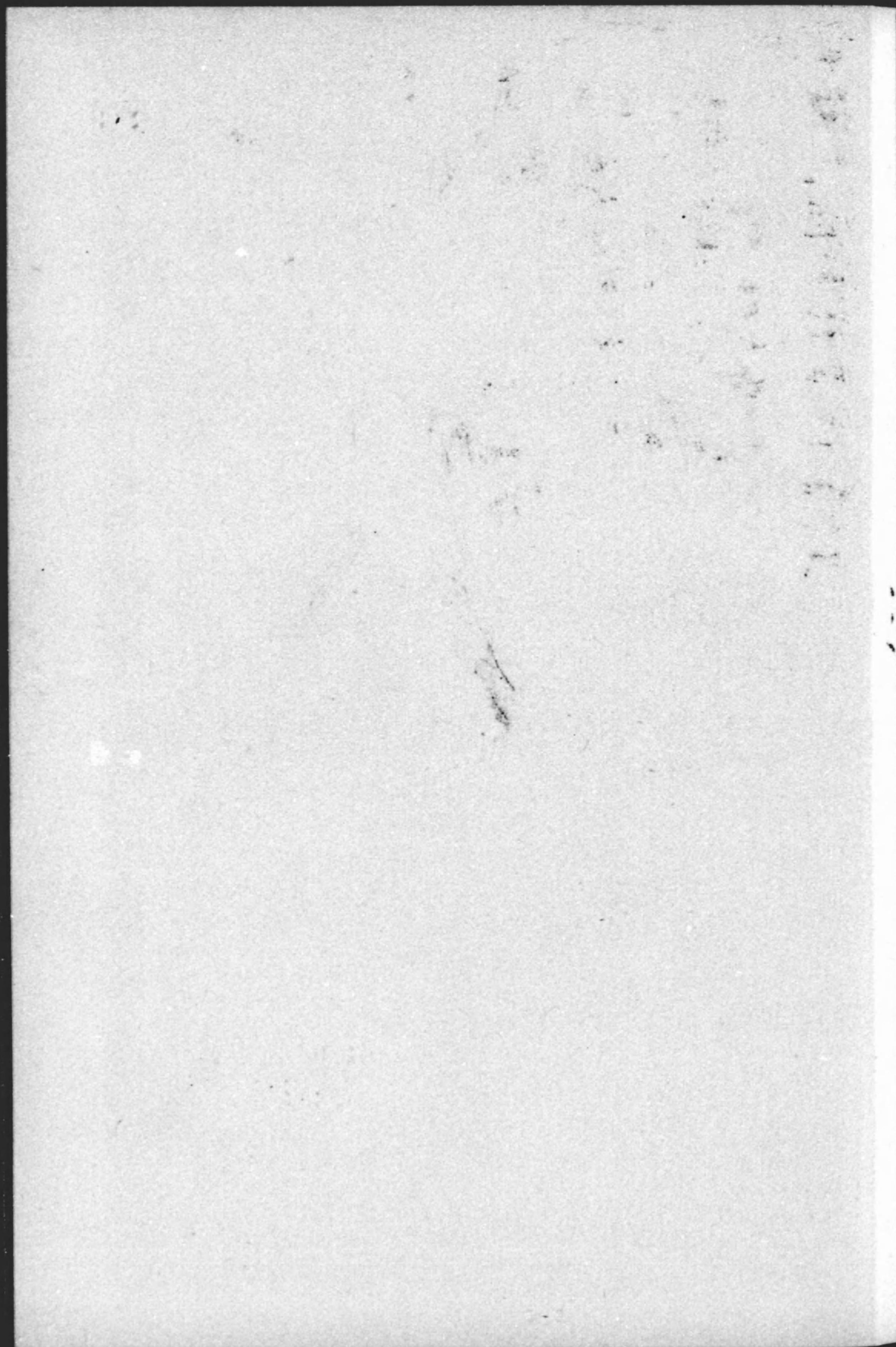
EG41-23


朝鮮の社会事業

朝鮮総督府学務局社会課

1933

AGI





北 694

昭和5年5月9日

本館
發行所
展覧
贈

朝鮮の社會事業



朝鮮總督府事務局社會課

EG41 229
23 A
241



792673

はしがき

一 本編は朝鮮に於ける社会事業の概要を知り、更に将来施設の参考に資せんが爲編述したものであります。従つて當課の所管事項中でも宗教古蹟等に関しては本編に収録しなかつたのであります。

一 各種社会事業施設の詳細に就ては、別に發行せらるべき小冊子又は統計等に依り御承知を願ひます。

一 編中往々希望意見を加へたものがあるのは、斯業の普及發達を意とせる爲であります。

昭和八年六月

朝鮮總督府學務局社會課

朝鮮の社會事業

目次

第一章 沿革	一
第一節 併合前の救済制度	一
一、備荒	三
二、救荒	三
三、保養	一九
四、醫療	二六
五、助賑	二七
六、隣保	二八
第二節 併合後の社會事業	三〇
一、各種社會事業の趨勢	三〇
二、社會事業に関する事務取扱機關	三三
三、社會事業の助成指導	三六
四、社會事業聯絡統制機關	四〇

第二章 賑恤救護

第一節 罹災救助

- 一、臨時恩賜金に依る凶歉救済
- 二、恩賜罹災救助基金に依る救助
- 三、國庫及道費の救助
- 四、罹災者救恤御下賜金
- 五、義捐金の募集

第二節 窮民救助

第三節 行旅病人救護

第四節 軍事救護

第五節 方面委員

第六節 養老事業

第七節 釋放者保護

第三章 保健診療

第一節 恩賜救療

一、救療箱

四一

四二

四三

四四

四五

四六

四七

四八

四八

四九

五〇

五〇

五〇

二、診療券

三、入院救療

四、巡回診療

第二節 施設

第三節 實費診療

第四節 特種診療事業

一、精神病患者療養

二、結核患者療養

三、癩病患者療養

四、モルヒネ患者療養

第五節 健康相談

第四章 兒童保護

第一節 乳幼児保護

一、乳幼児愛護週間

二、乳幼児健康相談

三、妊産婦健康相談及巡回産婆

四、託兒事業

五八

五八

五九

六〇

六一

第二章 學齡兒童保護.....六二

第三章 特種兒童保護.....六三

 一、不良兒保護.....六三

 二、異常兒保護.....六五

 三、貧窮兒保護.....六六

第五章 福利施設.....六七

 第一節 公益市場.....六七

 第二節 公益質屋.....七〇

 第三節 小農生業資金貸付.....七四

 第四節 住宅の供給及改善.....七九

 第五節 共同宿泊所.....八一

 第六節 簡易食堂.....八二

 第七節 共同浴場、共同理髮場、共同洗濯場.....八二

第六章 勞働保護.....八三

 第一節 勞働概況.....八三

 第二節 支那人勞働者.....八九

第三節 勞働者内地渡航.....九一

第四節 失業狀況.....九四

第五節 職業紹介.....九五

第六節 入營者の職業保障.....九八

第七節 就職者旅行運賃割引.....九九

第八節 窮民救濟事業.....一〇〇

第九節 勞働者扶助.....一〇一

第七章 社會教化.....一〇二

 第一節 勸業獎勵、民心作興運動.....一〇二

 第二節 吏員及篤行者の選奨.....一〇四

 第三節 模範部落の指導.....一〇四

 第四節 巡回講演.....一〇五

 第五節 パンフレット及映畫.....一〇五

 第六節 青年團體.....一〇六

 第七節 青年訓練所.....一〇九

 第八節 經學院.....一一三

 第九節 明倫學院.....一一四

第十節 郷校財産……………二二五

第十一節 郷約の奨励……………二二六

第十二節 婦人の教養……………二二七

第十三節 圖書館……………二二七

第十四節 體育運動の奨励……………二二九

第十五節 時の記念日……………二二九

第十六節 色服及斷髮……………二二二

朝鮮の社會事業

第一章 沿革

第一節 併合前の救済制度

朝鮮に於ける窮民救済は遠く新羅の上代に於て、源を王家仁政の餘澤に發して居ります。即ち新羅の儒理王（新羅第三王五年）が國內巡行の途中、飢寒瀕死の一老嫗を見まして、惻隱矜恤して衣食を賜ふて之を救ひ、仍ほ全國の鰥寡孤獨老病にして自活の途なき者を調べて、賑恤を施したのを嚆矢とします。爾後三國の仁君賢主が恩惠的に之を救恤しましたが後三國争覇の世となるや、各國は軍馬を練り、兵糧を蓄ふる一面には、民の饑饉を救ふて流亡を防ぐの必要が生じまして、茲に國庫を傾けて之を賑恤することとなり、以來救済は専ら國家事業として行はれたのであります。

新羅は三國を統一して、次に高麗之に代はるや、佛教の影響を受けて慈悲を以て君徳と爲し、歴代

其の善政を誇るの事蹟として之を擧げざるはなく、或は常平倉を設けて備荒の策を講じ、或は義倉を設けて施餓救貧を爲し、或は大悲院を設けて醫療を施したる等、各種救済の制度は多く麗朝に於て發達しまして、當時救済の政は實に經國濟民の全部たるの觀を爲したのであります。

李朝之を繼承するや、儒學の精神に基きまして、王者が民の産を制するに當り、一民たりとも飢寒溝壑に轉するは、王者の責任なりと爲し、茲に國家は救済を以て重要な政務として、羅麗の遺制を擴張し國力を盡して之れに従つたのでありまして、李朝五百年の仁政は、大方此の方針に由つて表徴されたのでありますが、其の中葉昇平の代に於ては、國家の餘力は悉く之れに費され救済が餘りに遍洽して、爲に民をして惰弱の風を馴致するの結果となり、季世に至りては、諸般の弊政と共に是亦形式に流れて、幾多の弊害を経験したのであります。

救済事業の種類としては、第一に、備荒を最も重要となしたものでありまして、其の中には常平倉、義倉及還穀、交濟倉及濟民倉、社倉等の制があります。第二は救荒の臨機處置でありまして、蠲減、賑恤、施食輕糶及防穀、救荒方、願納等の方法があります。第三は四窮丐乞の保護取扱でありまして、親族扶養官府留養、寺院及民家收養、養老等の制があります。第四は醫藥救療でありまして、大悲院、濟危舖惠民局、活人署、濟生院、惠民署、廣濟院、月令醫等の施設があります。第五は婚喪の顧助でありま

して、特殊階級の婚姻督勵及喪葬費扶助の制であります。第六は隣堡相救であります。

一 備 荒

備荒の政は農業立國の朝鮮に於ては、經國の大政として歴代之に力を盡さざるはなく、其の施設は一に倉積の方法に依つたのであります。

一 常平倉 常平倉は、高麗成宗王十二年（日本天元十七年、西曆九九三年）漢の太守耿壽昌の古制に則りまして、兩京及十二牧に設置したのに始まるのであります。

穀倉の制は、既に三國時代の昔にもあり、高麗亦其の設けがありました。此等は主として國家軍需に備ふる爲であつて、偶々饑饉がある之を發いて賑恤を爲すのを例としましたが、高麗三國統一の後を受け、諸政が漸く備はるや、進んで國民の食糧を調節し、荒歉を防備するの策としまして先づ常平倉の制を採りまして、松京（開城）東京（慶州）及十二牧の都邑に之を設けまして、豊作の年は高價を以て穀物を買集めて蓄積して置き、凶作の年には、廉價を以て發賣して、以て穀價の平衡を保たしむることとしたのであります。

此の制度は歴代之を襲用しまして、當時農業の發達上多大の効果を奏したのであります。引續き李朝に入るや、世宗王は之を擴張して、京畿には常平廳、京外に常平倉を設けて、各基本米を設置し、

又穀物の外布木を加へて穀價騰貴の時は穀物を賣つて布を買ひ、下落の時は布木を賣つて穀物を買ひ、穀、布併せ調節したのであります。

然れ共施設が既に久しく、管理が散漫であつた爲に、往々之を他に流用し、或は兵火に盪失して、更に收拾すべからざるに至りましたので、仁祖王は(日本元和二十二年、西曆一六三六年)遂に之を廢し、殘財は之を賑恤の資として整理したのであります。

二 義倉及還穀 義倉は、高麗の成宗五年(日本天元九年西曆八九七年)専ら凶年賑貸の目的を以て、各州郡に設置したのに始まるのであります。義倉の制は、往古隋の長孫晟が其の居村に設け村民と共に穀物を醸出して、荒歉に備へたのが本となりまして、高麗の成宗は政府の施設として之を經營せしめ、年々官穀の剩餘を義倉に納めて貧民に貸付して糶糶を行ひ、彼の常平倉と共に済民に效驗が多かつたのであります。其の末葉に於ては、兵亂と凶歉とが年を連ねまして、朝廷は屢々元朝に賑穀を請ふて、纒かに急を救ふの状態になりました。義倉は全く空虚となつたのであります。次いで李朝となるや、國庫の各種の穀物を擧げて備荒の資に充て、其の半數は之を据置き、半數は年々民間に貸付し、翌秋之を還納せしむるを定例と爲して、之を還穀と名付けたのであります。爾來州牧の吏は、國租收入の米穀を或は義倉に、或は常平倉に、又は軍餉倉に、所在各種の倉舎に

藏納し、地方必要の經費を支辨して、其の餘穀は其の半額を据置き、半額は歲の豊凶を問はず民間に貸付して出來秋に之を還納せしむることとし、後に損縮を補ふ爲め、耗穀と稱して一二割の利息を徴して、之を以て一般農民の救済に資すると共に、一面倉穀の更新を圖り、朝廷は時々御使を派遣して之を督勵監査し、當時倉舎の管守と還穀の出納は實に地方行政の重要事項でありました。即ち還穀の充實せる英祖王時代(日本享保十年、西曆一七二五年)に於ける還穀總數は、三百萬の多きを算へ、當時生産の大部分を占めて居つたのであります。

八道還穀數

道名	米(石)	雜穀(石)	計(石)
京畿	二〇,三三八	三七七,三七六	三九七,六一四
忠清	五一,四一七	四八八,五三三	五三九,九四五
江原	四五,三六六	二五八,四〇六	三〇三,七五二
黃海	三,八四二	一一七,九一八	一二一,七六〇
全羅	八〇,八七四	一三七,四〇四	二一八,二七八
慶尙	八五,二〇〇	八四七,四五七	九三二,六五七
平安	七一,七二五	六五,六六三	一三七,三八五
咸鏡	一六,〇六五	二三〇,四八六	二四六,五五五
計	三七四,六九四	二,五三三,二四二	二,八九七,九三六

還穀は斯の如き勢を以て、毎年民間に循環され、近代に至るまで京郷大小の官吏は、擧げて此の事に従ひました爲に、李朝歴代の政府が、如何に救済に力を盡したるかを想ふべく、文恬武嬉五百年の治平を保ち得たのも亦、之が力に頼るものが多い次第であります。特に茲に注意すべきは、此の還穀賑貸の救済が餘りに普遍的に且つ數百年の長きに繼續した爲め、其の影響は實に意外の結果を齎したのであります。

第一は民生救済の恵に慣れ、相率ひて懶弱に陥つたこと

第二は政府は多く農産物と耕地とを領有して、地方の富を獨占し、爲に民間産業の自由發展を妨げたこと

第三は地方官吏の横暴を助け、私に利殖を圖るの便を與へ、誅求の弊を伴はしめたこと

是れ正に還穀の制が生んだ弊害でありまして、之を繰返すこと幾年月、遂に民をして甚だしく困憊に陥し入れたのであります。

三 交濟倉及濟民倉 李朝肅宗王より英宗王に至る間（日本延寶元年至享保年間、西曆一六七二年以降六、七十年間）に施設されたものでありまして、各道還穀の相互補足の用に備ふる爲め、南北沿海並江岸運輸便利の地に建設して、北は交濟、三南は濟民と名付けたのであります。斯く還穀の制が

地方を區劃したのは南北豊凶を異にする時、互助融通の爲め必要としたので、共に中央政府の直營に屬し、穀を移し以て民を移すの勞を省くに資したのであります。

四 社倉 社倉は宋朱子が、隋の長孫晟の創案に係る義倉の古制に稽へて、南宋崇安縣に於て里民共同の備荒貯穀を爲さしめ、百戸を以て一社となし、一社に一倉を設け、社首、檢校を置いて管理せしめ、社倉と名付けたのに始まり、其の法朱書に依つて朝鮮に傳はり、李朝の初期から、或は地方官に於て此法を模倣して、官費を以て之を施設し、又は地方有志が自ら相謀つて類似のものを設くるものもあつたが、肅宗王十年（日本延寶十三年、西曆一六八五年）左承旨李端夏の建議によつて、之を調査して、社倉條例を制定したのであります。其の要領は次の通りであります。

イ 里民凡ソ百戸ヲ一社トシ、社ニ社倉ヲ設ク

ロ 社倉ハ社民共同貯穀ノ所トス

ハ 社倉ハ土膏トシ、社民共同出力シテ里内人口最多キ場所ニ之ヲ築造ス

ニ 社民ハ毎年應分ノ穀物ヲ醸出シ社倉ニ貯納スルモノトス

ホ 社穀ハ毎年其ノ半分ハ社倉ニ据置キ、半分ハ春季ニ社民ニ還付スルモノトス、据置穀物ハ毎年

新穀ヲ以テ更新スルモノトス

ハ 据置穀ハ都合ニヨリ社内貧民ニ貸付ス利息ハ年二分トス

八

ト 貸付ヲ受ケタル者罹災流亡シ回收ノ途ナキトキハ、社民之ヲ分擔シテ元本ヲ補充シ置クモノトス

チ 社ニ社首及檢校ヲ置キ民選トス。社首ハ社務ヲ管理シ、檢校ハ倉舍ノ守護及書記ニ任ス
リ 社會ハ地方官ノ監督ニ屬シ、戶曹ノ所管トス

從來備荒の施設は、主として義倉還穀の制によつて、官穀を民間に貸付して、利息を付して回收する方法でありましたが、専ら地方官が直接に管理して居つた爲、色々の吏胥誅求の弊が伴ひ易く、又一旦凶歉に遭へば、回收の爲めに苛政を重ねばならぬ結果となり、從て土豪鄉曲に武斷する者が其の間に乘じて、高利貸を爲す等其の弊害不尠に鑑みまして、李端夏の社會の制は、人民が共同貯蓄によつて之を救済し、連帶責任を以て自治的に管理せしめんとしたものでありまして、寔に進歩した良法と言はねばなりません。

然れ共、此制度の如き人民の自覺に俟つべきものは、栗谷、尤菴の如き學徳兼備の中心人物がない限りは、官治行政全盛の當時に於きましては、其の實績を擧ぐることは容易ならざるものであります。政府より屢々之を督勵する所がありましたけれども、地方に遍く實施さるゝに至らず、爾來百

餘年猶還穀出納の弊は、依然として存して居りましたが、李太王三十一年諸政更新の時に社還條例を發布して、從來國有であつた還穀を各面に下附して、面を共同團體と認めて、之を基本として社會を經營せしめたのであります

社 還 條 例

開國五百四年
度支部令第三號 (明治二十八年)
(西曆一八九五年)

第一條 社穀ハ從來ノ還穀ヲ各面ニ分付シテ該面ノ公穀ト爲シ、窮節(主トシテ春夏ノ交)ニ於テ貧民ニ賑貸ヲ爲スモノトス

第二條 社會ハ面内ニ於テ交通運搬ノ便利ナル地點ヲ選ビ、其ノ面里協議費ヲ以テ倉舍ヲ築造スベシ
面内ノ德望家五人ヲ選舉シ、其ノ中ヨリ議員ヲ定ムベシ

第四條 社會ニハ社首一人、守倉一人ヲ置キ、面民ノ公議ニヨリ選任シ、郡守ニ報告スベシ

社首ノ印章ハ郡守ニ於テ製造シ下附スルモノトス

社首、守倉ハ社會ノ帳簿ト鎖鑰ヲ各別ニ保管シ、社穀ノ増減ヲ許サザルモノトス

第五條 社首及守倉ニハ面公議ニ依リ相當ノ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第六條 社穀ハ左ノ方法ニ依リ出納スルモノトス

一 歉荒又ハ不虞(水、旱、風、蟲ノ災害、疾病ノ類ヲ云フ)ノ歲ニハ貧困者ニ貸付シ年賦又ハ一年

九

ヲ以テ償還セシム、但面民ノ公議ニヨルベシ

二 平年ハ一般面民ノ志願ニヨリ春之ヲ貸出シ秋之ヲ回收ス

第七條 販貸穀ニハ米一石ニ付五升ノ利剩ヲ付ス

利剩ノ收入ハ給料雜費及鼠損補足ニ充ツルモノトス

第八條 郡守ハ社倉ヲ監督ス

郡守ハ時々吏員ヲ派遣シテ之ヲ監査シ、又社首ヨリ必要ノ報告ヲ徴スベシ

第九條 社首ハ毎年三月社穀ノ計算書ヲ作り、公議ヲ經テ各里民ニ回覽スベシ

第十條 面民ハ社穀ノ處理ニ付キ郡守、觀察使ニ意見ヲ開申スルコトヲ得

第十一條 社穀ノ出納ハ必ズ豫メ、期日ヲ定メ收納ノ時ハ近方ノ者ヲ先ニシ、交付ノ時ハ遠方ノ者ヲ先ニシテ人民ノ便宜ヲ圖ルベシ

第十二條 各里ニ保正一人ヲ置キ、社穀ニ關シ其ノ里民ノ保證ニ任ズルモノトス。貸付ヲ受ケタル者逃亡シタル時ハ、保正ニ於テ其ノ里民ニ排分シテ之ヲ補充スベシ

第十三條 面經營ノ社倉ノ外退職ノ官吏又ハ士民、其ノ居村ノ爲メ穀倉ヲ私設シテ販貸ヲ爲ス者アルトキハ本條例ハ之ヲ妨グス

第十四條 社穀ハ毎年三月上旬新穀未出ノ時ニ貸出シ、十月下旬之ヲ收納スルモノトス
斗量ハ面長ヲシテ之ヲ爲サシメ、計量ノ不正ナカラシムベシ

貸出ノ期日ハ社首之ヲ定メ、各里ノ保正ニ通告シ、保正ヨリ里民ニ告示スルモノトス

第十五條 倉舍及所屬什器ハ守倉之ヲ保管シ、撞ニ毀損シ又ハ他ニ使用スルコトヲ許サズ。若シ損失シタル時ハ直チニ辨償スベシ

倉舍ノ修繕ハ其ノ面内各里輪番ヲ以テ之ヲ負擔スベシ

第十六條 地方官ハ毎年倉穀出納ノ狀況ヲ調査シ度支部ニ報告スベシ

第十七條 里民ノ保證及負擔排分ノ方式左ノ如シ

排保式

本里ノ人戸左ノ通り報告ス		某里 保正姓名	
年	月	日	Ⓜ
社首姓名 座下			
計開			
甲	戸	姓名	職業
			居住年月

乙	姓	姓	姓
戸	名	名	名
	同	同	同
	同	同	同

第十八條 社還米ノ貸付ヲ受ケムトスル時ハ請米狀ヲ提出スベシ

請米狀式

某里居甲(或乙)戸姓名儀社會ノ米ヲ借り受ケ秋成ヲ待チテ乾燥セル良米ヲ以テ返納可致萬一保内ニ逃戸アル時ハ保内ノ者均分補償シ敢テ違誤可無保證候也

年 月 日

某里 保正 姓名 ④

甲(又ハ乙) 戸 姓名 名 ④

社首 姓名 座 下

第十九條 本條例ハ開國五百四年十月一日ヨリ施行ス

爾來社會の制は、貯蓄の性質を失ひ、國庫から下附せられた還穀を基礎として、面から面民に農糧種子等の融通を圖るの機關となり、從來の官營還穀の積弊を改革して、農家經濟の救済に資すべき有效の制度であつたが、當時は國家多難の爲に内政の修治に追がなく、折角良制度も未整理の儘隆熙の

政變に及んで、殘存の米穀は其の後面里有の財産に移して社會の制は終を告げ、此に代つて新に地方金融組合の發生を見たのであります。

二 救 荒

凶歉災害に因る貧民の救済は、國家當然の措置なりとして、夙に三國の時代から歴代の明君仁政を誇る事蹟として、史上に之を擧げざるはないのであります。高麗朝までは官廷の重政として、國王が親しく之れに當られました。李朝に入つては特に國初に(日本元中九年、西曆一三九二年)救荒廳を設けて、専ら其の事務に掌らしめ、仁宗四年(日本天文十八年、西曆一五四九年)之を賑恤廳と改稱して、財産を附屬せしめて其の普及徹底を期し、宣祖四十二年(日本慶長十三年、西曆一六〇八年)宣惠廳と改めて、併せて備荒の政をも管掌せしめ、各道に所屬郎廳を置いて、一般地方官吏と共に内外備荒救荒の事に従ひましたが、光武五年(明治三十四年)惠民院に改め、隆熙改革と共に廢止されたのであります。

救荒の方法は、食糧の賑恤を最も普通とし、或は租税、徭役を減免し、或は種子、糧穀を貸付し、或は米穀を廉賣し及買占を禁じ、或は代用食物を奨励し、或は飯粥の炊出施給を爲し、寄附を募集する等を例としました。

一 蠲減 凶歉の歳は田租を減免し、又は戸税、徭役を減免し、還穀を貸付してあるものは之を免除して以て民の困窮を救済するのであります。之を蠲減と稱して夙に三國時代から行はれ、李朝中世以降は殆ど常例として行はれたのであります。

二 賑貸 賑貸は高句麗に於て、故國川王が既に法を設けて、凶歉の歳は種子又は新穀を得る迄の糧食を限度として、官府から倉穀を貸付して、豊作を俟て之を回収するの例を聞きましたが、高麗朝以後に於ては、備荒施設が漸く完備するに従ひ、賑貸が愈々頻繁に行はれまして、或は凶年に貸付して豊年に回収し、或は冬春に貸付して秋に回収することもあり、又全く無利息のものもあり、若干の利息を付することもあり、李朝の還穀設置以後は、例年賑貸を以て一般細民の救済策と爲すに至つたのであります。後世に至り之に利息を付することとなつてからは、賑貸は却つて國庫の爲め利殖を圖るの方便となつて、救済の必要の有無に不拘、例年之を地方民に排分するの結果となり弊害が愈々甚しかつたので社會廢制と共に全く廢止されたのであります。

三 賑恤 救済の初歩として最も古くから行はれたる方法でありまして、食糧を主とし鹽、糞、衣、布等の現品を施給するを例とし、三國時代に於ては各國の君主は、競ふて倉穀を發きて賑恤を施し延いては隣國の流民をも救済して、仁政の表徴と爲したのであります。爾後高麗朝を経て李朝に入

つては、備荒賑貸の制度が備はりましたけれども、君主は惻隱の情を以て、王政の本と爲し、歴代愛憐矜憫の詞絶ゆるなく、常に賑恤を施し、李朝の賑恤施設以後は、益々其の惠澤は遍く及びまして、貧民の調査施恤等遺憾なきを期したのであります。従て人民は凶年には丐乞を爲すことを、敢て耻とせず、官府に到つて賑恤を請ふことを當然事の如く思ひ、地方官は又之を救恤せなければならぬ責任があつたのであります。仁宗王(日本天文十四年、西曆一五四五年)は大興に於て地方官にして賑恤に心を用ゐず、爲めに餓死者を出したる者及其の事實を隠蔽した者を處罰すると云ふ規定を設け、救済に特に意を加へたのであります。又各道が還穀の利息として收入する耗穀は、賑恤廳に附屬せしめて専ら撫恤の資に充つる等賑恤が頗る勵行されたのであります。茲に於て、人民は其の惠澤に溺れ、流離丐乞が年を逐て増加し、李朝の治世と稱する正祖王十年(日本安永十六年西曆一七八七年)の記録には、全國の飢民が二百七十二萬六千口、賑恤米三十七萬九千石を算し、之を同年の戸籍録に見るに、全國總人口七百三十五萬六千七百八十に比し、實に其の三分の一に達したのであります。蓋し其の當時の牧民術として、救済制度が如何に行はれたかを知ると共に、其の結果如何に民をして依頼心を増長せしめたかと云ふことを親ふに足るでありませう。

正祖王十年に於ける飢民賑恤數及同年に於ける戸口調査比較表

道別	飢民口數	販植米(石) (依實錄)	人口總數 (依文獻)
道			
京城	九六九七	四、八〇八	一九九、一二七
京畿	一七九、九三九	一三、四四四	六三七、四八二
忠清	—	—	八六四、八八七
全羅	一、一五六、四三九	八六、一七一	一、三三二、二七七
慶尙	一、〇八八、二八七	八三、五三一	一、五八八、六二四
江原	—	—	三三五、八〇四
黃海	—	—	五六四、七三四
平安	—	—	一、二八八、三九九
咸鏡	二九一、五八八	二六、〇二四	六六六、四四九
計	二、七二六、五五三	(十二年分) 三、七九、三三〇	七、三五六、七八三

四 施食 主として行旅貧民の爲めに、沿道の驛亭又は寺院に食卓を設けて、飯、羹、蔬菜、又は粥等を施給するのであつて、是又政府の施設であります。高麗朝に於ては、寺院に官穀を下附して、僧侶をして之に當らしめたが、當時國都開城に於ける開國寺の如き、臨津縣に於ける普通院の如きは、文宗朝以來の常設施食所として、毎年春夏の交又は自五月中旬至七月中旬、或は三月至立秋の間は、毎日食卓を開きて旅客を犒ひ、其の他の寺院亦此れに倣ふ者多く、當時流離丐乞する者、往

來群を爲して、是れ就食するを例として居りました。若し此の設備なき時は過ぐる處の部落に侵入して、食物の掠奪が行はれ、或は餓死路を蔽ふことも屢々あつたのであります。李朝に入つても、賑恤賑貸を爲す迄の應急措置として、屢々設粥所を開き、時には王公百官が親しく之に臨んで、飢民を慰撫せるの例も乏しくなかつたが、行はるゝこと久うして種々の情弊を伴ひ、管理監督の困難を訴ふるに至りて遂に之を廢止したのであります。

五 輕糶及防穀 輕糶は常平倉の穀物を廉賣するものであつて、一般糧穀の供給を豊かならしめ、穀價の暴騰を防ぐ爲めに行ひ、又は一定の貧民、貧村を調査して、特に其の救済の爲めに行ふたこともあります。

防穀は輕賑に伴ふて起つたものであつて、一面穀物の廉賣を行ふと共に一面買占めを嚴禁して、其の效果の適確を期したのであります。防穀は地方官に於て臨時に令達を布告して、一定の期間官吏が市場に臨み箇々の賣買に干渉して、多量の買収は之を禁止し、又は米穀商の家宅に臨檢して、多量の集積を禁じて、速かに之を散賣せしむるの方法を取り、以て各其の地方産米をして貿易により境外に流出し、又は市利壟斷を圖る者の爲め、局部に澁滯するの弊害を防止したのであります。此の方法は常平穀輕糶廢止の後と雖も近世に至る迄行はれましたが、隆熙改革後に、此の事例は絶え

たのであります。

六、救荒方 古來饑饉の時は、農民は木實野草の類を採食するを風習として居りましたが、往々中毒して病難を惹起するために、救荒應に於て之を調査研究し、代用食物として適當のものを選んで、其の處方を編纂し救荒方として之を頒布し(李朝世宗王親しく救荒撮要を編纂せり)、又平素之を混食して糧穀の節約を勸奨した事例も數々あります。地方に於ては、今尙此等代用食物を採食するの風習がありますが、其の主なるものを擧ぐれば、次の通であります。

一 水に煮て汁を搾り棄て、米粟類と混合して粥を造るもの

蓬、忍冬、藜、牛旁、黄精、麥門冬、牛耳蔣、枸杞、車前子、蕨、桔梗

二 水に晒して粉と爲し、粥又は餅を造るもの

橡實、葛根、菟絲子、蒼朮、松眞皮、松葉、楡眞皮、土伏苓

七 願納 官穀を以て賑恤を爲し、尙不足の時は、地方官は富民より寄附を募集し、此れに應じて私穀を寄納するものは、之を願納と稱したものであります。其の五十石以上を願納した者は、地方官が褒賞して、之れを奨励するを例としたが(大典會通)、李朝肅宗王(日本延寶五年、西曆一六七七年)の時、官穀の缺乏に窮した餘り、之が補充策として官爵を賣るの俑を作つたのであります。即ち中

樞府に定員外、特別任用の(科擧に依らざる)同知、僉知の二官を設けて、米五十石を納めた者には僉知の官を與へ、辭令帖を交付して、地方の素封家をして、榮耀を郷黨に誇るの途を開いたのであります。

此の濫觴は、遂に其の目的の如何を問はず、寄附を強要して、空名帖と稱して、無記名の任官辭令書を發賣するに至りまして、弊害が甚だしかつたために、英祖王(日本安永年間、西曆一七〇七年)晩年に之を罷め、其の篤志願納者に限り、大典に依り褒賞することに止めたのであります。

三 保 養

四窮の保護養育は、救恤の第一歩として歴代其の事例が甚だ多く、或は君主親しく鰥寡孤獨を訪ふて之を恵み、或は官穀を散じて老幼を哺ふ等、あらゆる賑恤は常に之より始まりましたが、李朝に入つては此等の保養は全く官府の義務と爲し、英宗王經國讀典實施以後は、其の規例稍々革つて、四窮にして自活の路なき者の救済は、(一)先づ以て親族の扶養に依り(二)之なき者は官府に於て之を留養し(三)尙民間の任意收養を許すことを例としました。

一 扶養 朝鮮は古來親族愛睦の情が敦く、艱難相扶養するは親族一般の情義であつて、實に相互の義務でありました。其の範圍に付ては、大典に飢寒丐乞無親族者、老人無扶護者、量給衣料とあ

り、族屬扶養に關し別に義務の範圍を定むることはなかつたが、後世疎薄となり、光武九年刑法大全に於ては、特に親族の範圍を制限したのでありまして、同法に依れば、親族は經國大典五服の制に基いて、喪禮による有服親を本體とし、至近の無服親を加へて親族としたのであつて、親族扶養の義務は大體左の範圍となりますのであります。

- 一 戸主同居家族
- 二 血族、十寸迄
- 三 準血族、一寸
- 四 配偶者、準配偶者、無寸
- 五 姻族、九寸迄
- 六 姻族の配偶者、三寸迄

二 留養 留養は扶養者なき者を、官府に於て收容養育するものでありまして、高麗朝以來は地方官に於て、常時又は隨時衣食を賑給するを例としましたが、後世行乞兒、遺棄兒が増加して其の措置に窮した爲に、李朝正祖七年(日本安永十三年、西曆一七八四年)字恤典則を制定して、賑恤廳の事業とし、先づ京城に於ける棄兒の留養を爲さしめ、地方をして之れに倣はしめたのであります。其

の典則要領は左の通であります。

- イ 行乞兒ハ十歳マデ、道傍遺棄兒ハ三歳マデヲ限度トシ、漢城五部ヲ賑恤廳ニ報告シ、同廳之ヲ留養スベシ、但シ行乞兒ハ荒年麥秋ニ限ル、(行乞能力アル者ハ荒歉季ノ外自在ニ行乞シ得ベケレバナリ)
 - ロ 行乞兒ハ賑恤廳外、倉門外ノ空間ノ場所、別ニ土宇ヲ設ケテ留接ノ所トナシ、糧ヲ給ス
 - ハ 遺棄兒ハ流丐ノ女人中乳スル者ヲ擇ビ、一女ニ兩兒ヲ授ケテ哺育セシメ、米、醬及糲ヲ給ス、丐女ニアラサル者之ヲ授ケ哺養セムトスル者アル時ハ、一人ニ一兒ヲ限リテ委託シ、米、醬及糲ヲ給ス
 - ニ 行乞兒、遺棄兒ヲ問ハズ民間之ヲ收養セムトスル者アル時ハ、經國續典ニ依リ處分スベシ
 - ホ 行乞兒、遺棄兒及乳女衣服ナキ者ハ、發見次第賑恤廳ヨリ之ヲ給シ、其ノ疾病アル者ハ惠民署ヨリ救療スベシ
 - ヘ 五部ニシテ調査報告ヲ怠リ、賑恤廳郎官ニシテ留養ニ勤ナラザル者ハ處罰ス
 - ト 京外ニ於テハ其ノ面里任ヨリ本牧守官ニ報告シ、京城ノ例ニ準ジテ措置スベシ
- 守令違フ者ハ道臣ヨリ論罪シ或ハ御史之ヲ摘發シテ重キニ從ツテ處罰ス

チ 京外ニ於ケル遺棄兒ハ七歳マデヲ限り、衣食料ヲ官給ス

是れ實に正宗王が慈恤の至意に出でたるものであつて、現今孤兒院の制と軒輊なきを認むべく、其の年齢を制限して幼弱者に限り、可成里預け又は民間に收養せしめた等、其の用意の深かつたのを知ることが出来ます。而して此の典則は後世賑恤廳と共に廢止されたのであります。

三 收養 收養は民家に於て子女又は奴婢たらしむるの目的を以て、遺棄兒又は貧民を收容養育するものであつて、遠く高麗の初代に於て寺院により縁起されたのでありますが、當時寺院に於て、僧侶は遺棄兒を收養して、法父法子の關係を結び、法を教へて相續者とし、其の他の流亡者は之を收養し、使役として寺院に隷屬せしむるの慣例があり、漸次濫觴して民家にも之を爲す者を生じ、後世に至りて人身誘拐掠奪の弊を醸したる爲に、李朝に入つては明律を引用するに伴ひ收養は一切官府の事業と爲し、私人の收養は之を禁止したのであります。

然れ共民間收養の舊慣は、全く之を破るを得ず、加之官費給養の結果は益々被收養者の増加を來し限りある官費は到底悉く之を所辨し得ない様になつたので、中葉顯宗王以後は、漢城府の遺棄兒に限り、官府の免許の下に民間收養を許し、肅宗王以後は、凶獸の歳は臨時救荒の措置として、官帖（奴婢又は養子女たり得べき免許狀）を下付して自由に民家に就き活路を求めしめしが、英宗王の

（日本享保年間、西曆一七八〇年頃）經國續典に於て、收養に關する事項を規定し、民間の收養は一般に之を許されたのであります。收養事項の要領は次の通であります。

凶歲に於ける遺棄小兒は、人民に收養救活され、子と爲り奴と爲ることを許したのであります。

イ 被收養者は年齢三歳未滿の者に限る

但し連年凶獸の際は、八九歳乃至十五歳まで之を許す

ロ 遺棄小兒を收養せむとする者は、小兒の年齢容貌を具し、漢城は部、地方は郡に申出づべし、

部及郡は小兒の父母ある者は父母、其の他は里任及隣人に就き事情を調査の上立案（免狀）を下付し、賑恤廳に報告すべし

ハ 收養を爲したる者は、被收養者を子女と爲し又は奴婢となすことを得

奴婢と爲すに付ては、凶獸の程度、收養の久近により、或は一定年間を限り、又は終身若は子孫永代に至るまで之を爲すことを得（細項は臨時に事目として規定することあるべし）

收養子女は恩義上親子の關係を有する者にして、祀祭を相續する者にあらず

ニ 收養六十日未滿の者、又は終始一貫せざる者は前項の權利なきものとす

ホ 有効に收養されたる者は、其の素公私の奴婢たる者と雖、官主又は舊主は之を奪還することを

得ず

へ 收養後三箇月以内に於ては、其の父母親族に限り奉還することを許す、但し所養糧穀の二倍を賠償することを要す

ト 永代奴婢たる者に收養されたる者は亦奴婢たるべし、但奴婢の主家其の所屬を争ひ決せざる者は、何方に收養されたかの事實判明せざるものを云ふ良民たるべし

チ 勢力を挟みて無理に他を收養し、又は之を奪還したる者又は本事目に依らず、私に父母相合意を以て收養を爲したる者は之を罰す

是れ謂ゆる收養子女及び收養奴婢の慣習の根源であつて、其の後廢恤廉の廢止と共に此事目は廢止されたけれども、今尙棄兒迷兒及貧民兒殊に女兒等が、多く民家收養に依り救済さるゝは實に此の慣習によるものであります。

尙又寺院が此等遺棄兒の收養所たる事實は、古今同様であつて、殊に李朝斥佛五百年來は良民の僧侶となる者が甚だ少く、寺院は此等收養兒によつて法度を傳へ來つたのは事情不得已のものでありまして、女子の遺棄嚴禁時代に於ても、寺院に於けるものは之を默認されたのであります。

四 養老 養老は遠く三國時代から歷代君主の務めて意を用ひた所であつて、老者を安んぜしむるは

政の始として、之を優遇するは君徳を崇め、長老尊敬の風教を振作するの要務であります。其の方法は主として優待の主旨を表するに足るべく、臨時恩賜に止め、其の四窮保養の範圍に屬せざる限り、官費扶養は之を爲さなかつたのであります。即ち政府は直接之を保養せず、君上自ら養老の精神を示し、民をして老者を尊敬し、何人も之を優遇せざるべからざるの風を馴致して、老人をして其の餘生を安んぜしむるの主意に出たるものであります。是れ一に朝鮮が古來倫常を重ずるの禮俗に基くものであつて、一面民生をして老後を慮つて、各自勉勵し子弟をして盡すところあらしむるの精神であります。養老に關し政府が採つた處置の歴代の事例を示せば左の通であります。

一 國王巡幸の際は、一般地方高齢者を召して衣食を賜ひ、又は饗宴と爲す。三國以後の恒例なり

二 國慶の時は宮庭に於て養老の宴を張る。(高麗朝以後の例)

三 耆老社を設けて、文官正二品以上七十歳以上を以て組織し、每春秋に國王宴を共にす(李朝國初來の定例)

四 老人百歳以上は年始に米を賜ひ、毎月酒肉を賜ひ、九十歳以上は毎年酒肉及爵(盃類)を賜ひ、八十歳以上は爵を賜ひ、其毎年仲秋に於て宴を賜ひ、地方にある者は地方官をして餉應せしむ。

初葉世宗以來の定例)

五 老人職を設け位階を興へて榮稱を享けしむ(李朝肅宗王以來の定例)

六 死刑又は徒流刑に處せられたる者、家に老病の父母又は祖父母あり他に扶養すべき者なき時は特に減刑換刑の處分を爲し、家に留りて老親を養はしむるの例あり、明律の規定にして李朝に適用されたり

四 醫 療

醫療救済は夙に高麗朝に於て、佛教の精神によつて施設せられたのであります。靖宗王二年(日本長元九年、西曆一〇三六年)國都に東西二個所の大悲院を設けて、醫藥及衣服を備へて、貧困者の治療給養を爲し、僧侶をして之に従事せしめたが、後廢され別に濟危舖を興して、一般の救恤と共に治療を爲し、睿宗王の時に惠民局に改めて、専ら醫藥治療を爲さしめたのであります。

李朝に入つては太祖元年(日本元中九年、西曆一三九二年)高麗大悲院の制に倣つて、京城に東西活人署を設けて、國都に於ける貧困者の治療を爲さしめ、同六年別に濟生院を設けて、醫方の調査收蒐醫書の編纂、刊行、藥物の調査、採集及女醫(主として脈及針灸術)の養成を爲さしめ、肅宗王三十五年、(日本享保元年、西曆一七一五年)惠民署を設けて濟生院に代へ、一般民庶の救療を爲さしめたが

李太王十九年に(明治十五年)共に廢止されて光武三年廣濟院の設置を見たのであります。

尙李朝肅宗王の時に於ては、救療機關として月令醫を設置し、月令醫は特定の開業醫に對し、月祿を給して醫療の用命に従はしめたこと、今の公醫の如き者であつて、義禁府及典獄署に各一人を置き囚人の疾病治療を爲さしめ、成均館、四學に各一人を置き、在學儒生の疾病治療に従事せしめ、京城の五部に各一人を置いて一般部民の診療に従事せしめ、貧民に限り藥價を官給するを例とし、京外各州又之れに倣ふて月令醫を置くのもあつたが、尋で醫學を科擧(試験)の一科に加へてから、醫術の研究が盛となつて一般醫業が各州郡に普及するに至り、地方の月令醫は漸次廢止されたのであります。

五 顧 助

顧助は宗親(王族)士族の婚葬の費用を、國庫から扶助するものであつて、李朝初葉以來の制であります。李朝國初に於ては、麗朝佛教の影響を受けて、女子を出嫁せしめざるの風習があつたので、世宗王の時、是を改むる方法として、三十歳以上の女子を、出嫁せしめざる者は其の家長を處罰すると共に、貧乏士族であつて、嫁資のない者には國庫から費用を扶助する方法を設けて(經國大典)あつたが、中葉以後は却つて婚嫁を早くするの風を馴致するに至つたので後世に廢止されたのであります。

又正宗王の時は宗親優遇の方法として、特に貧乏の爲婚姻の時期を過し、又は喪葬を憐むことの出来ない者は、毎年之を調査して、其の費用を官給し、婚喪の禮を修むるに遺憾なからしめたのであります。

古來朝鮮は禮節を重んじて、婚喪は人生の大事となし、婚喪費の顧助をなすは、實に此の趣旨に出でたものであつて、民間に於ても之を相互扶助するの習俗となり、普通に契を造つて之を行ふを普通とします。今日各部落に多數の婚喪契、喪布契、扶助契等のあるのは、此の互助の爲めに存在するものであります。

六 隣 堡

隣堡相救は村落に於ける最も卑近な救済であつて、部落と共に發達したものであります。由來朝鮮の部落は家族の擴大したるもので、古代に於ては隣人は概ね同族であり、一部落に於て祖先を同じうせる者が、其の祖先の開いた土地を耕して共同生活を營むに當り、一族同姓相結束して、艱難相救助するは、人生の至情で又自然の要求でもあります。古代三韓の開國は、實に此の觀念に基いたものであります。爾來文物の發達と各種族の變遷とに連れて、部落は異姓混居することとなり、同族的愛情は漸次薄らぎましたけれども、一面部落的共同生活の要求は益々切實となり、こゝに「隣人四寸」の觀

念を生じ、即ち隣人は従兄弟の如く相友愛救助すべきものなりと云ふ觀念から、現今慣習上の隣堡相救は實に茲に發端して居るのであつて、是れ歐米に於ける所謂隣保事業と性質を異にせるところであります。

隣堡の救済は右の如く、族誼を基礎とせる隣人相愛の精神に基き、慣習として行はるゝものであつて、別に組織制度の存するものはなかつたが、李朝宣祖王の時(日本文祿年間、西曆一六〇〇年頃)海州の碩儒栗谷により、制定されたる郷約に於て具體的の規定を見たのであります。

郷約は儒教の教化的思想を源として制定せられたものでありまして、當時の道德要目は一に曰く徳業相勸、二は曰く過失相規、三に曰く禮俗相交、四に曰く患難相恤これであります。この中第一の徳業相勸と云ふのは、父母に孝に國家に忠なるより初まつて、公私兩面に亘つての徳業を網羅して居るのであります。例へば家政を慎しむとか、税金をよく納めるとか云ふことも此の中に這入つて居るのであります。第二の過失相規と云ふのは、非徳業全部に亘つてそれを警め合つて悔悟し、改めしめるのであつて、これに犯義之過、犯約之過、不修之過の三目を擧げて、これ亦公私一切の過失非行を網羅して居るのであつて、郷約の役員は常に約員の品行や言動に注意し、小なることは密かに誡め、大事は約會に提出して公議に訴へてこれを過失簿に記入するのであります。而して其の人が過を悔い

て、善に遷る所の誠意が表はれるのでなければ、これは消へないのであります。大過失は遂に約員中から黜して、これを損徒とするのであります。第三の禮俗相交と云ふのは尊幼輩行、造請拜揖、請招迎送、慶吊贈遺の四目を立て、役員の日常の遭遇、訪問、招待、送迎及吉凶の場合の禮式を網羅してをるのであります。第四の患難相恤と云ふのは水火、盜賊、疾病、死喪、孤弱、誣枉の七目を擧げて約中の者の凡ゆる患難に對して相同情し救ひ合ふことを規定して居るのであります。

當時栗谷は自ら郷黨の父老子弟を率ひて郷約を實踐躬行し、教は四隣に及んだのであります。栗谷の郷約は獨り黃海道地方のみならず、後學で栗谷を宗とする南鮮地方の儒林界にも依違せられ、殊に忠清道方面に盛に行はれたのであります。爾來世と共に盛衰興廢はあつたが、近世東學黨の亂の頃尙各地に郷約があり、東學黨に加盟しないでよく村々が一致して地方の安寧を保つた事實もあるのであります。今尙地方の美風として存在する所が多いのであります。

第二節 併合後の社會事業

一 各種社會事業の趨勢

朝鮮に於て從來企畫經營せられた社會事業は、前述の様に救貧的社會事業が其の大部分でありまし

たが、數年來斯業に對する世人の關心が深くなり、且つ又時世の變遷に伴ひ防貧的社會事業並に教化の社會事業の必要を認むる等其の種類及範圍も著しく増加して參つたのであります。殊に歐洲大戰後物價騰貴。住宅拂底其他經濟上の激變に隨ひ、勞働者及中産以下の階級の生活安定を圖ることが必要となりまして、職業紹介、人事相談、公益市場、公設住宅、勞働宿泊、公益質屋等經濟的福利事業の實施を見るに至り、又之に引續いて近時思想上の變調に對しては、教化事業の勃興となり、國民精神の作興運動、自力更生、民力涵養運動、青少年團體の指導、國民體育の増進運動等が發達しつゝあるのであります。

朝鮮に於ける社會事業の趨勢の大要は、以上の通であります。要するに社會生活が比較的單純なる時代にあつては、社會事業も亦單純でありましたが、社會状態が複雑となり、經濟界の變動が愈々甚しく、動もすれば中産以下の生活を脅かす様な時代になりました。社會事業も自から救貧事業よりも各種の防貧施設及教化事業を必要とする實情にあるのであります。

道名	社會事業聯絡研究及助成機關	防貧事業	兒童保護事業	特殊教育事業	施業救療事業	窮民救助事業	釋放者保護事業	計
京畿道	二	二四	一四	二	九	七	二	六〇
忠清北道	一	一	一	一	三	一	一	五

忠清南道	1	6	1	2	2	2
全羅北道	1	3	1	2	2	2
全羅南道	1	1	1	2	2	2
慶尙北道	1	4	1	1	3	2
慶尙南道	1	3	1	4	3	3
黃海道	1	1	1	5	3	3
平安南道	1	3	1	3	6	2
平安北道	1	1	1	5	2	1
江原道	1	1	1	3	2	1
咸鏡南道	1	2	1	4	3	2
咸鏡北道	1	1	1	4	3	1
計	2	38	7	56	34	25
		107				269

二 社會事業に關する事務取扱機關

併合後は總督府の内務部地方局地方課に於て、恤救及慈善事業に關する事項として、社會事業を取扱つて居つたのであります。其後明治四十五年三月内務部地方局に、第一課と第二課とを置いて、社會事業に關する事務は第二課で取扱ふことになり、大正八年に内務部を内務局に改め、次で大正十年

七月に第二課を社會課に改めて、鮮内に於ける社會事業の指導統制を爲すことになつたのであります。續いて昭和七年二月一般行政整理に際して、内務局の社會課を學務局に移管して社會事業に關する事務と、從來學務課に於ける社會教育に關する事務及宗教課の所管であつた、宗教事務と古蹟事務とを合せて處理することになつたのであります。

社會課の現在職員數は次の通であります。

總督府事務官 (社會課長)	1名
同 (兼任)	1名
總督府屬	8名
同 技手	1名
同 囑託	2名
同 雇員	21名
計	44名

次に各道に於ては大正十年本府に社會課を設置するに伴ひ、内務部に社會課を設置して、道内社會事業の指導統制に當つて居りましたが、大正十三年の行政整理の際之を廢止して内務部地方課に社會

係を置いて、社会事業関係事務を取扱て居ります。又京城府に於ては従来内務課内に社会係がありましたが、時世の推移に伴ひ、愈々社会事業の必要性を認め、昭和七年六月社会課を新設しました。其の外の府では内務課又は内務係に於て取扱つて居り、各郡島は庶務係に於て、此の事務を執掌して居ります。道及府に於ける社会事業事務擔任職員数は左の通であります。

各道社会事業事務擔任職員調 昭和七年六月調

道名	社会主事	道属社会書記	嘱託	雇員	活動寫眞事務	計備考
京畿	1名	1名	1名	1名	1名	4名
忠北	1名	1名	1名	1名	1名	5名
忠南	1名	1名	1名	1名	1名	2名
全北	1名	1名	1名	1名	1名	4名
全南	1名	1名	1名	1名	1名	5名
慶北	1名	1名	1名	1名	1名	5名
慶南	1名	1名	1名	1名	1名	3名
黄海	1名	1名	1名	1名	1名	6名

活動寫眞事務ハ道社会事業協會ニ於テ之ニアラル

府名	平南	平北	江原	咸南	咸北	成計
平南	1名	2名	1名	1名	1名	1名
平北	1名	1名	1名	1名	1名	1名
江原	1名	1名	1名	1名	1名	1名
咸南	1名	1名	1名	1名	1名	1名
咸北	1名	1名	1名	1名	1名	1名
成計	1名	1名	1名	1名	1名	1名
欠員	1名	1名	1名	1名	1名	1名
計	1名	1名	1名	1名	1名	1名

各府社会事業事務擔任職員調 昭和七年六月調

府名	府理事官	府属	府書記	嘱託	雇員	計
京城府	1名	1名	2名	1名	3名	7名
仁川府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
開城府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
群山府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
木浦府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
大邱府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
釜山府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
馬山府	1名	1名	1名	1名	1名	5名
計	1名	1名	2名	1名	3名	7名

平 壤 府
 鐵 南 浦 府
 新 義 州 府
 咸 興 府
 元 山 府
 清 津 府
 計

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

欠員	欠員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
欠員	欠員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三六

三 社会事業の助成指導

長くも 皇室に於かせらては常に社会事業に御留念あらせられて、之を御奨励遊ばされ毎年紀元の佳節に當りましては、鮮内の社会事業に對して多額の御内帑金を御下賜相成つて居られるのでありますが、殊に昨年来財界不況に依る半島民衆の窮乏を深く御軫念遊ばされ、客年八月爾今三箇年間毎年御内帑金七萬五千圓宛を賜はり、救療の資に充てしむるの御沙汰を拜し、又皇太后陛下に於かせられましては癩患者の悲惨なる生活に御同情遊ばされ、曩に昭和五年十一月朝鮮内に於ける各療養所に對し、多額の御内帑金を御下賜相成りましたが、更に又今回御内帑金三萬圓を賜はり、朝鮮癩豫防協會の資金に充てしむる旨御沙汰を拜しましたことは、重ね々恐懼感激に堪へぬ次第であります。

總督府に於ては前述の道、府郡に於ける機關と相協力して、既設の各種社会事業の助成指導に努め事業の機能を充分に發揮せしめると共に、進んでは朝鮮の實情に適應した社会施設の實施に努め、以て半島民衆の福祉を増進せんことに鋭意努力して居るのであります。今總督府に於ける昭和八年度の社会事業奨励助成の爲の補助金を掲ぐれば左の通であります。

- (一) 救貧事業補助 八一、二四七圓
- イ 恩賜救療施設費補助
- ロ 感化救濟事業奨励補助 四三、六〇五
- ハ 痲薬類中毒者治療費補助 二三、九〇二
- ニ 癩豫防事業補助 一七二、五九六
- 計 三二一、三五〇
- (二) 労働保護及經濟的保護事業補助
- イ 職業紹介事業補助 六、四六〇
- ロ 公益質屋補助 三五、八二四
- ハ 勤農共濟組合補助 四七、四六一

ニ 自作農創設維持費補助

二七、八八五

計

一一七、六三〇

(三) 教化事業補助

イ 恩賜科學館補助

四〇、三七五

ロ 青少年團體指導事業補助

六、〇〇〇

ハ 優良青少年團體補助

二二、七五〇

ニ 地方改良事業補助

七、八七四

ホ 郷約事業奨励補助

一三、〇〇〇

ヘ 婦人教養事業奨励補助

三、二五〇

ト 體育運動奨励事業補助

三、二五〇

チ 社會教育事業奨励補助

六、七七二

リ 普通學校卒業者指導施設補助

八、五〇〇

ヌ 青年訓練所補助

一五、三五一

ル 經學院補助

九、〇二五

オ 司法保護事業補助

六、四六〇

計

一四二、六〇七

合

計

五八一、五八七圓

右の外私設社會事業の助成機關としては、總督府社會課内に事務所を有する法人組織の「サルタレル財團」があります。此の財團は佛國人「マリー、エリサベール、テジレー、サルタレル」が亡兄「ピエールマリー、サルタレル」の遺志に依り、朝鮮及内地に於ける感化救済及教育に関する事業を行ひ、又は助成する財團法人を設立する爲、大正四年以後平安北道昌城鑛山に於て有する鑛業權の存続期間内毎年同鑛山より生ずる純益中「マリー、エリサベール、テジレー、サルタレル」が收得すべき權利を有する金額の百分の六十の半額を出捐することとし、寄附行爲を定め設立せられたるものでありますが、大正十五年に至り同鑛業權を米國人に譲渡しました爲、其の收入を失ふに至りましたが「サルタレル」死亡後其の相続人より、一時佛貨三十八萬二千法(邦貨三萬六百五十圓)の寄贈を受けましたから、之を基金に編入しまして爾來私設社會事業の助成を行ひつゝあるものでありまして、現在基本財産の總額は(昭和七年度末現在)一〇五、五〇〇圓となつて居りますので、毎年大體五、七〇〇圓の利子を助成金として交付して居ります。

右の外内地に於ける恩賜財團慶福會及財團法人原田積善會等からも、毎年二、三團體に對し助成金の交付を受けて居る次第であります。

四 社會事業聯絡統制機關

朝鮮に於ける社會事業の聯絡統制機關としては、財團法人朝鮮社會事業協會があります。社會事業協會は總督府社會課内に事務所を設け、全鮮各道廳内に支部を設置し、協會長には政務總監、副會長には學務局長、幹事には社會課長を以て之に充て、各道支部に於ける支部長には各道知事、副支部長には内務部長、支部幹事には道地方課長を以て之に充て、朝鮮に於ける社會事業の聯絡普及並其の充實を圖る爲、左の事業を經營し得ることとなつております。

- A 社會事業相互の聯絡統一を圖ること
- B 社會事業の調査研究を爲すこと
- C 社會事業の奨励援助を爲すこと
- D 社會事業關係者及一般篤志家の懇親及智識の交換を圖り、斯業に對する機運の振作を圖ること
- E 講習會講演會等を開催すること
- F 社會事業に關し功勞ある者の表彰を爲すこと

G 機關雜誌を發行し、隨時斯業に關する圖書を出版すること

H 必要に應じ本協會自ら事業を經營すること

I 其他本協會の目的達成上必要なる事業を爲すこと
而して本協會には普通會員名譽會員並に贊助會員の三種の會員がありまして、昭和七年度末に於ける通常會員は其の數二、七二八名に達して居ります。

本協會の事業經營は前記會費收入の外基本財産四萬圓より生ずる收入、御下賜金及國庫補助、寄附金等に依つて之を實施して居り、其の昭和七年度の決算額は一般會計に屬する收入二〇、四七四圓、支出一七、三五二圓、特別會計に屬する收入九六、七六七圓支出九六、七〇九圓となつて居ります。

第二章 賑恤救護

第一節 罹災救助

朝鮮に於ては天候不順に因る水害、雹害、風害、霜害、霧害を始め、家屋の構造に起因する火災等の災害比較的多く、之等の罹災民救助は殆んど例年之を實施し來つた實情であります。

而して之等の罹災民救助機關と致しては、(一)臨時恩賜金に依る凶歉救濟、(二)恩賜罹災救助基金

に依る救助、(三)國庫及道費の救助の三施設に依りつゝあるのでありますが、尙被害の程度に依つては、御下賜金を頂き、又汎く一般有志から義捐金を募集することもあります。

一 臨時恩賜金に依る凶歉救済

併合の際特に下賜せられました、臨時恩賜金三千萬圓の内、一千七百三十九萬八千圓は、之を各府郡島に配與し、永久に之を保存せしめ、其の利子年額約九十萬圓の内、十分の一を以つて、各道費に凶歉救済費の項を設け、旱水害其他の災害に際し、臨機放出救助を行ふの外、種穀種苗農具被服等の配付、小屋掛料、吊慰料等の支給等各種適當の方法に依り、罹災民の救護を實施致しております。而して昭和八年度に於ける各道の本費豫算の總額は九六、八八八圓を算し、本費設定以來、昭和六年度迄の間に於ける、總支出額は五一五、六五五圓の多額に達しております。

二 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇崩御の際二〇萬圓、昭憲皇太后崩御の際一一五、〇〇〇圓計三一五、〇〇〇圓の御下賜金に國庫補助金一〇〇、〇〇〇圓を加へたる金四一五、〇〇〇圓を基金として、大正三年恩賜罹災救助基金を設定し、此の基金より生ずる利子を以て、風水害旱害火災其他の罹災民救助の資に充てております。

本基金を設定致しまして以來、朝鮮内は勿論遠く間島奉天等の地方に在住する朝鮮人に對しても、救護を圖り優渥なる 聖恩に浴せしめております。斯の如くにして本基金設定以來、今日迄取扱ひたる事件数は十八件を算し、之が總支出額五七〇、七二四圓に達してゐる實情であります。

而して本資金の毎年度歳計剩餘金は、其の一部を翌年度に繰越すもの、外、總て基金に編入致しております關係上、現在基金總額四一六、一二六圓となつております。

三 國庫及道費の救助

災害激甚にして、前記二項の救護にては到底その目的を達し難き場合には、財政の許す限り道費を支出し、尙不足を告ぐる場合は、國庫より補助金を交付して、罹災民救助の徹底を期してゐる次第であります。大正四年以降昭和六年度に至る間に於て、國庫及道地方費を以て支出致したる救助費總額は實に一、八八〇、七八六圓の多きに達してあります。

四 罹災者救恤御下賜金

被害激甚の趣、天聽に達し長くも 聖上陛下に於かせられましたは、其の都度罹災民御救恤の思召を以て、御内帑金を下賜せられております。併合以來御内帑金御下賜の件数は、實に二十五件金額二一六、六〇〇圓の多きに達しまして、誠に恐懼感激に堪へない次第であります。

五 義捐金の募集

被害激甚なる場合は又適當なる機關に依り、朝鮮全土或は内地滿洲方面に亘る各地に檄を發し、罹災者救助義捐金の募集を執行せしめ、救助の徹底を期しつゝあります。其の主なるものゝ實績を示せば左の通であります。

災害發生年度	災害種類	義捐金募集區域	義捐金募集高	義捐金募集主體
大正十四年度	全鮮風水害	朝鮮、内地、滿洲	七一九、一九七圓	朝鮮水害罹災者救済會
昭和五年度	朝鮮十道風水害	朝鮮、内地、滿洲	一六四、六〇八圓	財團法人朝鮮社會事業協會

第二節 窮民救助

大正四年十一月十日 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として御下賜相成りました、御内帑金二十萬圓を基金とし、毎年之より生ずる利子收入を財源として、大正五年一月發布の朝鮮總督府訓令第一號恩賜賑恤資金窮民救助規程に基き救助事業を開始し、今日に及んでおるものであります。

而して此の事業の財源となる恩賜救恤資金、昭和二年二月七日 大正天皇御大喪に際し、慈惠救済の資としての御下賜金三四六、二〇〇圓及昭和三年十一月十日 今上陛下御大禮に際し賑恤の資としての御下賜金三四六、二〇〇圓計六九二、四〇〇圓が加はり、合計八九二、四〇〇圓となり、更に救



清津漁港工事ノ状況
(窮民救済事業)



咸北輪城川護岸及堤防工事ノ作業状況
(窮民救済事業)

助事業開始後に於ける救助費使用残額二六七、六〇〇圓を資金に繰入れた關係上、資金總額は現在一六萬圓に達して、毎年六萬圓以上の利子を救助費として支出し得る現状であります。

本事業に因る被救助者は癡疾者、不具者、重病者、又は年齢六十歳以上の老衰者にして、生業を營む能力なく、而も他に親族故舊なき獨身者及家族を有するも、其の家族が老幼、癡疾、疾病、不具者等であるとか、又は失踪逃亡在監等の理由で給與を受くることが出来得ない者であつて、之を此の儘放任するときは乞食となるか餓死するの外はないと言ふ様な者に限り、之を救助することになつて居ります。

救助の方法は食糧給與に限られ、男四合女三合以内の白米を給與することになつておりますが、地方によつては白米の代用品として麥粟等を給し得ることゝなつております。

救助の決定は府尹郡守島司の申請に依りまして、各道知事が之を爲すことになつております。昭和七年度に於ける救助の實績は、被救助者一、〇四七名であつて、救助費二六、六七〇圓を要した次第でありますから、未だ充分救助に餘裕があると申して差支ないと思ひます。尙昭和七年十二月末現在救助中の者は次の通であります。

老衰者

九五八名

不具、癡疾、又は重病者

一八〇名

幼弱者

二三名

合計

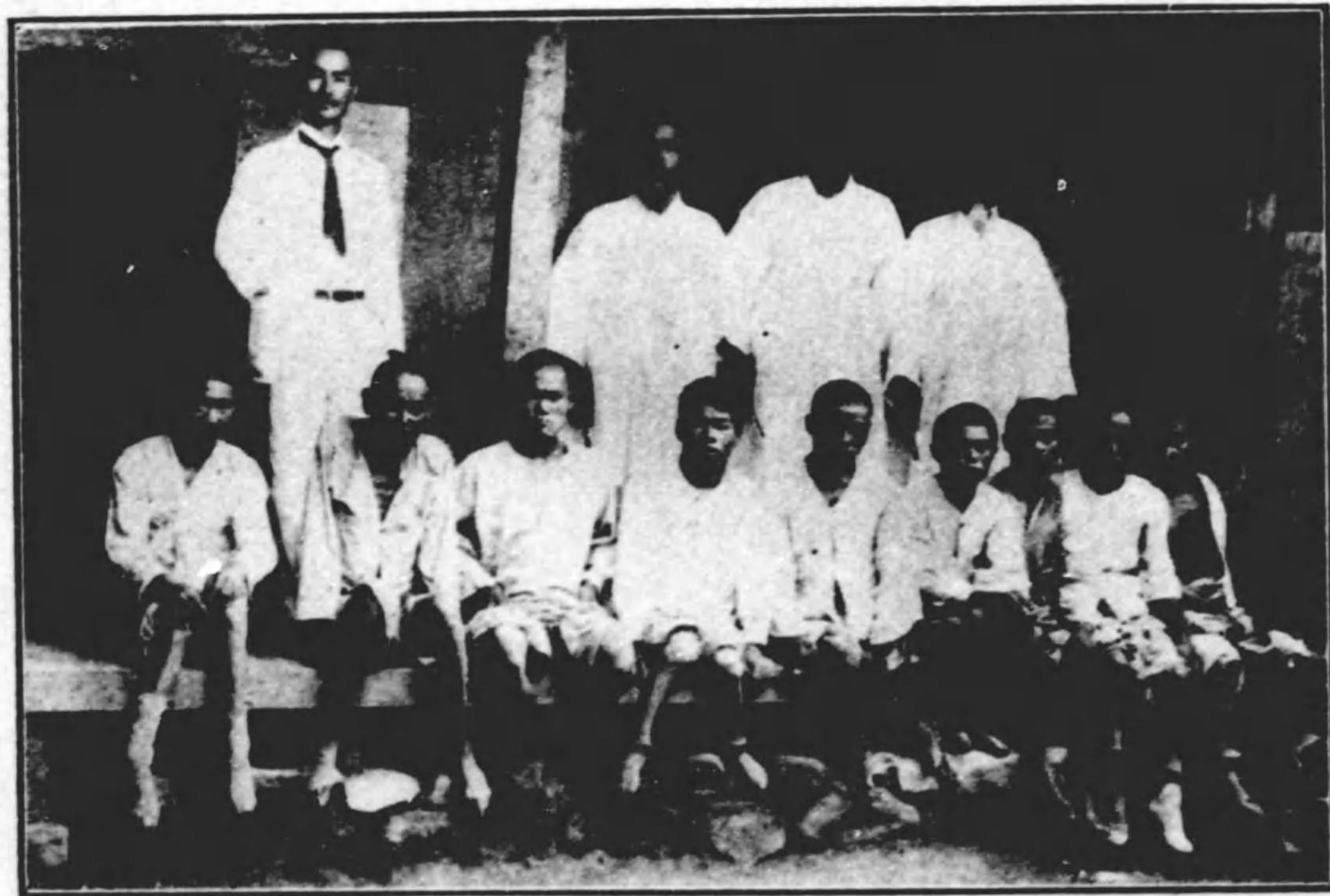
一、一六一名

第三節 行旅病人救護

行旅病人取扱は事件發生地の府尹邑面長が之を擔當し、之に要した費用は扶養義務者をして辨償せしめ、其の辨償を爲し得ない場合に限り、道費又は國庫より之を支給する規定になつておりますが、元來朝鮮に於ける行旅病人は地方に於ては、部落民又は篤志家が之を救護して來た美風がありましたのみならず、其の事件數も亦多くなかつた關係上、實際の取扱としては甚だしい支障を來しませんでしたが、都會地に在つては仲々左様に参りません。幸ひ併合の際下賜せられました臨時恩賜金分配殘額及其の預金中の利子二六三、六五〇圓がありましたので、之を基金として大正四年四月行旅病人救護資金を設定し、此の資金より生ずる利子収入を設備費及維持費に補助することとして、市街地の公共團體、宗教團體、宗教家、又は篤志家を選定して、救護所を設置せしめ行旅病人の救護を行はしむることと致しました結果、現在京城、仁川、清州、太田、全州、群山、光州、大邱、釜山、晋州、平壤



平 壤 佛 教 廣 濟 會
(行 旅 病 人 救 護 事 業)



平 壤 癡 乞 救 濟 會

鎮南浦、春川、鐵原、咸興、元山、清津、羅南の十八箇所に救護所の設置を見、又近く新義州、海州の二箇所にて新設を見んと致しておる現状であります。而して既設救護所に於ける昭和六年度救護の實績は、救護實人員一、三二一名延五三、三二二人に達し之が所要經費三七、四五一圓を要しております。

尙行旅病人救護資金毎年度歳計剩餘金は一部翌年度に繰越すもの、外、全部之を基金に編入して來まして結果、現在資金總額三一九、九八七圓に達し、昭和八年度豫算額二〇、三〇七圓を計上せられておる次第であります。

第四節 軍事救護

大正六年軍事救護法實施と共に朝鮮にも之が施行を見、大正七年一月一日より救護事務を開始せられたのでありますが、朝鮮には内地人居住者比較的少數なるが爲、本法に依る被救護者は極めて少いのであります。即ち昭和八年四月末日現在被救護者六世帯一八名に過ぎません。

以上の外帝國軍人後援會朝鮮支會、日本赤十字社朝鮮本部、愛國婦人會朝鮮本部、帝國在郷軍人會等に於て救護事業を實施致しておりますが、前述の如く被救護者僅少なるが爲、未だ事績の見るべき

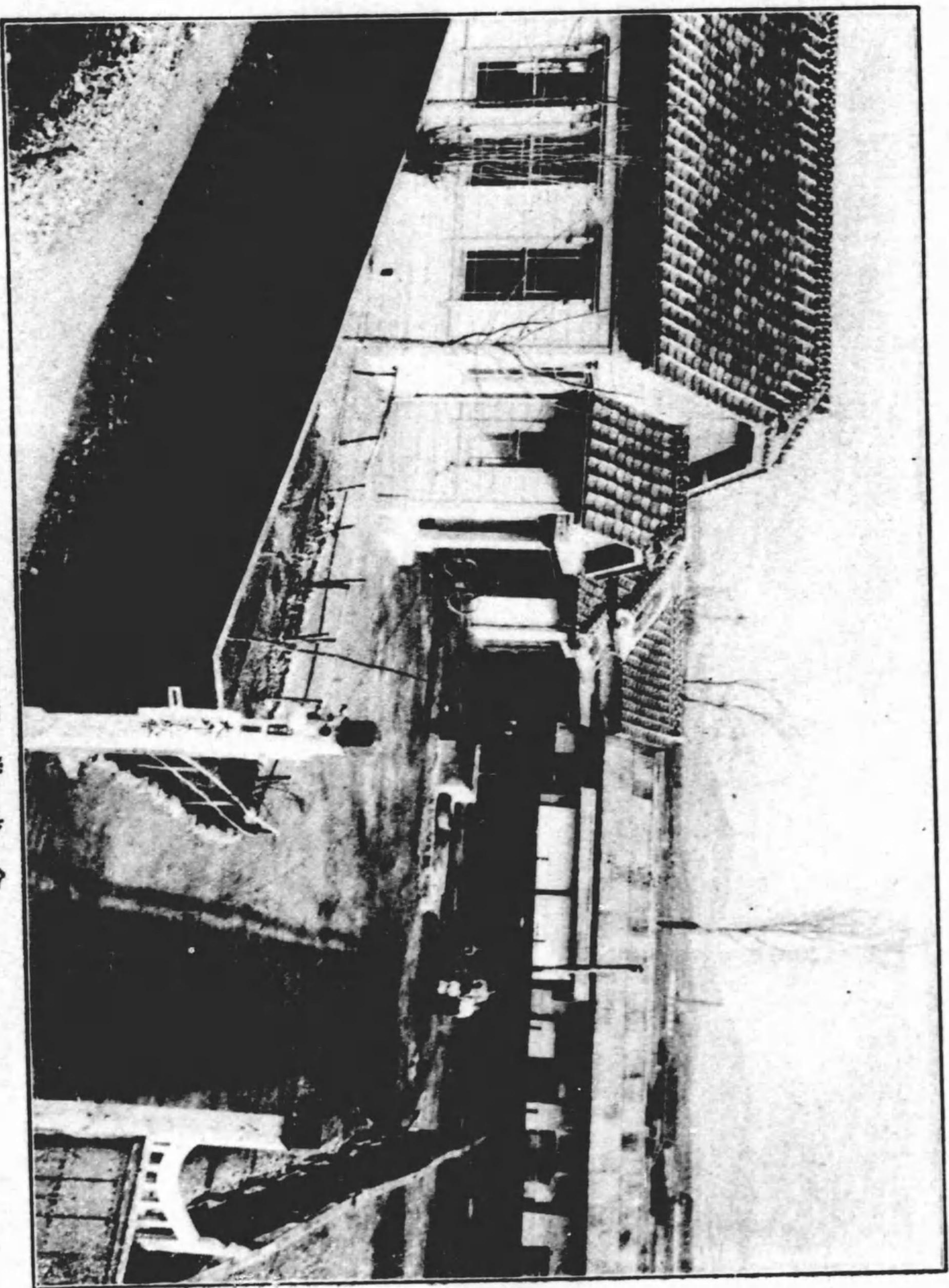
ものなき實情であります。

第五節 方面委員

朝鮮に於て方面委員制度を採用實施致しております所は、京城府及釜山府のみであります。京城府に於ては昭和二年十二月始めて東部及北部方面に方面委員を設置し、相當良好なる成績を擧揚しましたので、昭和六年三月西部方面昭和六年十二月南部及龍山方面に累次増設し、現在六十一名の方面委員を擁し相當の活動を繼續致しております。尙將來は府内一八六町洞に對し全部方面委員を設置して本事業の完璧を期せむとする計畫であります。釜山府に於ては昭和八年三月初めて二方面三十六名の方面委員を設置致しました次第であります。

第六節 養老事業

朝鮮に於ては古來敬老の美風が極めて旺盛でありまして、一個人に於て老者を保護救済する向も尠くない實情から、比較的養老事業は其の必要性に乏しく、全鮮を通じ左の六箇所に過ぎないのであります。従つて收容人員も亦僅に五八名に過ぎない實情であります。



會成事(業) 常事 保護 大保 人者 放法 財團 (釋)

	收容人員	經費
財團法人京城養老院	一二人	三、五〇〇圓
京城佛教慈濟院養老部	四人	六七五圓
平壤養老院	一八人	一、〇三七圓
平原天主教養老院	三人	二五〇圓
義州天主教養老院	一二人	一、〇四二圓
宜川昌信養老院	一〇人	一、八二五圓
計	五八人	八、三二九圓

第七節 解放者保護

總督施政の當初に於ては、僅に本事業を經營する團體一を存するのみで眞に微々たる成績でありましたが、大正二年以來國庫より事業獎勵助成の爲補助金を支給することとなり、一方民間有志の協力と相俟つて各地相踵いで救護團體の設立を促し、昭和七年度末に於ては二十七團體に達するの盛況を來し、昭和六年度に於ける各團體經費決算總額は八一、五七五圓となり、直接保護人員四五〇名延四三、六九八名間接保護人員二八〇名延九一、四六五名一時救護延一一、四一〇名に達し相當の成績を擧揚しつゝある實情であります。

第三章 保健診療

第一節 恩賜救療

畏くも 聖上陛下に於かせられましたは、財界不況に依る朝鮮民衆の窮乏を深く御軫念あらせられました。昭和七年以降三箇年間毎年金七萬五千圓を賜り、救療の費に充てしむるの御沙汰を拜しましたので、本府は有難き 御聖旨を奉體致しまして、慎重に考究の結果右御下賜金に、更に國費八萬一千餘圓を支出して、合計十五萬六千餘圓を以て先づ朝鮮全道を對照として、官公立病院又は公醫を存置する地方と然らざる地方とに区分し、前者には外來診療券を發行して、之に依り最寄の病院又は醫師に付適切なる救療を自由に受けしめ、後者に對しては初年度に於て各面二個の救療箱を設置し、次年度以降は之が内容品の更新補充を爲すと共に、經費の許す限り其の増設を圖り普遍的救療の徹底を期することゝ致しました。然しながら前記施設は比較的輕病患者の救療を爲し得るに止まり、重病患者は到底之を救療することが出来ませんので、之等の重病患者に對しては醫療機關の有無に不拘、入院救療を行ふことゝ致しましたのであります。

一 救療箱

救療箱の設置を必要とする面数は全鮮を通じて二、一一二面ありますので、各面二個宛とし四、二二四箱を要します。又一箱の内容は十五種類の藥品から成立つており、右十五種類を通じ五〇〇人分を入ることゝなつております。従つて全體を通ずるときは二、一一二、〇〇〇人分の藥が配付せらるゝことゝなる次第であります。尙救療箱は全部之を一個所に於て作製配付するを便宜とするのみならず、比較的安價に製作することが出来ますので、財團法人朝鮮社會事業協會をして調製配付せしむることゝ致しました。社會事業協會に於ては係員指揮の下に、昭和七年十一月初旬事業に着手し翌八年一月中旬一千三百箱同年三月下旬残り二千九百二十四箱の調製を終り、其の都度各道に配付致しました。各道に於ては道費を以つて運搬費を支出し、之を當該各面に送致して、茲に始めて救療箱の設置を終りたる次第であります。以上の外京畿道に於ては道費を支出して簡易なる救療箱五九五箱、忠清北道に於ては面費を支出して救療箱一八〇箱を江原道に於ては一六箱、咸鏡北道に於ては二〇箱を調製する計畫を樹て、何れも本府に於ける此の計畫に順應して其の徹底を期せんとしつゝあります。

二 診療券

診療券發行を要する府邑面数は、全鮮を通じ四一五面となりますので、一府邑面平均一〇〇圓の診

療券發行費を各道に配付して、各道の事情に最も適した額面の診療券を發行せしむることゝ致しました。此の所要經費は四萬五千圓であります。

各道に於ては本事業に順應しまして、道費又は府邑面費を支出し、救療の徹底を期しつゝあるの實情であります。昭和七年度に於ける實績は道費一九、四〇〇圓府邑面費四〇〇圓計二〇、一〇〇圓であります。之に本府の配付費四一、五〇〇圓を加へ計六一、六〇〇圓を以て、一枚の額面最低一〇錢最高二〇錢の診療券三四六、四〇〇枚を發行致した次第であります。

三 入院救療

全鮮の窮民推定人員を八七六、二八三名とし、其の八%七〇、一〇二名を發病者と見積り、其の發病者中三%二、一〇四名を重病者と見積り、その治療費一人二〇圓を要するものとして積算するとき、四二、〇八〇圓を要する次第であります。昭和七年度に於ては十月一日より事業を開始しました關係上、其の半額二一、〇四〇圓を各道に配付致しました。各道に於ては之に道費四、〇八四圓を加へ、二五、一二四圓を以て重病者の治療を實施しつゝある次第であります。

四 巡回診療

右救療箱の設置、診療券の發行、入院治療の外全羅南道、慶尙南道、慶尙北道、江原道の四箇道に

於ては道費一〇、九二五圓を以つて、巡回診療を實施し實人員一一、一二八名の診療を行ひ、本施設の徹底を期した次第であります。

第二節 施 療

官立病院にして一般貧窮民に對し治療を實施しつゝあるは、京城帝國大學醫學部附屬醫院及京城醫學專門學校附屬醫院の二箇所でありまして、昭和六年中に於ける施療延人員は入院施療二七、六八一名、外來施療七〇、四七三名に及び、毎年施療費約六萬餘圓を要しつゝある實情であります。

公立病院としては各道費を以て經營しております。道立病院即仁川、水原、開城、清州、公州、太田、群山、全州、南原、光州、順天、濟州、大邱、安東、金泉、馬山、晋州、海州、沙里院、平壤、鎮南浦、新義州、義州、楚山、江界、春川、江陵、鐵原、咸興、惠山鎮、羅南、城津、會寧の三十四箇所に於て治療を實施して居り、其の昭和七年度に於ける實績は施療延人員入院施療三九、一三四人外來施療一四四、二四九人に達しております。右の外府立病院八箇所及私立病院四一箇所に於ても、治療を實施しております。

第三節 實 費 診 療

従来朝鮮に於ける實費診療事業は、甚だしく不振の状態でありまして、佛教又はキリスト教關係の私設團體に於て慈善的に實費診療を実施致しております。

京城佛教慈濟會實費診療所(佛教)

京城セブランス病院治療部(キリスト教)

釜山共生園實費診療所(佛教)

の三個所に過ぎない状態で、其の實績も特に取立て、記す程の事もない次第であります。最近京城府に於ては財界の不況に起因する窮民救療の要切實なるものあるに鑑みまして、幸ひ京城電氣株式會社より金百萬圓の寄附がありましたので、内五十萬圓を経費診療事業に投ずる事となり、京城府立診療所を設置致しました。之が朝鮮に於ける公立輕費診療事業の始めであります。

京城府立診療所は京城府太平通に本院を置き、京城府大島町に分院を設け此の二個所に於て、昭和八年一月十六日より診療を開始致したのであります。當診療所に於て取扱ふ患者は府住民であつて、醫療の資に乏しと認むる者及費用の負擔に堪へざるものであります。方面委員又は警察官憲の證明を有する者の二者に限られております。而して前者に對しては診療券(一ヶ月間有効)金十錢、藥價一種一劑(一日又は一回分)金十錢或は金十五錢の極めて安價なる醫療を施し、其他手術注射等は其の都

度之を極めて輕費にて施療し得る様定むることになつております。又後者に對しましては無料にて施療する規定になつておりまして、醫學博士四名醫學士二名京城醫學士一名藥劑士二名計九名の醫官を以て施療致しておる次第であります。開設後日向淺きに拘らず、一日平均一三六名を診療致しつゝある實情であります。

第四節 特種診療事業

朝鮮に於ける特種診療事業の主なるものは(一)精神病療養事業 (二)結核患者療養事業 (三)癩病患者療養事業 (四)モルヒネ患者療養事業の四つであります。

一 精神病者療養

精神病者の取扱は行旅病人に準じて之を取扱ふ規定になつておりますが、朝鮮に於ては一般に文化の程度低き爲精神病者は爾く多くない實情であります。

二 結核患者療養

結核療養事業としては黃海道海州に基督教朝鮮監理教會經營に係る海州結核療養所があるのみであります。此の療養所は實費又は施療的診療を行ひつゝあるものであります。昭和六年度に於ける治

療養人員は二七名延人員三、九六八名あります。

三 癩病患者療養

癩病患者療養事業としては、官立病院一私立病院四計五個所の療養機関がありまして、之等各機關の昭和六年度に於ける実績は、

	收容人員	経費
官立小鹿島慈惠醫院(全南)	七三一名	一四六、七〇九圓
私立麗水ビーターソルフ病院(同)	九〇九名	六二、九四五圓
私立大邱癩病院(慶北)	四七四名	四一、七六四圓
私立癩病患者相互會(慶北)	四四〇名	二、五四四圓
私立釜山癩病院(慶南)	七六四名	四二、六四〇圓
合計五箇所	三、三一八名	二九六、六〇二圓

收容人員實に三、三一八名の多きに達し、之が所要経費二九六、六〇二圓の多きを算したるの實情であります。之等の施設に因つても尙ほ收容治療し得ない患者が多数に上り、それ等の内には市内を徘徊して病毒を傳染しつゝある者が亦尠くない實情でありますから、總督府に於ては昨年十二月地方有志と相謀り、癩患者根絶を期する爲一大療養所を設置することとなり、財団法人朝鮮癩豫防協會

を設立することとして、寄附金の募集に着手致しました處、多衆の同情が集り現在百十一萬圓に達しました次第であります。此の企畫が長くも 皇太后陛下の御聴きに達しまして、御下賜金の御沙汰あり其の外李王殿下の御下賜金及國庫補助金十一萬圓道費補助金十七萬圓がありましたので、之等を合計しますと實に百五十餘萬圓の多額に達しましたから、近く癩病患者療養機關を充實する爲、全羅南道高興郡小鹿島に療養所を設置することとなつて居ります。

四 モルヒネ患者療養

朝鮮に於ては「モルヒネ」「ヘロイン」「コカイン」等の麻薬を用ひまして、一種の快樂に耽る弊風がありました。其の数は確實なる調査困難であります。相當莫大なる數に達しておる次第であります。而して之等の中毒者は自己の身體及精神を損傷するのみならず、社會に對し甚だしき害毒を流しつゝあるの實情でありますから、之等の患者を收容治療することは極めて重大なる社會問題の一つであります。目下之等中毒者の撲滅並收容治療に關しては、或は麻薬類販賣の取締を嚴にして、麻薬の供給を防止し又は社會教化施設に因りまして、健全なる思想を發達せしむる等に依り、未然に之を防止するの外全鮮に十二箇所に收容治療所を設け現在四、〇五〇名の中毒者を治療しつゝあります。

第五節 健康相談

一般有産階級の健康相談に因る保健の問題は、衛生思想の普及徹底と醫療機關の充實完備に依つて充分之を解決し得べく特種の事業實施の要なきものと存じますが、所謂無産階級即ち勞働者及貧窮民の健康相談に關しては無料又は輕費を以て、診断に應ずる適切なる施設を必要と致しますので、内地方面に於ては近時續々之等の機關が設置せられておる次第であります。遺憾ながら朝鮮に於ては未だ、其の運に立至りませんことは眞に残念の至りであります。

乳幼児及妊産婦の健康相談に因る保健問題は、乳幼児愛護週間實施に伴つて、乳幼児死亡率の低下が、漸次朝鮮朝野の識者間に喧すしく論ぜらるゝに至りましてから、兒童又は妊産婦健康相談所が、或は臨時に或は常設的に設置せらるゝことゝなりまして、年々其の數を増加しつゝあるの現状であります。

第四章 兒童保護

第一節 乳幼児保護

一 乳幼児愛護週間

昭和二年財團法人中央社會事業協會主唱に係る乳幼児愛護週間は、朝鮮に於ても財團法人朝鮮社會事業協會が中心となつて、全鮮の社會事業關係諸團體と共に、總督府を始め各官公署後援の下に之を實施致しましてより、爾來毎年五月五日を中心とし、前後合せて一週間宣傳ポスター、宣傳ビラ、ラジオの放送、活動寫眞の映寫、各新聞通信雜誌等の機關を利用する宣傳等に依つて「強く正しく愛らしく」の標語に基き、専ら乳幼児愛護精神の強調に努むる外、乳幼児及妊産婦の健康相談及口腔診断兒童審査會、兒童寄生蟲の驅除其他乳幼児保護に關し其の地方適切な事業を企劃しまして、全鮮の津々浦々に至る迄、相當の効果を舉揚致して居る實情であります。

二 乳幼児健康相談

朝鮮に於ける乳幼児の死亡率は未だ全鮮的に統計を掲ぐる運びに至りませんが、京城府に於ける死亡率は昭和五年度に於て出生兒一千人に對し一六二人であつて、之を内地の同年度死亡率一二四人に對しますと、三八人多く英國に於ける同年度死亡率六〇人に對しますと、實に三倍強の高率を示し居る次第であります。之等は畢竟育兒思想の幼稚なるに重大なる因を爲すものと存じまして、乳幼児愛護週間に於て専ら乳幼児の健康相談事業を實施せしむる様奨励しました結果、近時漸く一般民衆の

間に之に關心を持つ様になりまして、乳幼児愛護週間に其の事業の一つとして臨時健康相談を開始するに至りました。其の昭和七年度に於ける実績は健康相談所開設數三五箇所、健康相談來所兒童二、三〇九名であります。

常設的乳幼児健康相談所としては、京城に韓鎭達財團乳幼児健康相談所、愛國婦人會朝鮮本部乳幼児健康相談所の二箇所、全南光州に朝鮮社會事業協會全南支部兒童健康相談所及忠南公州に中央嬰兒館合計四箇所の相談所があります。

三 妊産婦健康相談及巡回産婆

妊産婦保護の問題も前項乳幼児保護の問題と同様、乳幼児愛護週間に於ける乳幼児死亡率の低下強調に基因して、漸く一般の注意を喚起致しまして、乳幼児の愛護週間に於ける事業の一として、臨時的に妊産婦健康相談事業を開始せらるゝに至りました。其の実績は昭和七年度に於ける事業實施個所五、來所妊産婦三一〇名であります。

常設の妊産婦健康相談所としては京城に韓鎭達財團妊産婦健康相談所及保隣會妊産婦健康相談所の二箇所を存するのみであります。又右二箇所の健康相談所には何れも各一名の巡回産婆を設置致しております。

四 託兒事業

朝鮮に於ては郡鄙を通じ、今尙婦人の戶外勞働に従事することを嫌忌するの風相當盛んであります關係上、託兒事業は其の必要性に乏しきに起因致しまして、現在都市に於ける託兒事業としては、京城財團法人和光教團東大門託兒所の一箇所と、咸鏡北道清津府に清津私立託兒保護院及清津府託兒所の二箇所計三箇所があるのみであります。亦地方村落に於ける農繁期託兒所の如きも、前述の事情に因り極めて僅少でありまして、全羅南道に桃林託兒所、京畿道に高頭山里託兒所及雲村託兒所の三箇所施設を存するのみであります。最近農村振興自力更生運動が効を奏しまして、婦人に戶外勞働亦漸次普及されて参りましたから、將來農村に於ける農繁期託兒所事業は相當發達するものと信じられます。

第二節 學齡兒童保護

朝鮮に於ける學齡兒童保護問題として、最も重要な問題は朝鮮に於ては未だ義務教育制度が確立致しておりません爲、不就學兒童を如何に保護教育するかの問題であります。朝鮮に於ける學齡兒童數は推定二百六十五萬名に達しますが、其の内、就學兒童數は五十七萬四千餘名に過ぎませんから

僅かに學齡兒童の二二%しか、正規の學校に通つてゐないと云ふ有様であります。因つて本府は先づ普通學校の増設計畫を樹て、毎年國庫から多額の補助金を支給して、一面一校を設置することとし目下着々實行中であります。又民度低い朝鮮の實情より見て、可成授業料其他學費の低トを圖つて居ります。尙不就學兒童の教育機關として、併合前から各部落又は個人或は教師自ら設立に係る書堂が九千二百八箇ありまして、十四萬六千九百名の兒童に對し不完全ながら普通教育をして居ります。

私設社會事業團體に於て貧兒教育事業を經營して居るものは、京畿道に和光學校、立正學院の二箇所慶尙北道に天理教内鮮同慶會、慶尙南道に釜山共生女學校、馬山私設福壽會夜學會、鎮海立正慈教團の三箇所平安南道に順安私立義明學校合計七箇所がありまして、昭和六年末現在生徒數一、九七六名であります。

右の外學齡兒童保護問題としては、兒童の保健問題として學校醫又は學校看護婦の設置、貧窮生徒の保護問題として、學費の補給、授業料の免除等の事業があります。其の外一般社會的保護事業として兒童文庫及遊園地の設置、健康相談事業、寄生蟲の驅除事業等の施設を要するものと存じますが、朝鮮に於ては未だ之等の施設の實施を見るに至りません。

第三節 特種兒童保護

一 不良兒保護

不良兒保護事業としては、總督府直營の不良兒感化を目的とする朝鮮總督府感化院、竝浮浪兒に産業を授け獨立の生活を營む能力を養成せむとする、明進舎及大邱警察署少年保護所の三つの事業があります。

朝鮮總督府感化院は其の名稱を永興學校と稱しまして、咸鏡南道文川郡明孝面に於ける永興海軍防備隊の建物に、改修を加へて校舎に充て、大正十二年十月一日より事業を開始して今日に及んで居ります。

現在收容中の兒童は昭和八年四月末日現在九二名(内内地人七名)であつて、校長以下三名の教諭が感化教養の任に當つて居ります。

兒童の入院當時の健康状態は、何れも甚だしく不良でありまして、中には行旅病人として收容するを適當とする程度の者すらあるの實情であります。入院後の規律的生活に依り、漸次健康を回復して大體入院後一、二箇月にて、何れも健全體となつて來る状態であります。

收容兒童の大部分は盜癖ある者でありまして、之に加ふるに放縱浮浪の野生的生活を常として居る者が多い關係上、之を規律的生活に入れる爲、學校の教育主義は教育勅語の 聖旨に基きまして、智能を啓發し徳性の涵養に努め、規律的習性を養成致しまして、將來社會に出で自活し得る素地を作らしむべく實業指導を與ふることとなつて居ります。

兒童日常の生活は設備の都合上、入院直後は一棟六室に區分したる寄宿舎に之を收容し、合同の食堂を設けて舎監兒童と寢食を共にし、入院後の成績良好なる者は四棟の家族舎に分宿せしめて、保琳を附し家族的生活を營ましめ、更に退院前の兒童は特別の教養を施す爲、獨立せる一家族を形成せしめて獨立の生活を營ましめつゝありまして、大體を通じ師弟間一家族として、溫清を以て教養の精神と致して居る次第であります。

學科の程度及教科科目は修業年限六ヶ年の普通學校に準じまして、之に兒童の適性に應じ農業、漁業、木工等の實科を加へて、勤勞の習慣を養ふと共に職業の指導を致して居る次第であります。

本院開設以來感化の實を擧げ退院せしめました兒童は、昭和七年度末現在に於て一〇九名に達して居る次第であります。

京城に於ける明進舎及大邱に於ける大邱警察署少年保護所は、何れも當該都市に浮浪して居ります

兒童を收容致しまして、之に職業を授けつゝある私設團體であります。

而して明進舎は昭和三年十二月に開設せられたものでありまして、昭和七年度末現在に於ける收容人員八五名に達し、木工の技術を授けて居ります。

大邱警察署少年保護所は大正十一年十月に開設せられたものでありまして、昭和七年度現在收容人員一五名にして、之に製繩の術を授けて居ります。

二 異常兒保護

異常兒保護事業と致しては、朝鮮總督府濟生院盲啞部及平壤私立盲啞學校の二施設を存するのみであります。

朝鮮總督府濟生院は明治四十五年四月勅令第四十三號を以て官制が發布せられまして、孤兒の教養を爲してゐましたが、其の後大正二年四月一日より、盲啞教育をも併設せらるゝこととなつたのであります。昭和七年度末現在收容人員は、盲生三四名啞生七〇名計一〇四名でありまして、之等の生徒に對しては専ら實用的方面に重きを置き、卒業後は他の補助を受けずして善く自活し得ます様、盲生に對しては鍼灸及按摩、啞生に對しては洋服裁縫の實科を課して居ります。

平壤私立盲啞學校は米國監理教派が之を經營し、女子盲啞者に限り之を教養致して居ります。而し

收容兒童の大部分は盜癖ある者でありまして、之に加ふるに放縱浮浪の野生的生活を常として居る者が多い關係上、之を規律的生活に入れる爲、學校の教育主義は教育勸語の 聖旨に基きまして、智能を啓發し徳性の涵養に努め、規律的習性を養成致しまして、將來社會に出で自活し得る素地を作らしむべく實業指導を與ふることゝなつて居ります。

兒童日常の生活は設備の都合上、入院直後は一棟六室に區分したる寄宿舎に之を收容し、合同の食堂を設けて舎監兒童と寢食を共にし、入院後の成績良好なる者は四棟の家族舎に分宿せしめて、保母を附し家族的生活を營ましめ、更に退院前の兒童は特別の教養を施す爲、獨立せる一家族を形成せしめて獨立の生活を營ましめつゝありまして、大體を迪じ師弟間一家族として、溫清を以て教養の精神と致して居る次第であります。

學科の程度及教科科目は修業年限六ヶ年の普通學校に準じまして、之に兒童の適性に應じ農業、漁業、木工等の實科を加へて、勤勞の習慣を養ふと共に職業の指導を致して居る次第であります。

本院開設以來感化の實を擧げ退院せしめました兒童は、昭和七年度末現在に於て一〇九名に達して居る次第であります。

京城に於ける明進舎及大邱に於ける大邱警察署少年保護所は、何れも當該都市に浮浪して居ります

兒童を收容致しまして、之に職業を授けつゝある私設團體であります。

而して明進舎は昭和三年十二月に開設せられたものでありまして、昭和七年度末現在に於ける收容人員八五名に達し、木工の技術を授けて居ります。

大邱警察署少年保護所は大正十一年十月に開設せられたものでありまして、昭和七年度現在收容人員一五名にして、之に製繩の術を授けて居ります。

二 異常兒保護

異常兒保護事業と致しては、朝鮮總督府濟生院盲啞部及平壤私立盲啞學校の二施設を存するのみであります。

朝鮮總督府濟生院は明治四十五年四月勅令第四十三號を以て官制が發布せられまして、孤兒の教養を爲してゐましたが、其の後大正二年四月一日より、盲啞教育をも併設せらるゝことゝなつたのであります。昭和七年度末現在收容人員は、盲生三四名啞生七〇名計一〇四名でありまして、之等の生徒に對しては専ら實用的方面に重きを置き、卒業後は他の補助を受けずして善く自活し得ます様、盲生に對しては鍼灸及按摩、啞生に對しては洋服裁縫の實科を課して居ります。

平壤私立盲啞學校は米國監理教派が之を經營し、女子盲啞者に限り之を教養致して居ります。而し

て昭和七年度末現在盲生二十名を收容して居ります。

三 貧窮兒保護

貧窮兒保護事業たる孤兒、産兒其の他の貧兒を收容養育する育兒事業は、朝鮮に於ける私設社會事業中特に其の數も多く比較的完備せられて居る實情であります。

朝鮮總督府としては朝鮮總督府濟生院養育部に於て、棄兒又は孤兒の收容教養を行ふの外、棄兒及孤兒は行旅病人に準ずる取扱を爲して居ります。

朝鮮總督府濟生院養育部に收容しまする兒童は、精神又は身體に缺陷ある者を除き、何れも個人又は私設育兒事業團體に之を委託教養せしむる事となつて居ります。而して之等委託兒童に對しては養育費として、兒童滿十二歳に達する迄兒童一人に對し京城府内は九圓、其他の府内は八圓、府外地は七圓を支給して居りまして、昭和七年度末現在で之等委託兒童數は、一九八名を算し院内收容者は五名であります。

尙委託兒童が滿十二歳に達した場合は、大體に於て養子として差遣しますが、之等の處分を爲し得ざる兒童は何れも之を濟生院に引取り養育部特設の農場に於て、農事を授け將來自活の途を得せしめつゝあります。



鎌倉保育院京城支部
(育兒事業)



京城保育院
(育兒事業)



木 浦 共 生 園
(育 兒 事 業)



財 團 法 人 平 壤 孤 兒 院
(育 兒 事 業)

私設育兒團體としては、京畿道七、忠清南道四、全羅北道一、全羅南道三、慶尙北道三、平安南道二、平安北道一、咸鏡南道一、計二十二の事業團體がありまして、昭和七年度末に於ける收容人員一〇七二名に達し、同年度に於て總經費一五〇、七〇五圓を費して居る次第であります。

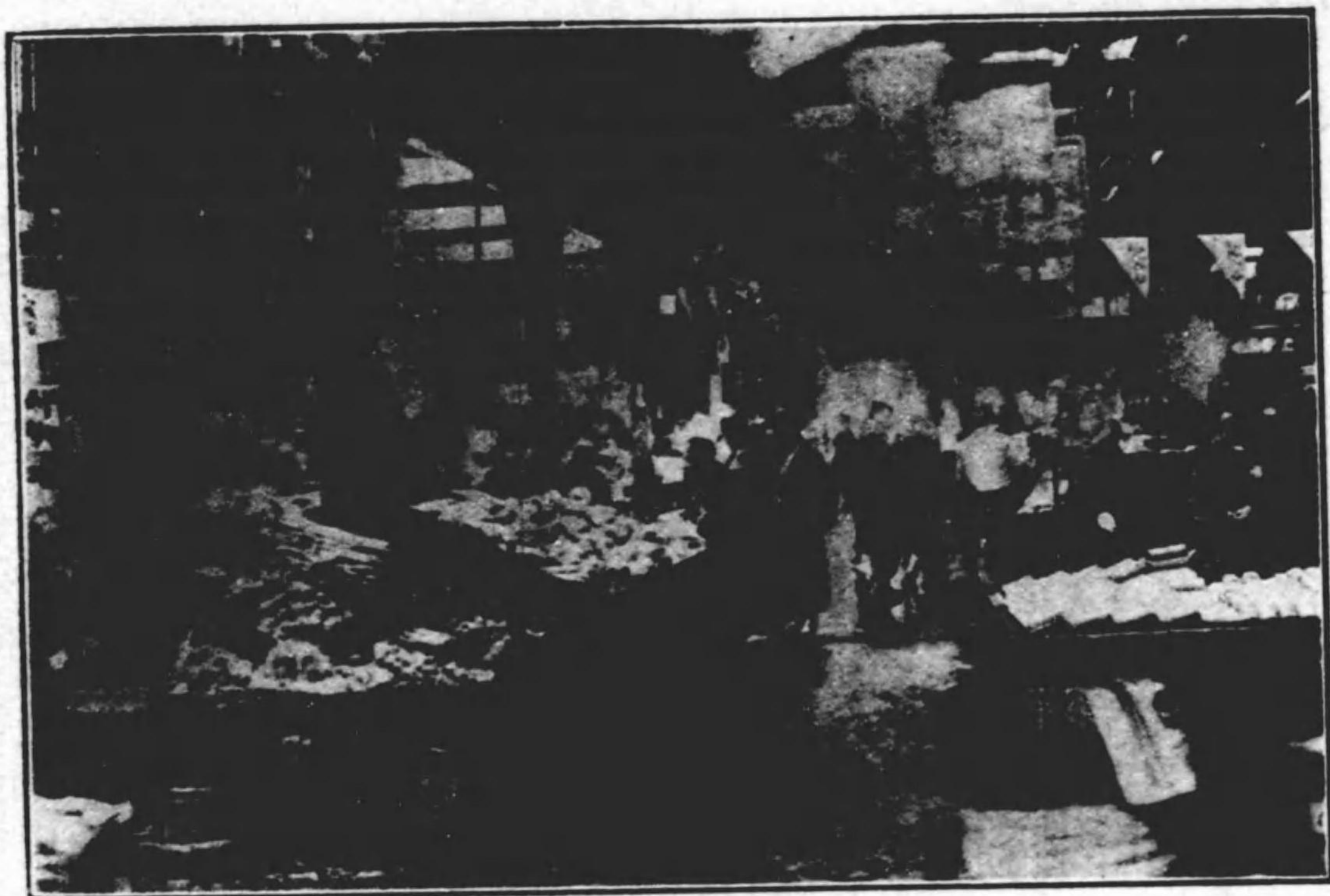
第五章 福利施設

第一節 公益市場

食料品其他の日用品を廉價に供給することを目的とし、公共團體又は公益團體の施設する小賣市場でありまして、歐洲大戰後物價が騰貴した際に設けられ、漸次普及したものであります。現在公益市場を有するは京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、元山、清津の十府でありまして、市場の数が二十一ヶ所、店舗数が千八百餘、一ヶ年賣上高四百四十七萬餘圓に達して居ります。

公益市場表

道名	名	稱	店舗數	一ヶ年賣上總額 (昭和七年度)	販賣商品
京畿	京城明治町	公設日用品市場	一六	八〇、〇四三	日用食料品、木炭
同	京城府花園町	公設市場	一四	一九一、六七〇	同



釜山富平町公設市場
屋内ノ一部



平填壽町公設市場

同	同	同	同	同	同	同	同	慶南	慶北	全南	全北	同	同	同
同	同	平南	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	平南	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
幸町公設市場	司倉公設市場	平填府壽町公設市場	扇町公設市場	馬山府富町公設市場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八	三四	四七	七	一三	一七五	三三	三四	二五	三八四	四七八	一五	二七	六	二二
一〇七、〇三九	一一九、〇九六	一三七、三〇二	一〇、八〇〇	二〇三、五〇〇	一三〇、〇〇〇	四三、八〇七	二二、九五四	二二、八三三	二二、三六〇	二二、七三六	二二、七五〇	一六七、九五六	二四、〇九四	一三三、八九八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		日用食料品、陶器、雜貨、薪炭	同	同	日用食料品、雜貨	同	日用食料品、雜貨、陶器類	日用食料品、雜貨	同	日用食料品及雜貨、吳服、其他	日用食料品	日用食料品、陶器、其他雜貨	野菜、肉類其他雜貨	生果、野菜、干物類
														野菜類及魚類
														八三、三六四
														一二、〇七九

成南	元山府京町公設市場	二四	四一、八六〇	日用食料品、雜貨、木製品
成北	清津府公設市場	一四	一〇三、七六四	日用食料品、雜貨、呉服、薪炭
計			一、八〇五 四、四七四、四九一 (外ニ屋外三、三〇〇) (外ニ屋外三、六七五)	

近時公益市場の趣旨が一般需用者間に了解せられ、之が利用者の増加したるに鑑み、京城に於ては個人に於て一定の位置を割し、公益市場に類似せる廉賣市場を建設するものが十三箇所ありまして、大體公益市場と同値を以て日用品を販賣しつゝあります。

公益市場に於て商品の値段を一般より低廉ならしむる爲には

- 1 店舗の家賃を可及的低廉ならしむること
- 2 場内水道、電話、門燈等を經營者が支辨すること
- 3 販賣人は可成生産者又は卸商人を指定し、商品の價格を經營者が指定すること
- 4 指定販賣人に對しては營業税を免除すること
- 5 鐵道當局と交渉し、貨物の運賃の割引を爲すこと
- 6 取引は凡て現金取引とすること

等を実行しつゝあります。之が爲一般市價より常に一、二割方低廉を普通とし、之に依り延ては一般

市價を牽制する上に於ても効果が少くありません。

朝鮮には従來農村僻地に至る迄、市場制度が發達し、之等は多く府邑面の經營であります。けれどもこれは單に商品を持寄り、賣買する所であつて、特に一般より廉價を以て、供給すると云ふものでなく、普通の店舗と變る所がありません。

公益市場の經營に付ては、市場販賣人の選定取締販賣品の品質、斤量並價格等の監督、生産者と中央市場との聯絡等に、最も力を用ゆるの必要があり、且つ之が利用者の信頼は其の公營なることに掛るものでありますから、原則として府邑面營となし、其の創設費に對しては低利資金を融通して之を助成して居ります。

第二節 公益質屋

質制度は動産擔保の庶民金融機關として、細民、労働者及少額所得者階級の最も廣く利用する所であつて、我國古くから一般に之が普及せられ、朝鮮に於ても典當舖と稱せられ、其の制度は内地の質屋と同一であります。大正十五年昭和元年中の調査に依れば、内地人經營の質屋が五百四十八、朝鮮人經營の典當舖が六百九十八、計一千二百四十六戸あります。其の一箇年の入質、受質及流質狀況は

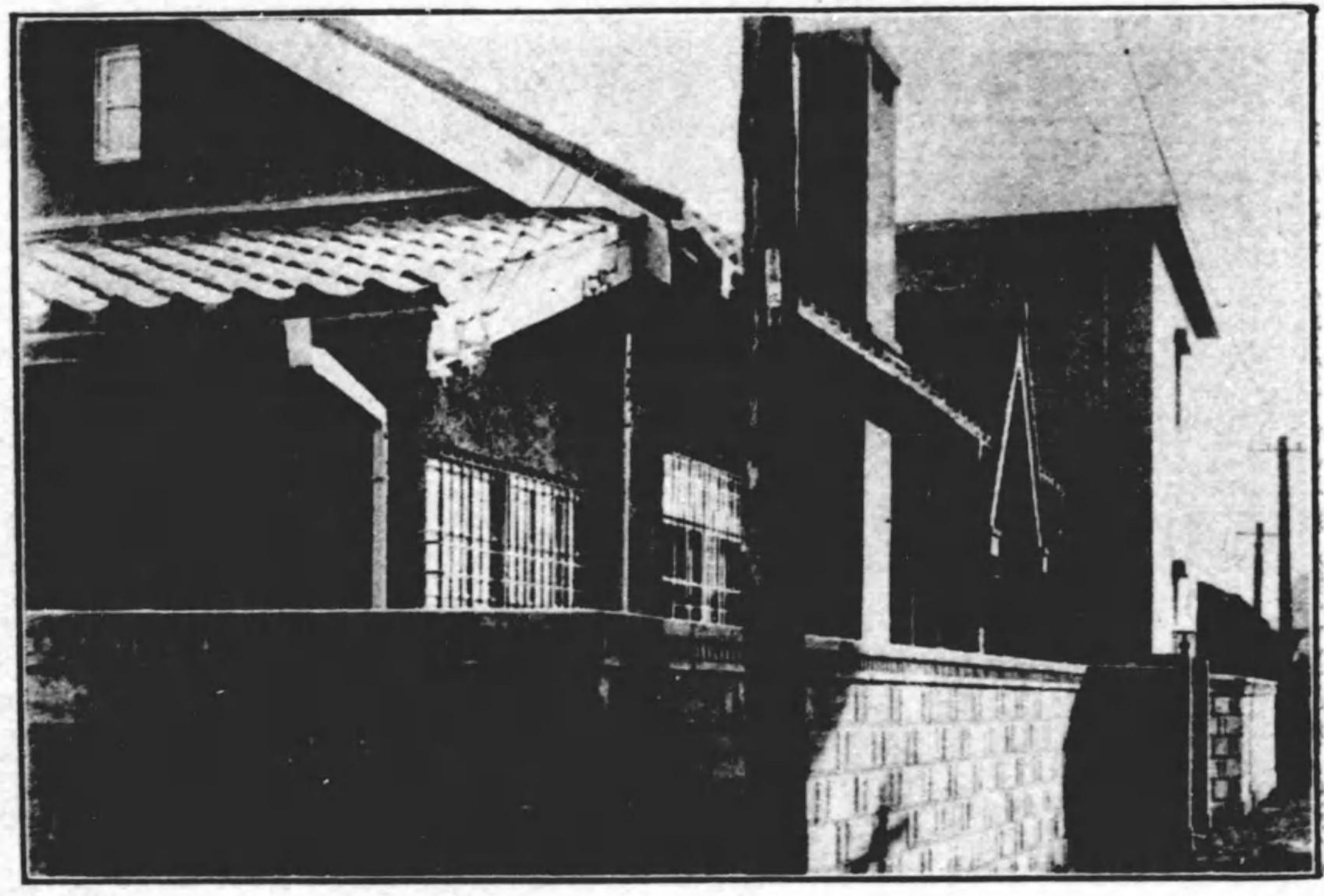
	口數	金高	平均一口金高
入質	二、六〇、〇四〇	七、六三、六〇〇	三九八
受質	一、六八七、一〇一	五、〇七六、一五九	三〇一
流質	二九〇、四五五	一、〇五三、三七三	三六二

朝鮮に於ける庶民金融機關としては、郵便貯金、貯蓄銀行、金融組合、無盡業（金融を目的とする種）金貸業、質屋（典當舖）等がありますが、郵便貯金は貯蓄の一方的作用に限られてをて、直接庶民階級に資金の融通を爲すものでなく、貯蓄銀行、金融組合、無盡業等は貯蓄と融資との兩機能を兼用するものであるけれども、其の融通に對しては擔保の方面及貸付を受くる者の資格範圍等に就て、夫々制限があつて其の内最も小資本の融通を爲しつゝある金融組合でさへ、昭和八年三月末に於ける組合員一人當貸付金額は、八百十九圓八十錢を算すると云ふ事實に徴しても、一般少額所得者階級に對する金融機關としては、充分の作用を成して居ないと云ふ憾があるのであつて、質業の一口の貸付平均額は、僅かに三圓九十八錢でありますから、結局是等の階級に對する金融の途は、僅かに質業と金貸業との二つに之を見出し得るのであります。

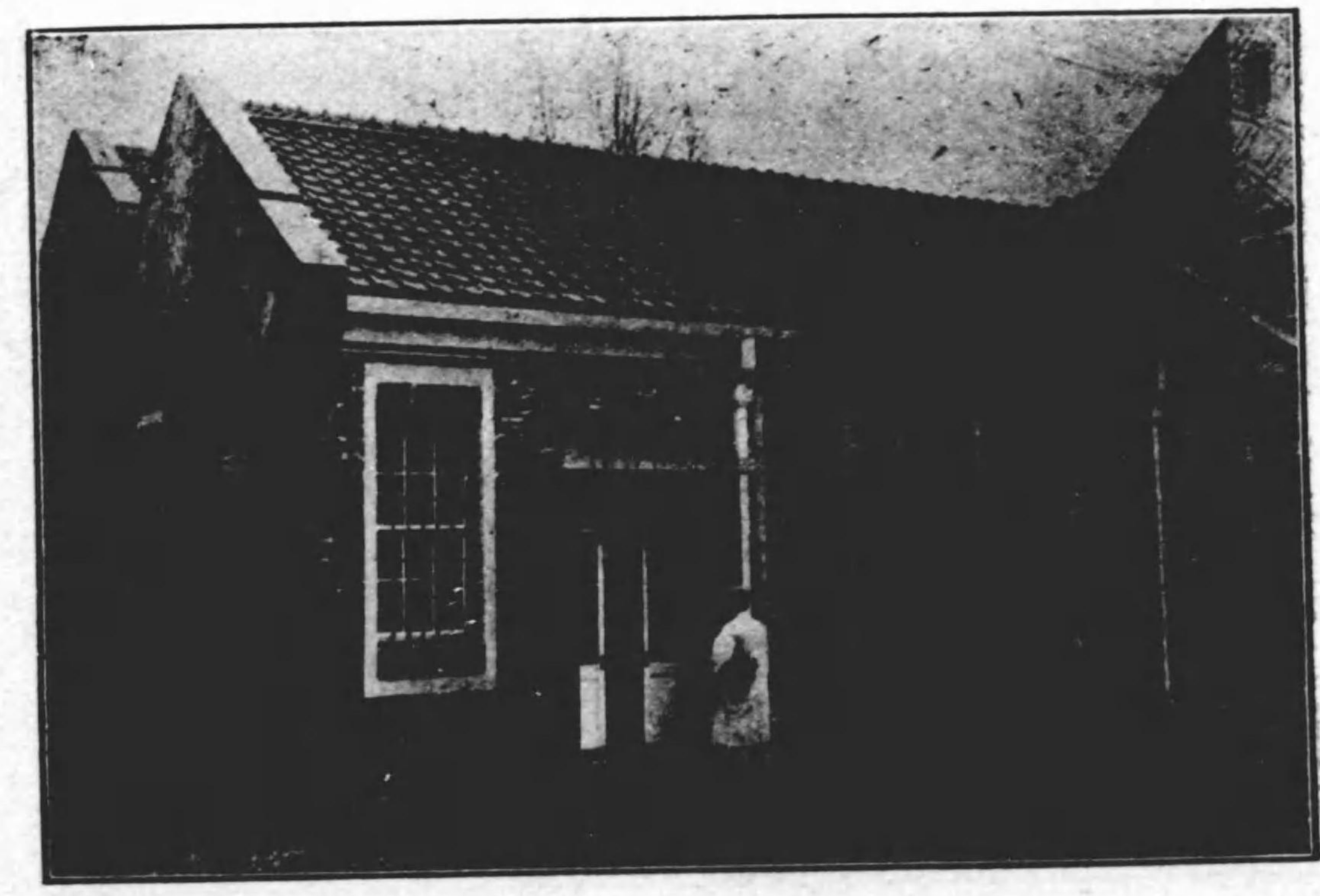
金融組合狀況（昭和八年三月三十一日現在）

組合員数	都市組合	村落組合	計
組合員数	六一	六三	六七四
拂込済出資金	一三七、六三一	一五五、七九四、一七四	一五五、九三一、八〇五
預り金	三、一六三、五〇〇	一〇、二五六、三八六	一三、四一九、八八六
貸付金	一八、九五六、九八六	三六、四〇六、〇二二	五五、三六二、九九八
平均一人當貸付金	三二八、二五、六六二	一〇五、〇〇七、〇〇五	二二七、八三二、六六七
	一、六五八、四七	六七四、〇一	八一九、八〇

然るに金貸業は質業の如く、特に法令の取締を受くることなく、従つて取引の實際に於ては質業に比し、概ね貸付利率高く貸付方法の如きも、借主に對し不利益なる場合多く、衣類家具其の他の動産を擔保として、簡易敏速に資金の融通を行ふ質業は、實際に於て少額所得者階級に對する唯一の金融機關であると云ふても過言ではないのであります。然れども普通の質屋は營利を目的とするものであるから、其の缺點を擧ぐれば (一)貸付利率高きこと(月四分乃至八分) (二)貸付歩合低きこと (三)流質の多きこと等の點に於て、質置主の蒙る不利益があります。然るに之が利用者は他に適當の金融の途がないから、生活費の不足を告げ、又は營業資金を缺き或は一朝不慮の災害疾病等に罹つた場合は、其の窮乏を補はんが爲に、質屋の門を潜ることを餘儀なくせらるるのであります。



京城西部公益質屋



平塚北公益質屋

朝鮮に於て公益質屋なるものを設置したのは、大正九年十月全羅北道が地方費から、無利子の資金三千圓を個人に貸付けて、公益的に質業を經營せしめたのが初めて、其れに引續いて群山、光州等に於ても同様の方法に依るものが出来ましたが、資金額が少く尙經營方法等にも不充分の點がありましたので、先づ市街地に於ける労働者少額所得者其他細民等下層階級者の生活安定に資する爲、昭和四年度から本府豫算に公益質屋補助費を計上して、建築費に對し五割、經常費に對し三分の一の補助金を支給すると共に低利資金を融通して、府又は邑に對し之が設置を奨励しつゝあるのであります。現在迄に京城、平壤、釜山、大邱、木浦、元山、咸興、清津、新義州の各地に計十一箇所の公益質屋を設置し、本年度に於ては更に五箇所を新設する豫定であります。此の事業は朝鮮の現状に鑑み、有効適切なる社會事業でありますから、將來漸次各地に普及せしめて、朝鮮に於ける細民金融機關の改善充實に資し度いと思つて居ります。尙之が普及に伴ひ朝鮮公益質屋令を制定して事業の運行を圓滑ならしめたいと思ひます。

公益質屋調

(昭和七年九月末現在)

名 稱	所 在 地	貸付資金	貸付制限	貸付利率	流賃期限	事業開始年月日
京城府東部公益質屋	府内鐘路五丁目一〇八番地	三〇,〇〇〇円	一口一世帯 二付二付	月一分五厘	四月	昭和四、三、三〇
京城府西部公益質屋	府内竹添町三丁目三九番地	三〇,〇〇〇	五	月一分五厘	四月	昭和六、三、一〇
木浦府公益質屋	府内南橋洞一〇番地	三〇,〇〇〇	一〇	月一分五厘	四月	昭和五、一、三三
大邱府公益質屋	府内 德 山 町	三〇,〇〇〇	一〇	月一分	四月	昭和四、三、二六
釜山府公益質屋	府内瀛州町四六番ノ五 四〇番ノ二	三〇,〇〇〇	一〇	月一分五厘	四月	昭和五、六、一〇
平壤府北公益質屋	府内鷄里一三六番地	一〇,〇〇〇	一〇	月一分五厘	四月	昭和五、一、四
平壤府南公益質屋	府内幸町二八番地	一〇,〇〇〇	一〇	月一分五厘	四月	昭和六、三、二六
新義州府公益質屋	府内若竹町二三番地	一〇,〇〇〇	一〇	月一分五厘	四月	昭和五、三、三〇
元山府公益質屋	府内石隅洞五一番地	三〇,〇〇〇	一〇	月二分	四月	昭和六、二、八
咸興府公益質屋	府内 中 荷 里	一〇,〇〇〇	一〇	月二分	四月	昭和六、二、一
清津府公益質屋	府内浦項一三番地ノ八	一〇,〇〇〇	三〇	月一分五厘	四月	昭和五、一〇、一五
計	十一箇所	一、九七、〇〇〇				

第三節 小農生業資金貸付

朝鮮の農家は全鮮總戸數三百八十萬餘戸の内實に七割五分を占め、而も其の大多數は純小作農及自

作兼小作農階級に屬する小農でありますから、之に對し適當なる保護政策を實施するは、施政上最重
要なることであります。彼の金融組合に於ても、最近組合員降下運動を起し、下層小農者を收容する
に至りましたが、多數の小農者を全部金融組合員とすることは到底不可能であります。従て小農者の
多數は己むなく、貸金業、地主等から高歩の資金を借入れて、纔に一時の急場を凌ぎつゝある状況で
あります。之に依つて生活の安定を期することは出来ないのであります。右の様な實情でありまし
て、總督府に於ては小農金融機關の必要を感じましたので、昭和三年度から邑、面をして、小農生業
資金の貸付事務を實施せしむることになつたのであります。然しながら此の事業は従來有りふれた金
錢貸付ではないのであります。即ち小農者に對し、二十圓内外の生業に必要な資金を、低利且つ容易
に融通すると共に、小農者を勤勞主義を以て、指導訓練して自ら額に汗して、其の窮境を打開せしむ
るのが眞の目的であります。夫れでありますから單に資金の貸付のみに止めず、特に部落單位に依り、
資金の借受人三十名内外を以て、互助共勵を旨とする勤農共濟組合を組織せしむると共に、部落内の
有力者、篤農家其他適當なる中心人物中から、一組合一名宛の勤農輔導委員を、郡守島司が命じて
組合員の指導に當らしむるのであります。

本事業が實施せらるゝや、一般民衆は前代未聞の善政なりとして、當局に對し感謝の意を表する様

な状態でありまして、施政上に及ぼした効果は多大なるものがあります。けれども本事業は朝鮮に於ける民度の低い、而も資力信用確實ならざる多数の細民を相手とするものでありますから、之が實施上には一段の努力を拂はねばならぬ次第であります。

而して本事業資金は併合の際、朝鮮に下賜せられました、臨時恩賜の元本及基金編入金を之に貸出して居るのでありまして、現在迄の貸出総額は二百五十萬餘圓に達し、勤農共済組合數四千二百三十組員數十二萬四千人でありますから、一家五人家族と見て、六十二萬人の細農者が本事業の恩典に浴して、生業に勵み合ひお互生活安定の爲に働いて居るのでありまして、從來の成績に依りますれば此の結果今迄は酒や賭博の盛であつた部落が、此の事業の爲に一變して禁酒禁煙を實行したり、朝起を勵行して纏綿ひをしたり、吠を織つて其の得た金を貯金したり、或は税金を期限内に持参納入するとか、農事改良に努むるとか、又は冠婚葬祭費の節約、斷髮、色服等と云ふ風な生活改善を申合せて實行する等の美談も少くないのであります。

小農生業資金貸付事業実績調

(昭和七年三月末現在)

道名	資金貸出			貸付金使途	勤農貯金		
	出総額	邑面數	勤農組合員數		總額	貯金人員	一人當平均
京畿道	5,088	28	130	購牛、製繩、吠、養豚、織物、養蠶、養蠶、荻細工、其他	8,399	2,755	3.04
忠清北道	29,240	82	205	購牛、製繩、吠、養豚、織物、肥料、土地購入、小作料前納、養蠶、アンペラ莞草、農具、小商賣、油車、種苗、製綿、荻細工、其他	9,522	4,769	2.00
忠清南道	34,860	103	378	購牛、製繩、吠、養豚、肥料、織物、土地購入、小作料前納、養蠶、アンペラ莞草、農具、小商賣、油車、種苗、製綿、荻細工、其他	26,077	9,492	1.68
全羅北道	15,480	66	249	購牛、製繩、吠、養豚、肥料、織物、小作料前納、養蠶、アンペラ莞草、農具、薪炭、製紙、種苗、製綿、其他	3,652	7,664	4.42
全羅南道	26,000	155	455	購牛、製繩、吠、養豚、肥料、織物、土地購入、小作料前納、養蠶、アンペラ莞草、農具、小商賣、油車、種苗、製綿、荻細工、薪炭、養蠶、牛馬車、其他	3,339	2,589	2.76
慶尙北道	26,000	28	477	購牛、製繩、吠、養豚、肥料、織物、小作料前納、養蠶、農具、養蠶、其他	5,752	2,485	3.96

慶尚南道	二〇六、七〇〇	二四七	三九〇	二、六三六	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、織物、土地購入、小作料前納、養蠶、アソビ、竹木、薪炭、農具、小賣商、漁業、牛馬車、種苗、製綿、萩細工、養蜂、其他	三六、四四四	九、一三五	四、一九
黃海道	二六四、七六六	一七三	四七〇	一三、五八八	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、織物、土地購入、養蠶、アソビ、アソビ、農具、牛馬車、養蜂、其他	二五、六二五	二、一五〇	二、二五
平安南道	二二六、八三三	一五三	三七七	九、〇〇四	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、織物、養蠶、アソビ、アソビ、アソビ、竹木、薪炭、養蠶、牛馬車、萩細工	二七、六二七	七、九七七	三、四八
平安北道	二四七、九四〇	一〇三	四二四	一三、二二六	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、織物、アソビ、アソビ、アソビ、農具、牛馬車、養蜂、其他	三六、一三五	一〇、三六二	三、四八
江原道	二二八、六〇〇	二七	三六六	二、四九八	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、織物、土地購入、養蠶、アソビ、アソビ、農具、小賣商、薪炭、製紙、牛馬車、製綿、養蜂、其他	三三、八二四	八、八七七	二、五九
咸鏡南道	二四四、一六〇	九五	二七一	六、九四三	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、織物、土地購入、小作料前納、養蠶、アソビ、アソビ、農具、小賣商、竹木、薪炭、牛馬車、萩細工、養蜂、其他	二二、九五〇	六、二六六	三、四九
咸鏡北道	一〇〇、八〇〇	六九	一六八	五、〇三二	購牛、製繩、吠菴、養豚、肥料、土地購入、小作料前納、養蠶、アソビ、アソビ、農具、小賣商、アソビ、アソビ、農具、養蠶、牛馬車、種苗、養蜂、其他	一〇、九二二	三、七六六	二、八九
合計	二、四〇一、九六六	一、七三三	五、二〇二、三三三	一〇〇、〇〇〇		三三、二七二	一〇、二七七	三、三三

第四節 住宅の供給及改善

住宅は衣食と相並んで、生活必須の条件であります。従つて住宅の量的供給及質的改善の問題は、其の實質に於て生活問題そのものであります。住宅難は數の不足、家賃の騰貴及質の不良等各種の原因が、相錯綜して發生するものであります。即ち大正七、八年頃は主として數の不足であつたが、其の後住宅すしも一樣ではないのであります。即ち大正七、八年頃は主として數の不足であつたが、其の後住宅數の不足は稍緩和せられた觀があり、京城等でも各所に貸家札を見受ける様になつたけれども、質の不良な住宅、家賃の割に高い住宅等は依然として存在し、庶民生活を脅威する一因をなして居るのであります。

朝鮮に於ては、大正七年以來衛生、經濟兩方面から見て、改善せられた住宅を供給する目的を以て、府邑に對し住宅經營を勸奨した結果、漸次各地に之が普及を見るに至り、現在公設住宅を經營せるは京城、木浦、大邱、釜山、新義州、清津の六府及公州、海州の二邑に亘り經營戸數が五百戸であります。

公設住宅表

道名	名稱	場所	戸數	備考
京畿	財團法人保隣會	京城府橋北洞四一	八〇	朝鮮式
京畿	京城府管光熙住宅	高陽郡漢芝面新堂里二三六	八〇	煉瓦建、鉗丹葺温突
忠南	公州邑管住宅	公州郡公州邑錦町	二〇	平家建スレート葺
全南	木浦府管住宅	木浦府仲町二丁目五	六	木造平家建瓦葺
慶北	大邱府管住宅	大邱府東雲町 大邱府南旭町	三〇(甲) 乙二四	甲瓦葺平家一棟二戸建 乙同 一棟四戸建
慶南	釜山府管住宅	釜山府草梁町六六四、中島町二 丁目八八、大新町四二三、九八〇	一一五	日本式木造平家瓦葺
黄海	海州邑管住宅	海州郡海州邑上町一〇〇	二〇	日本式
平北	新義州府管住宅	新義州府雲井町一五	八〇	木造平家建
咸北	清津府管公設住宅	清津府巴町、壽町、常盤町、 北星町、新岩洞	七〇	木造亞鉛板葺日本平家建
計			五〇一	

之等住宅供給施設に對しては、可成低利資金の融通を爲し、以て促進を圖ると共に、建築設計に對しては、衛生經濟兩方面より適當の指導監督を加へ、以て住宅の質的改善に資しつゝあります。次に公益事業に基く、住宅供給の他の一の態様として、内地には住宅組合がありますが、之には權利義務の關係が伴ひ、其の取扱が非常に複雑となり、而も相當長期間互に關係上、朝鮮の様な民度の低い地方では、内地の様な住宅組合制度を未だ實施するに至つて居りません。

次は不良住宅地區改善問題であります。朝鮮でも大都市には必ず、其の一部に所謂貧民地區がありまして、衛生風紀保安等の點から觀まして、之が改良の必要があるのであります。又近時京城其の他の都會地附近に於ては、住むに家なき勞働者其他下層階級者があつて、官私有地を問はず、他人の土地に無斷で一時的の掛小屋又は土幕を造り居住するものが、年々増加しつゝありまして京城及其の附近に於ては、昭和七年十月の調査に依れば、九百餘戸四千五百餘人を算するの實狀でありましたから、財團法人和光教園が本府及道府から補助金を受け且つ篤志家の寄附金を以て、之等を一定の地域に收容して居ります。其の他の府邑に於ても其の處置に付、困難を感じて居りますして、最近に至り之が改善教化の計畫を樹つるの氣運に向ひつゝありますので、本府に於ても當該府邑等に對し、補助金を與へ又は低利資金を融通して、之が改善を圖り度いと思つて居ります。

第五節 共同宿泊所

木賃宿、安宿又は同居生活を爲す、獨身勞働者等に對し、宿泊料を低廉にして、設備の良好な宿泊所を供給し、兼ねて修養娛樂の機會を與ふることは、勞働者其の者の品位を向上せしめ、併せて産業

能率を増進する上に於ても最も必要なことであります。

朝鮮に於て現在此の種宿泊所を經營せるは、京城府、仁川府、平壤府、釜山府であつて、尙京城に於ては和光教團も經營して居ります。

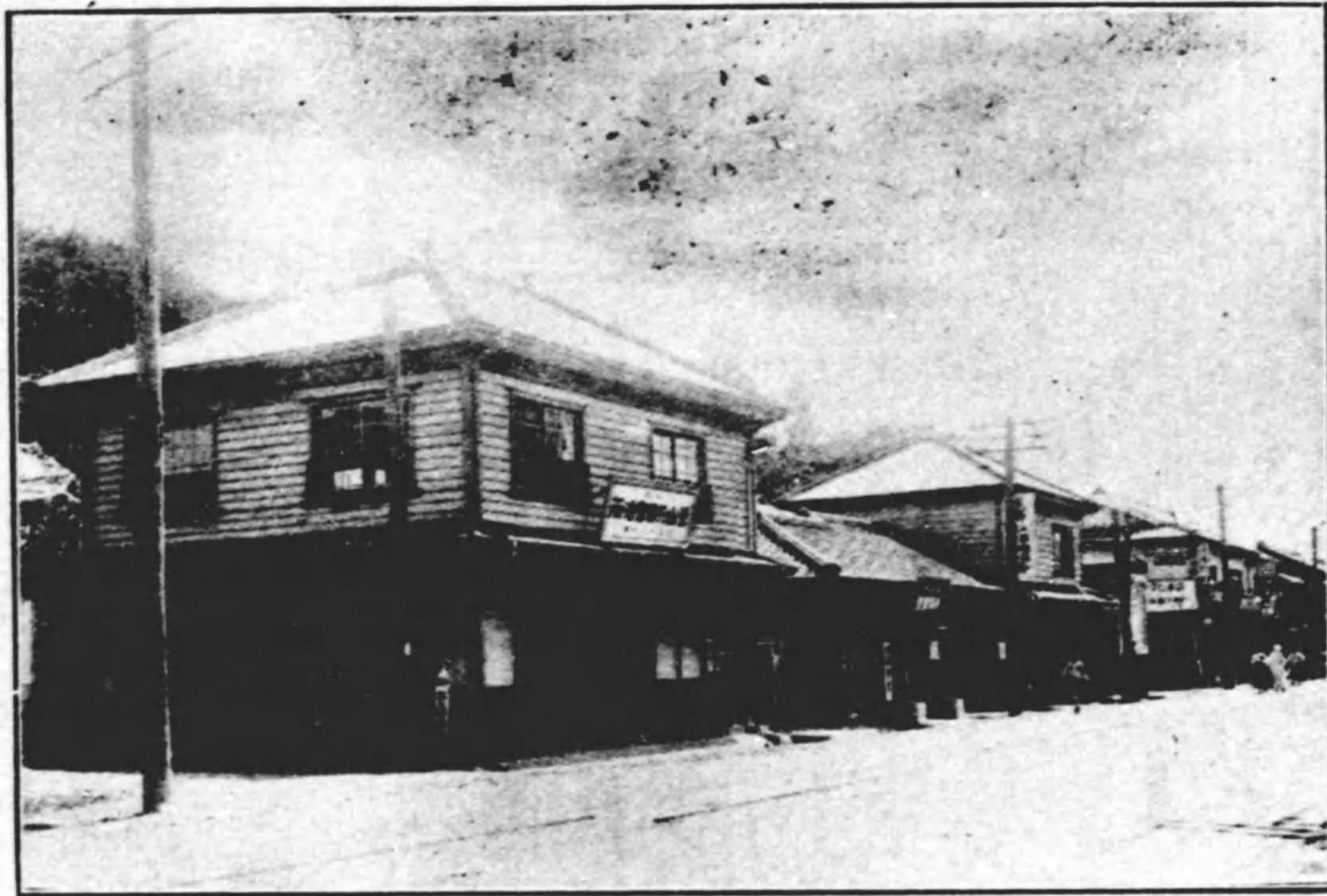
共同宿泊所は其の當初の創設費に、多大の經費を要するものであるけれども、之が經營の爲の維持費としては宿泊料の収入があり、尙寄附金等もありますから、本府は之が建築費のみに對し補助金を支給して助成する方法を取つて居ります。

第六節 簡易食堂

獨身労働者其他に對し、簡易にして保健的な食事を低廉に供給する設備がありますが、朝鮮は一般市井の飲食店の給食設備が、比較的良く普及し、料金も非常に安い關係上、此の方面の施設は餘り不自由を感じませんので、現在簡易食堂を經營せるは釜山府のみであります。

第七節 共同浴場、共同理髮場、共同洗濯場

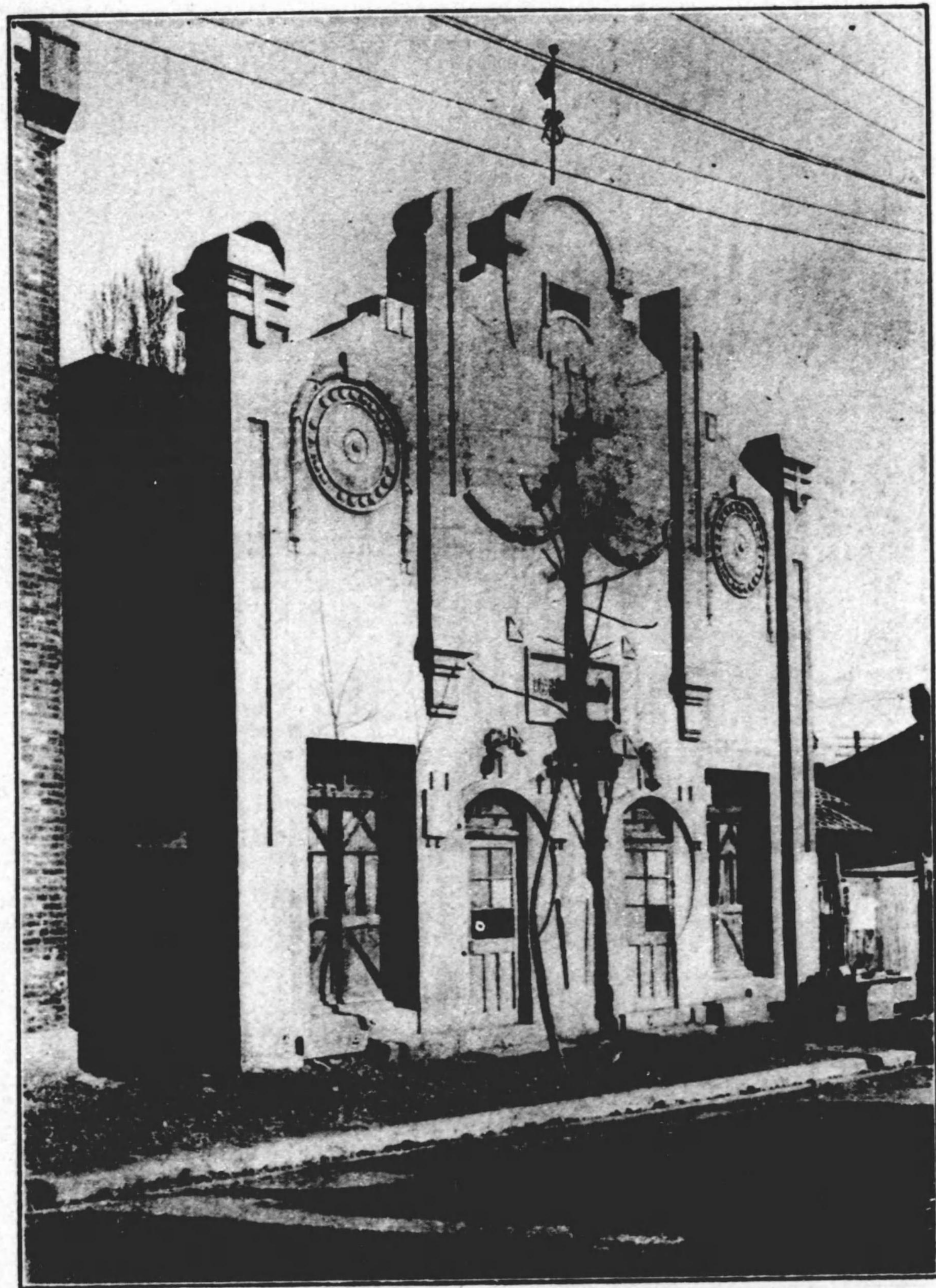
何れも低廉なる料金を以て、一般者に利用せしむるものであつて、現在之等を經營せるは



所 所 堂
介 泊 食
紹 宿 同
業 共 同
職 共 同
府 府 府
山 山 山
釜 釜 釜



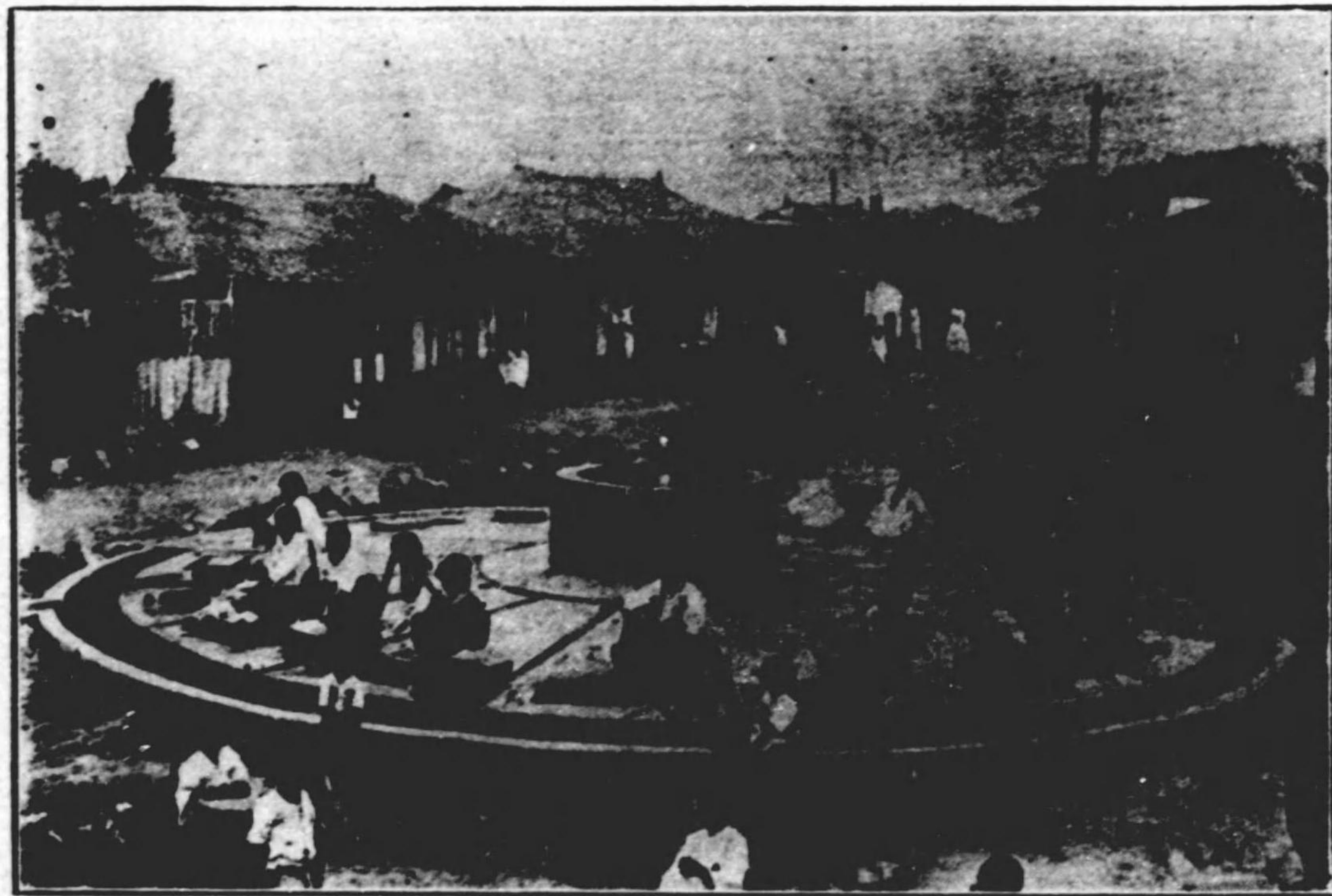
場 浴 設 公 萊 東



平 塚 公 設 浴 場



大邱府公設洗濯所



成鏡南道北青邑
內里共同洗濯所

共同浴場 全北群山、慶南東萊(温泉)、鎮海、黃海白川、平山、馬山、松禾、安岳、信川、連

泉、三泉(何れも温泉)平南平壤、平北義州、昌城、江原江陵 計十六箇所

共同理髮所 全北群山、平南平壤

之等の施設は、朝鮮現下の實情に鑑み、適切有効のものでありまして、共同浴場と共同理髮場とは之を併置するを適當と認められ、之が創設費には相當の經費を要するも、維持費は料金を以て收支相償ひ得べき性質のものに屬するが故に、可成府面をして經營せしめ、益々設備及經營方法の改善を圖り、之が普及發達に依り、朝鮮人に衛生的觀念を普及せしめ、以て生活の改善に資するの必要があるのであります。

尙此の外に朝鮮に於ては、共同洗濯場があります。之は其の設備に大なる經費を要せざるが故に、從來概ね部落又は近隣共同で設置し居りますが、仁川、木浦、大邱、新義州、義州、統營等に於ては當該府邑に於て設備を施して居ります。

第六章 勞働保護

第一節 勞働概況

(イ) 労働者数

朝鮮内に於ける労働者の数は、昭和六年六月現在に於ては、常時十人以上の労働者を使役する工場は一、一九九箇所労働者は六五、三七四人、鑛山は二二三箇所労働者は三〇、〇九三人合計一、四一二箇所九五、四六七人であります。

地方別工場鑛山及労働者数 (昭和六年六月調)

道 名	工 場		鑛 山		計
	工場数	労働者数	鑛山数	労働者数	
京 畿 道	三六一	一七、八〇八	一一	一、〇二四	三七二
忠 清 北 道	一五	七三七	九	三二二	二四
忠 清 南 道	三五	二、四五七	一一	八〇四	四六
全 羅 南 道	八八	三、八六九	七	三三六	九五
全 羅 北 道	一五七	五、八二二	四	一、二二一	一六一
慶 尙 北 道	九三	五、三六九	九	三三〇	一〇二
慶 尙 南 道	一四〇	七、三六二	七	二二二	一四七
黄 海 道	三三	三、〇六一	一七	五、四七〇	五〇
平 安 南 道	一一五	七、四三二	二五	六、四二六	一四〇
計	一、二九九	六五、三七四	二二三	三、〇九三	一、四二二

平 安 北 道	七〇	三、七三八	三六	六、四五一	一〇六	一〇、一八九
江 原 道	二二	四七四	二九	二、一〇〇	五〇	二、五七四
咸 鏡 南 道	五七	六、八九二	三三	二、八八九	九〇	九、七八一
咸 鏡 北 道	一四	三七三	一五	二、五八八	二九	二、九六一
計	一九九	六五、三七四	二二三	三、〇九三	一、四二二	九五、四六七

之を前回調査の大正十一年七月現在の工場数六六四、労働者四八、〇四三人に比すれば、九箇年間に於て工場数五三五、労働者数一七、三三一人を増加し一箇年間平均五九工場、労働者一、九二六人宛を増加したることになります。鑛山に付ては當時調査がありませんが、最近金の値段が上つた関係上、之亦相當増加して居ることと思はれるのであります。以上の外に道路、河川、水道、下水、鐵道、港灣、開墾等の土木工事及砂防工事、建築工事等に從事する所謂自由労働者があります。此の数は調査が中々困難でありますから、目下施工中の窮民救済工事でも、昭和七年度中使役労働者が千二百餘萬人に達して居りますから、今之を一人一年二百日就勞するものと假定すれば、六萬人餘となるのであります。之は窮民救済工事でありますから、此の外に鐵道工事、水利工事、開墾工事、建築工事等を合せると、相當の數に上るものと思はれます。而し之を内地に於ける労働者の總數四百八十餘萬人に比すれば、其の間非常の相違があるのであります。これは未だ

朝鮮の産業が幼稚であると云ふことを物語るものであります。

(ロ) 労働条件

労働時間は幼稚なる朝鮮の産業状態では、未だ八時間制を一樣に適用することは困難であります。就業時間九時間以内のものは、一千百九十九工場中僅に六十七工場に過ぎない(總數ノ五分強)状態であつて、約半數は十二時間以上の就業と云ふことになつて居るのであります。但し其の内には一時間乃至一時間半の休憩時間がありますから、實際の労働時間十時間乃至十一時間が普通であります。然し乍ら近年各所に労働時間の制限を実施するの傾向を見るに至り、大工場等に於ては八時間制を実施して居るものもあります。又大部分の工場及鑛山に於ては、月二日位の公休日を利用して居り、尙朝鮮の慣習を重んじて盆、正月には各々五日乃至一週間位の公休日を利用して居る状態であります。賃銀は男女別、業務別、年齢別等に依り一樣でないが、昭和六年の調査に依れば、

賃 銀 一 調 (一人平均)

区 別	内地人	朝鮮人	支那人男
工場(成年)	一・八七	三八五	三八四
幼年	五〇七	五〇五	三三三
工 女	八五	二四九	
工 男		五七	
工 女		一・六四	
工 男		四〇	
鑛山(成年)		五七	
幼年		三五四	
工 女		二二九	
工 男		二三九	
鑛山(成年)		一・一〇	
幼年		四〇〇	

朝鮮人労働者の長所と短所とを列挙して見ますと、

(長 所)

- (一) 體格良く力量を要する仕事に適すること
- (二) 生活程度が低いから労働賃銀が低廉であること
- (三) 比較的何の仕事にも順應し得る可能性を有つて居ること

(短 所)

- (一) 動作敏捷ならず、仕事に熱心を缺ぎ工程が擧らぬこと
- (二) 緻密なる仕事又は火急の間に合はぬこと
- (三) 仕事に飽き易く、労働の継続性が乏しい、従つて熟練工と成り難いこと
- (四) 三、四日間仕事をして賃金が蓄れば、食ひ盡す迄休業する、従つて使用者側に於て仕事の計畫が立ち兼ねること

(ハ) 労働争議

朝鮮人労働者は、概ね近來百姓から轉業したばかりの淳朴な労働者であり、其の數に於ても少かつ

た關係上、所謂内地又は外國に於て見る勞働爭議の如きものは、從來朝鮮には未だないと思つて大體違ひはないけれども、時の流れに連れて貧弱な朝鮮の勞働界にも、近年若干の勞働爭議を耳にする様になつて來たのであります。即ち大正六年迄は勞働爭議として殆ど見るべきものがなかつたが、當時世界大戰の影響を受けて、事業界は空前の好況を呈し、勞働者にして物價騰貴に基く賃銀値上の要求を爲すものが、漸次増加し大正八、九年の兩年は各八十餘件の勞働爭議がありました。大正十年に財界が俄然不況に陥り、今度は賃銀値下に對する反對運動の爭議を見ましたが。其の結果は多く失敗に終り、爲に其の數を減するに至りました。然るに大正十二年に至り、社會主義的思想が急激に我が朝鮮にも這入りまして、主義者の煽動等に依り、各地に階級的色彩を帯びた爭議が起りました。近時又勞働爭議が漸次多くなる傾向があります。

最近に起つた勞働爭議としては京城電車従業員同盟罷工と、元山埠頭勞働者の盟休等で、其の他には別にこれと取上げて言ふ程の爭議はなかつたのであります。要するに朝鮮の勞働者は淳朴であつて、未だ内地の様に勞働爭議調停法の如き法規に依つて、爭議を調停せなければならぬと云ふ程度に達して居らないと思はれます。問題は今後増加すべき朝鮮人勞働者に對して、彼等を如何に導いて行くか、其の勞力を如何に活用して行くか、問題であると思ひます。

朝鮮の勞働界の將來を觀察して見ると、農民は交通が開けるに従つて、漸次百姓を嫌つて、都會に集中するの傾向がある、又一方に於ては今後朝鮮内に於ては産業開發に伴ふ各種の工場の新設及鐵道工事、河川改修工事、道路港灣工事、水利開墾工事、大水電工事等が漸次勃興しつゝあつて、勞働者の需用は増加すべき趨勢にあるのであります。この需用増加數は、皆農村から需めなければならぬのであります。現在朝鮮人の八割は農民で、而も其の内八割は小作農又は自作兼小作農と云ふ状態であるから、特殊の熟練職工を除き、不足勞働者を農村から需める事は困難ではないと思はれるのであります。

第二節 支那人勞働者

支那人勞働者は、朝鮮人勞働者に對する強敵であります。賃銀が安く忍耐力が強くて、勞働者の代表者があつて、之に命すれば勞働者は幾人でも集まるし命ぜられた仕事は代表者が責任を以て、之を爲し遂げる制度になつて居るから、事業家は非常に樂であります。然るに現在の朝鮮人勞働者は農村から轉業した者が多いのでありますから、所謂勞働者としての組織的な統制がない。各勞働者個人々々に、自己の勞力を賣つて歩く有様でありまして、事業家が勞働力を運轉する上に於て、非常に不便

を感じる。ばら／＼になつて工事場に這入つて来る労働者を、其の日／＼募集し狩り集めなければならぬ。而して又此の集つて来た者が、落着が無く、常に移動して居つて、今日あつて明日を豫期し難い状態にあるのが普通である。この様な缺陷は朝鮮人労働者に取つて甚だ不利であるのみならず、使用者側に於ても大なる不便利があるのでありますから、大きな工事が起ると、工事請負者は何かの口實を設けて、支那人労働者を使用したがるのであります。支那人労働者の使用に付ては、一々道知事の許可を受けしめ、官營事業に就ては特種の技術を要する者の外、可成地元朝鮮人労働者を使役せしめ、以て當局は極力朝鮮人労働者の保護に努めつゝあるものであります。先年來朝鮮に於て實施中の窮民救濟工事等は、其の事業の本旨に鑑み、地元朝鮮人労働者を之に優先的に使役して居り、尙時局の影響もあります關係上近來餘程支那人の渡來は減じましたが、それでも民間事業等には未だ支那人労働者が相當這入つて居りますし、官營事業でも石工の様な仕事は、支那人の獨占と云ふ如き有様を呈して居るのであります。斯の如き優秀勞力が隣國にあると云ふことは、朝鮮の労働界に大なる影響を感じる次第であります。而も支那人労働者の大部分は、春來て秋には一年中の稼ぎ集めた賃銀を持つて、本國に歸るのでありますから、朝鮮に於ける企業資金が夫れ丈け減少することにもなるのであります。

第三節 労働者内地渡航

朝鮮人が内地に渡航又は移住した記録の最も古いものは、距今千二百七十餘年前天智天皇記に、近江の國蒲生、神前の二郡内に百濟國の移民約二千人を配置したと曰ふ事實があります。又距今千二百十五年前聖武天皇の天平勝寶元年の記に、高句麗人千七百七十九人を元正天皇の靈龜二年に、武藏國入間郡の高麗郷に移住せしめたと曰ふ記事があり、是等の史實から見ても、朝鮮と日本とは古くから交易をなし、其の間に來往移住等が相當行はれたのであります。近きは文祿の役（距今三百三十九年前）と慶長の再役とが、終末を告げた慶長三年（距今三百三十四年前）の間に種々なる動機の下に、内地に渡航した朝鮮人は、大略五萬人に近いと稱せられて居るのであります。其の盛であつたことを想像し得るのであります。然るに徳川幕府の鎖國主義の爲、交易は中絶したが、明治聖代となるや再び日鮮の關係が密接となりまして、來往が始まり、續て明治四十三年日韓併合となり、愈内鮮間の關係が緊密を加へ、内鮮人の往來頻繁と爲り、内地在住朝鮮人の數亦逐年増加しつゝありましたが、内地財界不況の爲、最近渡航者は漸減の傾向を示しつゝあるのであります。此の傾向は當分持續するのではないかと思はれます。

	在住者人数	前年ニ比シ増加状況
大正十一年十二月末	五九、八六五	—
同 十二年十二月末	八〇、六一七	二〇、七五二
同 十三年十二月末	一一〇、二三六	三九、六一九
同 十四年十二月末	一三三、七一〇	二三、四七四
昭和元 年十二月末	一四八、五〇三	一四、七九三
同 二年十二月末	一七五、九一一	二七、四〇八
同 三年十二月末	二四三、三一二	六七、四〇一
同 四年十二月末	二八〇、八三三	三七、五二一
同 五年十二月末	三〇四、八三四	二四、〇〇一
同 六年十二月末	三二八、二二二	一三、三七八

昭和六年末に於ける内地在住朝鮮人は、三十一萬八千二百餘人に及び、其の分布状態は大阪府の八萬五千五百餘人を最多とし東京、愛知、福岡、兵庫、京都、山口、神奈川、廣島、北海道の順であります。而して是等在住者中一部學生を除いた大部分は、各種の勞働に従事する者でありまして、普通教育を受けたる者は少く、従つて智能技術を要する種類の勞働に適せざる結果、其の大多數は即ち鐵

道、電氣、道路、河川等の土木工事の人夫炭坑鑛夫、下級船夫、仲仕荷揚人夫及日傭人夫等の所謂自由勞働者の部類に屬する者でありまして、各種工場に傭はれる職工は極く少數であります。

然るに近時財界不況甚しき結果、内地に於ても勞働者の需要は景氣の良かつた大正七、八年頃に比べると、著しく減退し工場の縮小解散等に依る失業勞働者が多く、内地殊に關門及京阪等の地方に於ては、朝鮮人勞働者が漫然内地に渡航し旅費に窮したる者、或は其の結果不良の行爲を爲すに至る者等がある爲、之が處置に困難して居る次第でありまして、此の如く朝鮮人勞働者が何等の目的なく、只内地へさへ行けば何か良い事があるであろうと云ふ様な漫然と渡航することは、實に本人が困るのみならず、勞働者の保護乃至需給調節上から見て適當ではありませんから、漫然渡航者に對しては可及的に内地行を思止まらしむる必要があるであります。然れども同一國內の旅行に對し、彼等の自由を拘束して渡航を阻止することは、理論上妥當でなく事實一般朝鮮人の物議を生じ、朝鮮統治上充分考慮を拂ふ必要があるであります。隨て之が渡航者の防止は、内地に於て確實な就職口がなく、渡航後困難に陥るの虞ありと認めらるゝ、所謂漫然渡航者を思止まらしめて居る次第であります。而して一方是等内地行を防止せられた勞働者に對しては、之を鮮内の工事場に從業せしむる方針を樹て、昭和二年九月から本府職員を常時釜山埠頭に駐在せしめ、本府及各道と聯絡を執り、或は當業者に交

渉して就業斡旋に努めて居ります。尙内地に於ける朝鮮人の増加するに従ひ、風俗人情を異にし、又は言語不通の爲往々感情の疎隔から紛擾を生じ易いのでありますから、朝鮮人の多數集國地東京、大阪、名古屋、下關等の地に於ては、朝鮮人誘掖保護善導の機關を設け、當該府縣及諸團體の援助と本府の援助とに依り、問題を未然に防ぐと共に、内鮮融和に努めて居るのであります。

第四節 失業狀況

茲に所謂失業とは就業の能力及意思を有するに拘らず、就業の機會を得ざる状態を謂ふものであつて、老衰者、傷病不具者、酒亂又は怠惰等の爲就業に適せざる者、任意不就業者、同盟罷業者又は工場封鎖の爲、就業せざる者等は之を含まないのであります。内地の失業調査と同一の方法に依つたのであります。斯様に失業者の定義は複雑でありまして、之を正確に調べると云ふことになると、相當多額の經費を要するのでありますし、尙朝鮮の様な直接調査の第一線に立つ邑面の活動が、充分でない地域では頗る困難でありますから、朝鮮は從來失業者の調査は府邑の區域内に於て、昭和五年と六年の二回に亘り調査した外、全鮮的には行はなかつたのであります。打續く財界不況に依り、調査の必要を認めましたので、昨七年六月先づ試驗的に、内地の方法に倣つて、全鮮一圓に亘り、失業調

査を行つて見たのであります。其の結果失業者数は十六萬六千五百四十九人と云ふ數字が出たのであります。之を朝鮮總人口二千二十二萬四千八百餘人に比すれば、〇、八%に當つて居るのであります。内地に於ける總人口六千六百二十九萬餘人に對する失業者四十七萬三千七百五十七人〇、七%に比すれば、朝鮮の方が失業者の割合が高いと云ふことになるのであります。而して此の失業者を給料生活者、日傭労働者、其の他の労働者に分けますと、日傭労働者が九〇、六四二人、其の他の労働者が五七、〇四五人、給料生活者が一八、八六二人と云ふことになつて居ります。

第五節 職業紹介

職業紹介事業は失業者を速に雇傭圈内に復歸せしめて、其の生活の安定を得せしむると共に、之に依つて國家産業能率を増進せしむるものであります。朝鮮に於ては、古來土地家屋金錢の仲介を業とする者(福德房)はありましたが、職業紹介の業に従事する者はありませんでしたが、内地に於ては桂庵又は口入屋と稱する民間營業に依つて、男女求人求職者の紹介を爲して居りましたが、其の裏面に於ては求職者の弱點に附込み、種々の惡辣なる手段を弄し、彼等の漸次淪落の深みに陥入れ、これを喰物にする者さえあつて、社會政策上面白からざるものがあるのであります。世界大戰の影響

を受け、異常なる膨脹發展を遂げた我國産業界は、大正九年の急激なる反動に依り、忽ち形勢を一變して、事業の整理縮少相續き、多數の失業者を出すに至りました。其の影響は當時世界各國も同様であつて、之が失業者を救済するの必要が叫ばれまして、大正九年華盛頓に於て開催せられました、國際勞働會議に於て、失業に關する條約案として締盟各國は、中央官廳管理の下に、公設職業紹介所を設置すべき事を可決し、尙之に伴ふ勸告案として、料金を徴し又は營利を目的とする職業紹介所の設立を禁止すると共に、現に存在する營利職業紹介所は、速に廢止する爲の措置を執る事を可決したのであります。我國も此の條約に調印したのであります。其の結果内地に於ては大正十年四月職業紹介法を制定公布せられたのであります。而し朝鮮臺灣等の外地は、内地とは些か事情を異にする關係上、職業紹介法は未だ實施せられないのであります。朝鮮に於ては最近交通の便利が開くるに従ひ住民の去來は頻繁となり、漸次都市に向つて人口が集注するの傾向があります。然るに職業の開拓が未だ充分でない爲、都會地に於ては知識階級者を初め、一般失業者が漸次増加する傾向があり、一方輓近諸種工事の勃興に伴ひ、一般勞務求職者の爲に府及警察官署、又は社會事業團體等に於て、職業紹介事業に着手するものが、漸次増加しつゝあるのでありますから、本府は斯業獎勵の爲、昭和三年度から公設職業紹介所の建設費に對し五割、經常費に對し二割の補助金を支給しつゝあるのであります。

す。

現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は本府直營のものが釜山に一箇所、府營のものが京城、仁川、釜山、大邱、平壤、新義州、宣川の八箇所、私設のものが三箇所其の外警察官署でも職業紹介事務を取扱つて居ります。

一 般 紹 介		昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年
求 職 者 数	八、三三四	一〇、〇三六	一一、三三九	一六、三三八	一八、一四〇	二二、二一九	二二、二一九
求 職 者 数	一五、三五六	一七、〇九一	二〇、九七三	二八、八二六	三六、〇〇二	四三、一〇三	四三、一〇三
求 職 者 数ニ對スル 就職者数	五、四四九	五、一〇〇	六、三三〇	九、二九三	一一、三三三	一四、〇八五	一四、〇八五
求 職 者 数ニ對スル 就職率	三五%	三〇%	三〇%	三三%	三三%	三三%	三三%
備 考	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	
求 職 者 数	六、〇八〇	九、二七二	一三、七六八	七、五一一	四九、五五三	一八六、七五七	
求 職 者 数	八、〇二二	五、八二五	一三、一八〇	八、三五三	五三、九〇一	一九四、七三七	
求 職 者 数	四、三六二	四、九六三	一一、五八七	六、六三二	四九、三七六	一八六、三二四	
求 職 者 数ニ對スル 就職率	五四%	八五%	八八%	八〇%	九二%	九六%	

職業紹介事業に關し特に附言して置き度いのは、少年の職業選擇であります。少年の性能に適應する職業を選擇して、就職せしむると云ふ事は最も望ましい事であつて、嘗に將來の生活を安易ならしむるのみならず、失業の機會をも尠からしむる所以であります。然るに彼等は未だ職業的知識が乏しく、自己の能力特性が何れの職業に適するやは問ふ所でないから、若し斯の如き者に漫然希望する職業に就職せしむるときは、其の方面の職業に付、特性を有せなかつた者は數年にして人後に落ち失業するに至るのであるから、之を豫め防止すると共に、産業能率を増進するには、其の就職前に於て、各人の能力特性を些細に考査し、其の最も適すると認むる職業方面に向はしむることが必要であります。是は平素學校に於て兒童に對し、職業的知識を授けると共に、家庭に於ては父兄等が此の方面に關する充分なる理解を持つと云ふことが、差當り必要であると思はれます。此の意味に於て先年朝鮮教育令が改正せられて、特に職業的知識を授けると共に、勤勞精神の注入に意を用ふることとなつた次第であります。

第六節 入營者の職業保障

兵役は我國民の三大義務の一でありますから、男子たる者は身體を強健にして、此の義務を果して非常時日本の國防に當り、世界三大強國たる日本の威力を發揚することに努めねばならぬのであります。然るに從來動もすれば被備者を求め、又は求職者の採否を決する場合に於て、兵役關係者に對し不利益な取扱を爲す傾向がありましたから、之を防止すると共に雇傭者の負擔を過重ならしめざる程度に於て、被備者の退營後に於ける就職並に復職を保障し、一は以て入營する者をして安んじて兵役に服せしめ、他は以て一般國民の兵役に對する義務觀念を助長せんが爲に、昭和六年四月法律第五十七號を以て、入營者職業保障法が公布せられたのでありまして、同年十一月一日から朝鮮に於ても同法を施行せられたのであります。

同法は大體、入營前の者と退營後の者との就職關係を保護する爲設けられたものでありまして、若し之に關し雇傭者、被備者間に紛議を生じた場合は道知事、府尹、邑面長並に公設職業紹介所長に對し、勸解の權限を附與してあるのであります。

第七節 就職者旅行運賃割引

朝鮮内に於ける勞働者の需要は、産米増殖計畫の實施に伴ふ諸工事及鐵道工事、治水工事又は道路

港灣工事等の實施に依り、漸次増加の傾向を示して居りますけれども、或る地方には労働者が餘るが或る地方には不足すると云ふ様に勞力の需給狀況が圓滑に行かなかつたので、本府に於ては之が需給の調節を圖る爲め、各道郡と連絡を執り鮮内に於ける労働者の過不足の狀況を調査し、職業紹介機關とも協力して、之が紹介斡旋に努めて居りますが、此等就職旅行者に對し乗車船賃割引の必要を認めまして、運輸事業關係者と協議の結果、三等汽車賃五割引、三等船賃二割引の取扱を爲して居るのであります。此の割引證は當該道郡、又は職業紹介所等に備付けてあるのであります。

第八節 窮民救濟事業

内地に於ては失業對策の一端として、失業者救濟事業を實施中ではありますが、朝鮮に於ては銘目は違ひますが、財界不況に因る一般窮民の生活難を緩和し、併せて地方産業開發に資する爲に計畫せられた窮民救濟事業があります。

此の事業は昭和六年度以降八年度迄三箇年間に、六千三百萬餘圓の巨費を投じて、全鮮に亘り道路治水、河川、漁港、水道、下水、市街整理及砂防等の各種工事を施行中ではありますが、其の後不況益深刻化し到底本事業のみでは、多數の窮民を救濟すること困難と認めまして、昭和七年度から三ヶ年

計畫を以て、更に千六百六十餘萬圓を以て時局應急工事をも併せて實施中であります。隨て是等工事には可及的多數の窮民に對し、勞銀の均霑を得せしむべく、全鮮に亘り施工個所を選定し、工事は出來得る限り直營し、己むを得ず請負に附する場合には、可成工事契約者に直營せしめ、下請負を避け、勞銀低下を防いで居るのであります。尙直營工事は勿論、請負工事と雖需用労働者は勉めて府、郡島に於て斡旋する地元窮民を優先的に使役せしむることとし、就役者に對しては、得たる勞銀を浪費し、漫に生活費を膨脹せしめる等がない様に、又工事の實施に依り淳朴なる農村の良俗を素し將來に害毒を流す様なことがない様に、質素儉約の氣風に努め、其の勞銀の一部は必ず貯金せしむる方針を以て、政務總監から通牒を發してあるのであります。其の結果は良好でありまして、昭和七年末調に依りますと貯金額は約六十五萬圓に達して居るのであります。而して此の貯金は將來適當の機會に、之を生業の資として有効に活用せしむる計畫であります。

第九節 労働者扶助

内地に於ては労働者保護施設として、工場法(大正五年九月一日實施)礦夫勞役扶助規則(大正五年九月一日施行)健康保險法(昭和二年一月施行)及労働者災害扶助法(昭和七年一月施行)がありますが、朝鮮は工場法も健康保險法も未だ實施せられ

て居りません。而しながら労働者の災害、疾病、死亡等に對しましては、各工場鑛山等に於て夫々一定の扶助内規がありまして、之に依つて扶助をやつて居りまして、大工場、大鑛山等に於ては、内地の工場法と大體同額を支給するものもあります。斯様な状態であります爲に、一度色々な問題が起つたとき、取扱が一定して居らぬ爲、往々紛議を醸し易いのであります。依つて朝鮮にも工場法を施行して貰い度いと云ふ議論が相當あるのであります。一方に於ては工場法を朝鮮に適用するときは、朝鮮の工業の發展を阻害するから、時期尙早であると云ふ反對論もあるのであります。而し此の状態に放任して置くことは適當でないのでありますから、要は朝鮮に於ては朝鮮の工業の發展と云ふことも充分考へて、朝鮮の現状に適合した獨特の工場法を制定すると云ふことが必要であります。之に付ては先づ朝鮮内に於ける工場及鑛山の實情を良く調査して之に基いて適切有効なる法令を設定する必要を認め、目下調査研究中であります。

第七章 社會教化

第一節 勤儉獎勵、民心作興運動

勤儉獎勵及民心作興に關しては、本府は夙に其の必要を認めまして、機會ある毎に屢々通牒を發し又は講習、講話、ポスター又は映畫等に依りまして、民衆一般に對し自覺を促し來つたのであります。即ち大正十一年には物價調節に關聯して、消費節約運動を起し、大正十三年には關東地方大震災復興に順應して、勤儉獎勵運動を起し、又昭和四年には國民經濟の建直しに處する爲、公私經濟緊縮運動を起し、何れも官民相協力して、多大の効果を收めたのであります。然るに昨昭和七年來日支事變の勃發となり、延ては國際聯盟の脱退等帝國は危急存亡の秋に直面しまして、益々舉國一致難局打開の必要なるものがあるのでありますから、國民精神作興に關する詔書渙發記念日たる十一月十日を起點として、一週間毎年全鮮に亘り民心作興運動を強調することになつたのであります。尙打續く財界不況の爲農山漁村の疲弊が、特に著しい傾向がありますので、昨年九月本府に農村振興委員會を設置しまして、農山漁村の振興に關する方針施設及之が統制に關する重要事項を審議すると共に、同年十月全鮮郡守島司及關係者八百餘名を、京城に招集して農村振興に特に造詣深い山崎延吉氏を招聘して、農村振興講習會を開催したのであります。尙之に順應して道、郡及邑面に於ても官公吏及關係者を以て、農村振興委員會を開設せしめ、農山漁村振興及自力更生に關する運動を起して、着々實効を擧げ隨所に更生の事象が芽生へつゝあるのであります。

第二節 吏員及篤行者の選奨

凡そ自己の危難を顧みず、人命を救助したる者、又は孝子順孫節婦義侯の類にして、德行卓絶なる者並に社會事業に關し特に功績顯著なる者は、褒賞條例に依りまして夫々表彰せらるゝのであります。が、尙一層朝鮮に於ける地方改善の道を講じ、官の施設と相俟つて、公利公益を増進するの必要を認め、大正三年三月内訓を以て、吏員及篤行者選奨規程を設け、面長府面吏員學校組合又は水利組合吏員中成績優良にして、他の模範たるべき者及産業、土木、教育、救済其の他公共事業に盡瘁して功勞あり、地方の儀表たるに足るべき篤行者に就き、本府に於て之を選奨する外、各道知事をして選奨せしめ、以て地方改良に資しつゝあります。

第三節 模範部落の指導

農村の疲弊を匡救して、之が振興を圖る手段の一端として各地方に於ける優良部落又は團體中地方の教化改良に貢献し、其の成績顯著にして一般農村の模範とするに足るべきもの、又は將來地方改良の實績を擧げ得る見込あるものに對して、昭和二年度から選奨の趣旨を以て、補助金を與へ部落又は團體の發達を助成すると共に、一般農村の改良指導に自力更生の氣運作興に資しつゝありますが、現

在迄其の補助金を與へたものは二〇四箇所に及んで居ります。

第四節 巡回講演

時局に稽へ世情に鑑み、社會教化の緊要なるを認めまして、此際半島民衆に對し自覺心を喚起する爲、昭和七年度から學識經驗ある内鮮人名士を、各道に付各二名を本府から囑託して、道内隈なく巡回せしめ、直接民衆と接して自力更生、民風作興を目標とし、地方の振興、生活の改善等に關する講演及指導を爲さしめつゝありますが、尙此の外本府からも直接各道に講師五、六名を派遣巡回せしめたのであります。此の結果近時民衆の自覺心が、漸く高まり更生の域に向て邁進せんとするの意氣に燃ゆるに至れるもの多く、地方開發及内鮮融和上多大の効果を認められますから、尙今後も引續いて實施の豫定であります。而して今日迄施行した講演回数は千百五十回、聽講者約三十萬人に及んで居ります。

第五節 パンフレット及映畫

社會教化、生活改善、思想善導、公民教育等に適切な資料を蒐集して、屢々パンフレットを刊行頒布し、七年度下半年期に於て刊行せるものが五種類三萬五千冊であります、又活動寫眞を利用すること

は社會教化上最も有効な方法の一でありますから、特に朝鮮に於ける模範部落の實況を撮影し、或は俳優を備入れ社會教化劇を撮影し、或は社會教化、思想善導、内鮮融和に關する既成フィルムを購入し、之を以て巡回映寫、フィルムの貸出し、並に講演會等を行ひつゝあります。

第六節 青年團體

朝鮮各道に於ける青年團體は、大正八年獨立騒擾當時一種の氣勢に煽られて、各地相呼應して設立せられたものが多く、其の標榜する所は智、徳、體育の増進、學術研究、文化促進等にありますが、其の爲す所は概ね常道を逸し、徒に激越なる言動を好み、不穩の演說會を取てなす青年團體本來の目的に副はざるのみならず、却て民心を動搖せしむる虞があるのでありますから、當時當局に於ては其の設立を阻止する方針を以て之に對し來つたのであります。

爾來青年團の情況及一般青年者の思想は、往時の如く表面上政治問題の爲に、氣勢を揚ぐるを止め只管朝鮮人の文化の向上、青年各自の社會的地位の向上を圖らんとする傾向に嚮ひつゝありますが、密かに其の裏面を窺ふときは、一部の青年間に在りては、今尙獨立運動の燃焼性が去つて浸潤性が加はり、轉じて民族的自覺の宣傳となり、更に過激なる思想者の之に策動する者があつて、蠢動を繰返

すものもありまして、彼等の思想は表面上平靜なるが如きも、其の根柢は未だ必ずしも安定したものと云ひ得ないのであります。

現在朝鮮人青年團體數は一千五百餘團體、其會員數は十萬餘人に達して居りまして、之に上述の如き取締方針を持続するは、策の得たものでないと認めますから、漸次之に對し積極的に指導を加へ、内容堅實なものを一層善導誘掖して、之を社會奉仕、地方改良等の方向に活動せしめ、以て他團體をして徐々に之に倣はしめ、兼て不良團體の淘汰を期することとし、其の意味に於て昭和七年九月官通牒を發して、根本方針を表明し同時に、團體指導に關する精細なる基準を示す所があつたのであります。尙其の前提として先づ團體の中堅たるべき青年の養成を圖ることとし、地方青年及官公吏中、青少年指導の職務に在る者を集め、地方改良及青年としての修養等に關する講習會を開催し、講師は朝鮮及内地に於て斯道に關し學識經驗ある者を聘して之に充て、青年指導の基礎を築きつゝあるものであります。其の外青年團體の助成指導は、農山漁村に於けるものは産業施設、都會地に於けるものには體育施設を通じて之を行ふこととし、其の施設の優良適切なものに對しては、之が指導誘掖に努め補助金をも交付して表彰しつゝあります。

道名	内地人		朝鮮人		計	内地人		朝鮮人		計
	員數	計	員數	計		員數	計	員數	計	
京畿道	44	129	2,330	3,970	6,200	44	129	2,330	3,970	6,200
忠清北道	5	40	1,26	1,515	1,641	5	40	1,26	1,515	1,641
忠清南道	8	40	2,30	1,618	1,848	8	40	2,30	1,618	1,848
全羅北道	8	83	1,41	2,947	3,088	8	83	1,41	2,947	3,088
全羅南道	34	170	982	9,521	10,503	34	170	982	9,521	10,503
慶尙北道	33	103	733	9,507	10,240	33	103	733	9,507	10,240
慶尙南道	72	179	3,036	6,760	9,796	72	179	3,036	6,760	9,796
黄海道	10	43	248	1,404	1,652	10	43	248	1,404	1,652
平安南道	6	177	265	1,278	1,543	6	177	265	1,278	1,543
平安北道	2	69	127	3,409	3,536	2	69	127	3,409	3,536
江原道	5	84	136	3,033	3,149	5	84	136	3,033	3,149
咸鏡南道	15	173	532	1,717	2,169	15	173	532	1,717	2,169
咸鏡北道	21	209	1,073	1,893	2,002	21	209	1,073	1,893	2,002
計	252	1,247	14,999	92,532	103,351	252	1,247	14,999	92,532	103,351

備考 内地人團體は昭和六年、朝鮮人團體は同五年調査す

第七節 青年訓練所

朝鮮に於ける青年訓練所は、諸種の事情から其の設置の氣運が遅れ、昭和四年に至つて漸く之が關係法令の發布を見たのでありますが、現在其の數五十四箇所、生徒一、七五七名でありまして、漸次普及發達の傾向に在ります。本施設は國民の資質を向上し、青年指導上有力なる施設の一でありますから、國庫及道費等から補助金を支出して、助成に努めつゝあります。

青年訓練所道別數

道名	公立青年訓練所數	私立青年訓練所數	計
京畿道	5	2	7
忠清北道	2	1	3
忠清南道	4	1	5
全羅北道	4	1	5
全羅南道	9	1	10
慶尙北道	5	1	6
慶尙南道	9	1	10
計	52	17	69

私立二箇所ハ三越、丁字屋トス

道名	名稱	昭和七年 度豫算額	内地 朝鮮 計	生徒 數	年設 月日 立	年公立 移管 月日 指導 員數	主 事
忠北	清州	50,000	2	2	昭和5,10,6	昭和6,10,25	清州高小校長
忠北	忠州	55,000	1	1	昭和3,8,10	昭和6,10,25	忠州高小校長
忠南	鳥致院	55,000	4	4	昭和8,1,3		鳥致院高小校長
忠南	大田	55,000	3	3	昭和3,8,7	昭和6,2,6	大田高小校長
忠南	江景	55,000	9	1	昭和3,1,10	昭和6,10,25	江景高小校長
忠南	公州	60,000	3	7	昭和5,8,7	昭和6,10,25	公州高小校長
全北	群山	1,000,000	7	9	昭和3,8,14	昭和5,10,6	群山高小校長
全北	全州	650,000	3	1	昭和4,9,2	昭和6,3,8	全州高小校長
全北	金堤	500,000	3	2	昭和3,1,10	昭和6,3,8	金堤高小校長
全北	裡里	550,000	2	2	昭和5,7,14	昭和6,10,25	裡里高小校長
全南	木浦	750,000	5	5	昭和4,5,15	昭和6,3,8	木浦高小校長
全南	光州	500,000	4	4	昭和4,4,30	昭和6,3,7	光州高小校長
全南	松汀里	550,000	2	2	昭和3,1,30	昭和6,10,25	松汀里高小校長
全南	潭陽	550,000	7	7	昭和4,9,30	昭和6,3,7	潭陽高小校長
全南	長興	500,000	8	8	昭和4,7,1	昭和6,3,7	長興高小校長
全南	羅州	500,000	9	2	昭和4,5,7	昭和6,3,8	羅州高小校長
全南	榮山浦	500,000	3	3	昭和4,5,15	昭和6,3,7	榮山浦高小校長

道名	名稱	計	生徒 數	年設 月日 立	年公立 移管 月日 指導 員數	私立一箇所ハ異南トス
咸鏡北	道	5	5	3	5	
咸鏡南	道	2	2	1	3	
江原	道	1	1	1	1	
平安北	道	1	1	1	2	
平安南	道	2	2	1	3	
黃海	道	3	3	1	3	

道名	名稱	昭和七年 度豫算額	内地 朝鮮 計	生徒 數	年設 月日 立	年公立 移管 月日 指導 員數	主 事
京畿	京城	2,695,000	6	4	昭和3,1,30	昭和5,9,2	日出小學校長
京畿	龍山	2,695,000	3	3	昭和3,1,30	昭和5,9,2	龍山高小校長
京畿	仁川	2,000,000	3	4	昭和3,1,30	昭和5,7,7	仁川高小校長
京畿	開城	650,000	3	3	昭和3,8,19	昭和7,2,8	開城高小校長
京畿	水原	500,000	5	5	昭和5,1,15	昭和6,10,25	水原高小校長
京畿	三越	2,500,000	6	6	昭和5,6,25		三越支店長
京畿	丁字屋	1,100,000	8	8	昭和5,8,27		丁字屋支配人

青年訓練所狀況

全南	長城	1,000.00	二〇	一	二〇	昭和八、一、三	七	長城高小校長
全南	順天	1,000.00	一九	一	一九	昭和七、二、二	九	順天高小校長
慶北	大邱	1,012.00	四三	二	四二	昭和三、二、三〇	九	大邱本町小學校長
慶北	金泉	六二七.〇〇	一九	一	一九	昭和四、四、一	八	金泉高小校長
慶北	慶州	二七四.〇〇	三三	一	三二	昭和四、九、六	八	慶州高小校長
慶北	浦項	五〇〇.〇〇	二七	一	二六	昭和四、四、三	六	浦項高小校長
慶北	尙州	三〇〇.〇〇	六	一	五	昭和八、一、三	二〇	尙州高小校長
慶南	馬山	五〇〇.〇〇	三	一	二	昭和六、一〇、二四	八	馬山高小校長
慶南	進永	二五五.〇〇	一五	一	一四	昭和八、一、三	八	進永高小校長
慶南	晉州	五七二.〇〇	二七	一	二六	昭和六、一〇、二四	九	晉州高小校長
慶南	鎮海	五〇〇.〇〇	九	一	八	昭和六、三、七	一七	鎮海高小校長
慶南	釜山	九〇〇.〇〇	六	一	五	昭和七、七、三	二〇	釜山小學校長
慶南	東萊	四〇〇.〇〇	二	一	一	昭和八、一、三	四	東萊高小校長
慶南	大湊	三七〇.〇〇	一五	一	一四	昭和八、一、三	九	洛東高小校長
慶南	統營	五七四.〇〇	三	一	二	昭和八、九、三〇	八	統營高小校長
慶南	泗川	三〇〇.〇〇	一〇	一	九	昭和八、一、三	五	泗川高小校長
黃海	沙里院	四〇〇.〇〇	二〇	一	一九	昭和八、一、三	八	沙里院高小校長

黃海	海州	四〇〇.〇〇	一五	一	一四	昭和八、一、三	二〇	海州高小校長
黃海	黃州	四〇〇.〇〇	七	一	六	昭和五、七、九	八	黃州普校長
平南	平壤	1,032.00	八	一	七	昭和五、七、三	九	平壤若松高小校長
平南	鎮南浦	九〇一.〇〇	三	一	二	昭和三、二、三〇	七	鎮南浦高小校長
平北	新義州	1,025.00	三〇	一	二九	昭和七、一、二八	五	新義州高小校長
咸南	元山	九〇八.〇〇	五	一	四	昭和七、四、二六	八	元山高小校長
咸南	咸興	九六六.〇〇	五〇	一	四九	昭和七、七、三	八	咸興高小校長
咸南	興南	1,000.00	二〇	一	一九	昭和六、四、四	三	興南高小校長
咸北	清津	1,225.00	九	一	八	昭和四、一、七	六	清津高小校長
咸北	羅南	五〇〇.〇〇	二四	一	二三	昭和六、一〇、二四	一〇	羅南高小校長
咸北	城津	五〇〇.〇〇	一八	一	一七	昭和六、一〇、二四	九	城津高小校長
咸北	會寧	四二〇.〇〇	三	一	二	昭和四、四、三	九	會寧高小校長
咸北	雄基	五二〇.〇〇	二〇	一	一九	昭和八、一、三	七	雄基高小校長
計		三〇,二六六.〇〇	六三	一七	六二		四五一	

第八節 經學院

儒教は東洋に於ける道德の根源を爲すものであります。之を以て本府は特に京城に經學院を設け、

地方に文廟を設置して、之が祭祀を鄭重にし地方教化に裨補せしめて居るのであります。經學院は朝鮮總督の監督の下に、經學を講じ風教徳化を扶くるを以て目的とし、曩に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子及本府の補助金を以て維持して居りまして、本院には大提學、副提學司成、直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道から碩學高德の耆宿を擧げて講士とし、毎年春秋二回文廟の釋奠を嚴修し、尙本院の事業としては月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、又毎年經學院雜誌を發刊して、汎く之を頒布し、或は各道に於ける講士が時々道内を巡講する等常に本府施政の方針に順應して、彞倫の扶持と人心の啓發に努めつゝあります。

第九節 明倫學院

朝鮮は古來儒學を尊び、孔孟の教を以て治國平天下の大道と爲せる關係上、一般人民は深く儒教の思想に薰化せられて、今日猶ほ其の勢は衰へず、多數民衆は、之を以て矯激なる新思想に對抗せんとしつゝあります。之を以て本府に於ては、地方青年に對し儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶する目的を以て、昭和五年二月府令第十三號を以て、儒教の最高學府たる經學院に、明倫學院を併置して、全鮮郷校財産の寄附金を以て、之を維持經營することとし、同年五月から開院したのであり

ます。本院は修業年限三箇年でありまして、尙必要に依り講習會を開催し、一般に對し一層儒道の普及振興を期することとして居ります。生徒定員は九十名でありまして、地方儒林の子弟中から道知事が推薦する者に付詮衡するのであります。教科目は儒學及儒學史、國語、東洋哲學、漢文學及公民科等でありまして、講師は京城帝國大學教授其他朝鮮内に於ける碩儒十餘名を囑託して居ります。

第十節 郷校財産

郷校財産は地方文廟の祭祀及經學の講明を爲すを目的とし、主として地方儒林の鳩財及政府の下附したるもの等から成れる公共的の性質を帯ぶる財産でありまして、殆んど大部分不動産であります。之が管理は併合以來、引續き郡守をして之に當らしめ、其の收入は一部祭祀費に充つる外、大部分公立普通學校經費に充當して居りましたが、大正八年以來向學心が俄かに勃興し、教育に對する一般の自覺の著しきものがあり、學校費令の制定と爲りまして、其負擔力も亦著しく擴大せる一方、外來思想の刺戟は、漸く民心の動搖を來し良風美俗の日に廢らんとするの傾向を呈し、之が施設を要するの急なるものがありましたから、郷校財産を此の方面に使用するは、其の性質から見ても最も意義あるものと認めまして、大正九年六月郷校財産管理規則を改正して、普通學校の經費に充當することを止

め、専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に之を投ずるの途を開き府尹、郡守及島司をして、之を管理せしむることは従前と異ならないが、之が使途に付ては儒林中から選出せられた掌議の意見を聽いて、之を定めしむることにし、儒林をして自ら進んで社會教化に努力するの氣運を養ひ、以て民風改善の資に供することとしたのであります。尙前節に述べし如く昭和五年度から各郷校財産の經費の一部を割いて經學院に明倫學院を附置して、儒林の子弟を入學せしめて深く儒學の根本を究めしめ強固なる志操を養ふと共に、廣く知見を啓發して、東洋道德の根源たる儒教の思想に依つて、民衆の教化に資せしむることとしたのであります。

第十一節 郷約の獎勵

朝鮮に於ては支那宋代に於ける郷約なる制度を移して、從來地方改良、社會教化等の施設に供し來りまして、相當成績の見るべきものがありましたにも拘らず、時代の推移に伴ひ漸次廢れて、現今は名實共に存在するものが甚だ少數の状態であります。然れ共多年の間克く人心を支配し來れる施設でありますから、其の思想は一般閭巷の間に深く浸潤せるものがあります。之の點に鑑み之を復興して、多少時代及地方の環境に即した色彩を加味して、獎勵を圖るに於ては施政上相當効果あるものと認めまして、當該施設の内特に優良なるものに對しては、助成金を交付する等指導獎勵に努めて居ります。

第十二節 婦人の教養

家庭教育、生活改善より延いて一般社會教化上、婦人の力の影響の相當大なるものがあることは言を俟たない處であります。然るに朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して教養に乏しい爲、舊套に泥んで何等此の方面に關心を有せない者が多いのであります。中には却て新施設の妨害を爲すが如き者もあり、施政上看過するを許しませんから、模範部落其他中心人物ある地域から先づ婦人會、母姉會等を起し、之に對し夜學、野外勞動等を行ひ可及的教養上の施設を獎勵し、補助金を交付して成績の舉揚に努めつゝあります。

第十三節 圖書館

圖書館は社會教育上重要な機關であります。本府に於ては從來之が實現に努めた結果、大正十二年十一月漸く總督府圖書館官制の發布を見るに至り、爾來銳意開館準備に着手し、速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の種類整理を急ぎ同十四年三月完成を告げ、四月から開館したのであります。

す。而して十五年四月には婦人閱覽室、特別閱覽室、調査室等を開設し、昭和六年には巡回文庫を同七年には大衆文庫を創始したのであります、藏書数は十二萬六千八百七十冊でありまして、閱覽者平均一箇月一萬八千六百餘人の多きに上り、尙漸次増加の趨勢に在ります。將來圖書の蒐集保存に努め古書部及洋書部の二部を公開すると共に、内部の充實を圖り一方名士學者等を招聘して、時に講演會を開催する等社會教化善導に努むる計畫であります。尙此の外に公立圖書館が十九箇所ありまして、民衆教化に貢獻して居ります。

鮮内圖書館一覽 (昭和七年五月末現在)

道名	名稱	開設	藏書數	平均一箇月閱覽人員
京畿	朝鮮總督府圖書館	大正十四年四月三日	二二六、八七〇	一八、六四六
同	鐵道圖書館	大正九年七月	八五、三三四	七、五三二
同	京城府立圖書館	大正十一年十月	三二、八九六	一一、六二四
同	京城府立圖書館鐘路分館	大正十五年四月一日	一六、六三五	九、一三三
同	府立仁川圖書館	大正十二年一月六日	五、五一九	一、五二〇
同	開城圖書館	大正十三年四月	七、〇六七	四五九
忠北	清州邑立圖書館	昭和六年九月五日	三、一四〇	八〇〇

全北	群山圖書館	大正三年七月一日	四、四〇五	三〇五
全南	府立木浦圖書館	昭和三年六月	三、九八〇	二、七九八
同	光州邑圖書館	大正九年十月十五日	二、七八〇	九〇八
慶北	大邱府圖書館	大正八年七月	九、四一三	一、三二二
同	慶山圖書館	昭和四年三月三十一日	五三二	一〇〇
同	尙州郡海校財産圖書館	昭和四年四月五日	一三五	一五
慶南	釜山府立圖書館	明治三十四年十月	一一、〇九六	一、七九五
同	馬山府立圖書館	昭和三年十月十二日	三、九三七	三〇〇
平南	平壤府立圖書館	昭和三年八月十日	一一、一五〇	四、〇一一
同	平壤仁貞圖書館	昭和六年十二月三日	四、八五〇	三、一八八
同	鐵南浦府立簡易圖書館	昭和六年十二月八日	一、〇三二	一八九
平壤	新義州府教育會圖書館	昭和五年四月	二、五七二	九〇〇
咸南	咸興府立圖書館	昭和六年四月一日	一、三五二	一、五五〇
計	二〇箇所		三三五、六七五	六六、七六五

第十四節 體育運動の獎勵

一般青少年及學生生徒にして、體育運動に熱心な者は比較的堅實な思想を有して居りますが、體育

運動は内鮮融和の上にも益する所が少くないのであります。是等の點から見て青少年及學生生徒を本位とする、體育大會其他體育獎勵機關等の事業に獎勵を加へ、社會體育の振興に依つて、青少年の身心の健全なる發達を期すると共に、他方體育運動を通じて、青少年團體運動をして健全なる方向に嚮はしむの一助として、本府は地方體育運動團體に、補助金を交付し益々其の普及發達を圖る計畫であります。

朝鮮に於ける體育運動の指導獎勵機關としては、朝鮮體育協會があります。朝鮮體育協會は事務所を總督府學務局内に置き左の事業を行ふのであります。

- 一、朝鮮神宮奉贊體育運動競技を開催すること
- 二、加盟體育運動競技團體を統括し、相互の連絡融和を計り、且つ其の事業を助成すること
- 三、體育運動競技に對する正しき理解と趣味とを普及徹底せしむる爲、講演會、講習會の開催及機關雜誌の發刊等の事業を行ふこと
- 四、前各項の外、體育運動競技に關聯ある事業を行ふこと

尙此の朝鮮體育協會の下に京城には各種目別に聯盟がありまして各種競技會の開催、レコード公認體育に關するコーチ等を爲し、又地方には各道に道體育協會がありまして、道内の體育の指導獎勵に

當つて居ります。

第十五節 時の記念日

六月十日は長くも天智天皇が漏刻(水時計)を用ひ給ひ、初めて報時のことを行はせられた日に當るのでありますから、此の由緒ある日を時の記念日と定めて、専ら時間尊重及定時勵行の美風の發達に努めて居ります。朝鮮でも其れから少し後れて、新羅聖德王十七年に始めて支那から漏刻が傳はつたのであります。朝鮮は内地に比すれば時に對する觀念が、一層薄いのでありますから、内地の運動に相呼應して、毎年六月十日を期し府、邑、面、學校其他各種團體に於て時を活かす運動を起して居るのであります。從來の施設事項は左の通であります。

- 一 サイレン、鐘等により時報をなす
- 二 ラヂオ放送、ポスター、宣傳ビラの掲示又は配付に依つて、時に關する注意を喚起す
- 三 學校工場其他團體等に於て、時に關する訓話、講話を爲す
- 四 時に關する資料の展覽會を開催す
- 五 時間尊重の標語を募集す

- 六 時間勵行者竝に其の功勞者を表彰す
- 七 通行人に標準時間を示して正時に合はす
- 八 時間尊重に關する申合を爲す
- 九 時計商組合に於て時計の無料修繕を爲す
- 十 小學校、普通學校に於て時に關する作文を作らしむ
- 十一 青少年團體婦人會等の活動を促し、各戸を訪問して正確な時間を周知せしむ

第十六節 色服及斷髮

今日の朝鮮人の殆ど全部が、最も好んで着用する白衣は頻繁に洗濯の必要あるのと、之に依つて其の都度仕立直しをせねばならぬ關係上、之に費さるゝ時間と婦人の勞力は非常なものであり、且つ地質を損じ失費を多からしめ、經濟上多大の損失を來すのみならず、白衣を着ることに依つて、汚損を恐るゝが爲、活動を鈍らし能率を低下することにもなるから、即ち白衣着用に依つて利する所は何物もないと言つて過言ではないのであります。

各道當局に於ても、夙に白衣の弊害を認め、色服の着用を奨勵し、種々の方法を講じて居り、民衆自身も心ある者は白衣の弊害を認めては居るが、永年の習慣が俗を成して、一朝一夕に之が改廢を期することは中々困難であるが、昨年來實施中の地方巡回講演を利用して、十分其の利害得失を民衆に徹底せしむる外、色服着用及斷髮に關する「パンフレット」を刊行配付し、又は講習會を開催して、婦人に對し染色に關する知識を授け、地方改良團體、生活改善團體、青年團體等に於て、實行綱目の内に色服着用の一項を加へしめる等、有ゆる機會を利用して色服着用を奨勵せる結果、近時一般に對し自覺を促し、色服を着用する者が著しく増加しつゝある狀況であります。

次に斷髮は文化の一表徴で、今日男子で結髮して居る民族は、世界中でも極く僅少であります。此の意味から見て、結髮は速に廢すべきであります。之も永い間の習慣でありますから、地方に於ける老人等は中々斷髮をしないのであります。各道郡府邑面及各種團體に於て、機會を捉へて斷髮を奨勵しつゝあるのであります。此の結果一般に對し其の風を助長し、一面教育が普及するに伴れて、學校の兒童生徒が斷髮するので、斷髮者の數は年々増加し、結髮者の數は漸次減少しつゝあります。

附錄
參 考 統 計 表

附 錄

目 次

1	道行政區劃	1
2	現住戶口內地人、朝鮮人、外國人別	3
3	現在戶口道別	3
4	現住戶口府別	5
5	現住戶口邑別	5
6	現住人口動態比例	9
7	朝鮮人農家戶數內譯表	9
8	市 場	11
9	貨 銀	13
10	郵便貯金	13
11	衛生機關	15
12	傳染病患者及死亡者	17
13	犯罪件數及檢舉件數人員	21
14	民事事件	23
15	刑事事件	23
16	年末在刑務所人員	25
17	社會事業施設一覽	25
18	盲者道別人口對比表	27
19	盲者內鮮人及年齡別總計表	27
20	盲者各道別職業表	29
21	啞者道別人口對比表	31
22	啞者內鮮人及年齡別總計表	33
23	啞者各道別職業表	33
24	朝鮮總督府濟生院養育部狀況	35
25	朝鮮總督府濟生院育啞部狀況	39
26	行路病人及行路死亡人救護	41
27	行路病人及行路死亡人病類別	49
28	日本赤十字社員	55

1. 道行政區劃 (昭和六年末)

道廳所在地	面積	行政區劃					町洞里
		府	郡	島	邑面		
京畿道	京城	831	3	20	—	248	2,730
忠清北道	清州	482	—	10	—	106	1,504
忠清南道	公州	525	—	14	—	175	2,257
全羅北道	全州	553	1	14	—	188	1,779
全羅南道	光州	900	1	21	1	266	3,093
慶尙北道	大邱	1,231	1	22	1	272	3,228
慶尙南道	釜山	798	2	19	—	252	2,584
黃海道	海州	1,085	—	17	—	221	2,068
平安南道	平壤	968	2	14	—	147	1,938
平安北道	新義州	1,844	1	19	—	193	1,480
江原道	春川	1,703	—	21	—	176	1,971
咸鏡南道	咸興	2,073	2	16	—	139	2,940
咸鏡北道	羅南	1,319	1	11	—	81	710
總計	—	14,312	14	218	2	2,464	28,287

29 愛國婦人會員.....57

30 救恤御下賜金.....61

31 窮民救助.....63

32 罹災者救恤.....67

33 公益市場ト一般市場トノ物價比較.....79

34 小農生業資金貸付事業実績.....83

35 小農生業資金貸付金使途調.....85

36 小農生業資金貸付金回收成績.....87

37 切替元金使途別内譯表.....89

38 未回收事由別内譯.....88

39 未回收金ノ處理見込別内譯.....89

40 小農生業資金貸付金回收成績累年比較表.....91

41 勤農共済組合員貯金調.....93

42 勤農共済組合員貯金狀況累年比較表.....93

43 公益質屋事業成績調.....95

44 内地、臺灣及樺太在留朝鮮人戸數人員調..... 109

45 職業紹介取扱成績..... 112

46 窮民救済事業ニ使役シタル勞働者數及賃銀調..... 117

47 郷校財産歳入歳出豫算表..... 119

48 圖書館..... 121

2. 現住戶口內地人、

	內地人		朝鮮人	
	世帯	人口	世帯	人口
昭和 ^{年末} 1	117,001	442,326	3,483,779	18,615,033
〃 2	119,219	454,881	3,484,461	18,631,494
〃 3	122,773	469,043	3,489,344	18,667,334
〃 4	127,300	488,478	3,518,094	18,784,437
〃 5	126,312	501,867	3,679,463	19,685,587
〃 6	130,349	514,666	3,690,659	19,710,168

3. 現住戸

	內地人		朝鮮人	
	世帯	人口	世帯	人口
京畿道	30,840	129,924	369,493	1,923,648
忠清北道	2,098	7,915	159,822	855,507
忠清南道	6,127	23,543	246,713	1,337,818
全羅北道	8,184	33,378	275,368	1,420,775
全羅南道	9,851	42,083	431,054	2,199,110
慶尙北道	11,015	46,993	430,513	2,267,620
慶尙南道	20,423	83,793	385,313	1,991,282
黄海道	4,925	17,734	284,682	1,464,799
平安南道	8,841	33,328	236,914	1,271,272
平安北道	5,812	19,352	261,298	1,467,111
江原道	3,327	11,079	251,402	1,386,565
咸鏡南道	10,833	36,643	241,292	1,426,226
咸鏡北道	8,073	28,901	116,795	698,435
總計	130,349	514,666	3,690,659	19,710,168

朝鮮人、外國人別

世帯	人口	合計		毎年増加%	一方里人口
		世帯	人口		
13,725	46,541	3,614,505	19,103,900	4.65	1,334.8
14,409	51,323	3,618,089	19,137,698	1.77	1,337.2
14,772	53,322	3,626,889	19,189,699	2.72	1,340.8
15,724	58,146	3,661,118	19,331,061	7.31	1,350.6
15,789	69,109	3,821,564	20,256,563	45.69	1,415.4
10,171	38,124	3,831,179	20,262,958	0.32	1,415.8

口道別 (昭和六年末)

世帯	人口	合計	
		世帯	人口
1,533	6,588	401,866	2,060,160
177	474	162,097	863,895
464	1,519	253,304	1,362,910
539	2,118	284,091	1,456,271
293	1,142	441,198	2,242,335
484	1,441	442,012	2,316,054
315	900	406,051	2,075,975
557	2,552	290,164	1,485,085
480	1,897	246,235	1,306,497
2,587	10,055	269,697	1,496,518
207	581	254,936	1,398,225
960	3,467	253,085	1,466,336
1,575	5,360	126,443	732,696
10,171	38,124	3,831,179	20,262,958

(附) (本州人口) 4 現 住 戶

道	府	内地人		朝鮮人
		世帯	人口	
京畿道	京城府	23,497	100,323	53,409
	仁川府	2,655	11,373	12,026
	開城府	447	1,522	9,639
全羅北道	群山府	2,160	9,115	3,580
	全羅南道	1,824	8,045	5,604
慶尙北道	大邱府	5,475	25,750	17,295
慶尙南道	釜山府	10,836	45,502	20,475
	馬山府	1,388	5,265	4,821
平安南道	平壤府	4,925	19,268	25,856
	鎮南浦府	1,529	6,178	7,150
平安北道	新義州府	2,031	7,876	6,435
咸鏡南道	元山府	2,034	9,511	7,055
	咸興府	1,813	7,215	5,922
咸鏡北道	清津府	2,312	9,016	5,478

5. 現 住 戶

道	府	内地人		朝鮮人
		世帯	人口	
京畿道	水原郡 水原邑	376	1,660	2,196
	始興郡 永登浦邑	244	1,010	1,390
忠清北道	清州郡 清州邑	683	2,791	2,529
	忠州郡 忠州邑	293	1,188	4,273
忠清南道	公州郡 公州邑	610	2,098	1,880
	大田郡 大田邑	1,710	7,133	3,279
	論山郡 江景邑	379	1,533	2,139
	燕岐郡 烏致院邑	319	1,300	1,396
	天安郡 天安邑	334	1,160	2,308
全羅北道	全州郡 全州邑	1,261	5,440	6,404
	南原郡 南原邑	234	801	2,361
	井邑郡 井州邑	314	1,311	2,704
	金堤郡 金堤邑	356	1,493	2,710
	益山郡 裡里邑	934	3,748	3,043

五

口 府 別 (昭和六年末)

人 口	外 國 人		合 計	
	世 帯	人 口	世 帯	人 口
261,232	795	3,877	77,701	365,432
51,005	322	1,503	15,003	63,881
48,059	74	122	10,160	49,703
16,843	110	581	5,850	26,539
24,805	43	212	7,471	33,062
75,777	234	653	23,004	102,180
93,674	122	362	31,433	139,538
21,506	29	75	6,238	26,846
124,156	173	791	30,954	144,215
32,474	85	374	8,764	39,026
29,759	1,249	4,734	9,715	42,369
33,117	82	354	9,171	42,982
31,979	54	259	7,789	39,453
24,891	334	924	8,124	34,831

口 邑 別 (昭和六年末)

人 口	外 國 人		合 計	
	世 帯	人 口	世 帯	人 口
11,192	13	36	2,585	12,888
7,129	21	88	1,655	8,227
12,539	20	71	3,232	15,401
22,863	17	45	4,583	24,096
10,200	33	149	2,523	12,447
16,064	21	87	5,010	23,284
10,441	37	118	2,555	12,192
7,042	20	71	1,735	8,413
11,685	33	157	2,675	13,002
32,575	90	395	7,755	38,410
11,248	13	47	2,608	12,096
13,678	18	102	3,036	15,091
14,276	47	163	3,113	15,932
14,274	24	76	4,001	18,098

四

現 住 戶

	內地人		朝鮮	
	世帯	人口	世帯	
全羅南道	光州郡光州邑	1,445	7,265	5,130
	麗水郡麗水邑	738	3,217	4,309
	順天郡順天邑	335	1,324	3,298
	羅州郡羅州邑	224	1,031	2,648
	濟州島濟州邑	205	674	8,552
慶尙北道	安東郡安東邑	198	780	2,899
	迎日郡迎日邑	561	2,386	2,246
	慶州郡慶州邑	253	979	3,621
	金泉郡金泉邑	466	1,872	2,701
	尙州郡尙州邑	309	1,204	4,808
慶尙南道	晉州郡晉州邑	589	2,264	4,660
	密陽郡密陽邑	256	1,040	3,058
	蔚山郡蔚山邑	222	802	2,571
	東萊郡東萊邑	200	910	3,246
	金海郡金海邑	154	651	4,052
黃海道	昌原郡昌原邑	1,090	4,378	2,589
	統營郡統營邑	694	2,984	4,069
	泗川郡泗川邑	149	580	2,971
平安南道	海州郡海州邑	752	2,699	4,463
	黃州郡黃州邑	567	2,264	2,107
	鳳山郡鳳山邑	493	1,843	4,648
平安北道	安州郡安州邑	92	327	2,941
	義州郡義州邑	130	466	1,821
	宣川郡宣川邑	149	504	2,621
	定州郡定州邑	245	915	1,632
江原道	江界郡江界邑	196	626	1,739
	春川郡春川邑	462	1,669	1,819
	江陵郡江陵邑	223	854	2,604
咸鏡南道	鐵原郡鐵原邑	319	1,095	2,863
	咸州郡咸州邑	3,771	9,417	3,172
咸鏡北道	北青郡北青邑	180	653	3,182
	鏡城郡鏡城邑	1,522	6,027	1,775
	城津郡城津邑	419	1,598	1,982
	會寧郡會寧邑	696	2,654	2,858
	興安郡興安邑	610	2,284	3,987

七

口 邑 別 (昭和六年末) (續)

人 口	外 國 人		合 計	
	世帯	人口	世帯	人口
25,581	26	78	6,601	32,924
22,047	18	49	5,065	25,313
16,907	22	68	3,655	18,299
13,490	1	3	2,873	14,524
37,569	5	11	8,762	38,254
14,359	15	21	3,112	15,160
10,095	10	61	2,817	12,542
17,432	7	30	3,881	18,441
12,802	11	47	3,178	14,721
24,845	17	62	5,134	26,111
21,543	11	29	5,260	23,836
14,852	8	27	3,322	15,959
12,989	5	21	2,798	13,812
16,762	5	17	3,451	17,689
19,937	11	41	4,217	20,629
12,863	3	15	3,682	17,256
18,322	21	49	4,784	21,355
15,890	4	14	3,124	16,484
20,515	41	101	5,256	23,315
9,348	56	218	2,730	11,830
21,655	54	256	5,195	23,754
16,444	17	53	3,050	16,824
9,512	31	125	1,982	10,103
12,869	25	85	2,795	13,458
8,435	33	39	1,910	9,389
8,571	26	90	1,961	9,287
9,027	20	22	2,301	10,718
13,281	2	10	2,829	14,145
13,425	30	111	3,212	14,631
13,585	106	497	7,049	23,499
16,712	20	66	3,382	17,431
8,437	77	267	3,374	14,731
9,881	36	128	2,437	11,607
14,713	92	359	3,646	17,726
19,135	184	898	4,781	22,317

六

6. 現住人口

年	出生男		出生百		地
	百 = 付女	二付死亡	出生	生	
内					
昭和	1	89.23	68.09	23.79	
"	2	92.00	71.98	24.07	
"	3	93.48	76.13	23.23	
"	4	95.09	76.62	22.22	
"	5	89.30	67.19	22.78	
"	6	88.99	71.09	22.98	
朝鮮					
昭和	1	87.21	57.15	35.76	
"	2	87.79	58.63	36.88	
"	3	88.17	59.76	38.06	
"	4	88.73	62.97	38.28	
"	5	90.02	49.14	38.64	
"	6	88.98	56.88	35.81	

7. 朝鮮人農家

道別	總人口		農業者	
	世帯	人口	世帯	人口
畿道	369,493	1,923,648	236,024	1,288,471
北道	159,822	855,507	140,768	759,688
南道	246,713	1,337,818	185,216	1,030,715
全羅北道	275,368	1,420,775	223,649	2,173,845
全羅南道	431,054	2,199,110	363,508	1,834,556
南道	430,513	2,267,620	368,436	1,980,326
尚北道	385,313	1,991,282	287,059	1,511,546
黄海道	284,682	1,464,799	233,108	1,195,591
平安南道	236,914	1,271,272	167,846	920,244
平安北道	261,298	1,467,111	203,187	1,150,612
原道	251,402	1,386,565	211,186	1,170,343
咸鏡南道	241,292	1,426,226	171,759	1,074,568
咸鏡北道	116,795	698,435	76,823	491,106
合計	3,690,659	19,710,168	2,868,569	15,581,611

動態比例

口		千		二		付	
死	産	死	亡	結	婚	離	婚
人							
1.39	16.60	2.68	0.26				
1.46	17.33	2.83	0.27				
1.42	17.69	2.85	0.28				
人							
1.49	17.03	3.12	0.32				
1.59	15.30	3.35	0.35				
1.59	16.33	3.62	0.38				
人							
0.17	20.43	8.99	0.38				
0.16	21.62	9.37	0.38				
0.16	22.75	10.28	0.44				
0.15	24.11	10.26	0.43				
0.18	18.98	10.04	0.45				
0.18	20.37	9.27	0.45				

戸数内譯表 (昭和六年末調)

總人口ニ對スル農家人口ノ割合	農家戸数ノ内譯					
	地主	自作	自作兼小	小作	火田民	對農家戸数ノ割合
67	10,611	17,021	61,565	148,158	1,588	63
89	3,687	16,207	42,985	77,131	3,021	55
77	4,861	14,799	55,734	110,802	524	60
83	3,057	10,163	50,832	160,681	1,883	72
83	6,396	63,579	128,088	166,741	1,166	46
87	12,689	66,311	109,523	179,272	4,226	49
78	5,831	38,779	89,547	154,778	234	54
82	9,080	33,065	60,554	129,749	6,559	56
72	11,249	33,777	59,016	60,524	12,800	36
78	18,720	37,223	46,333	91,953	38,082	45
84	6,799	49,179	75,849	70,106	32,371	15
75	6,723	65,670	54,439	34,590	28,861	17
70	5,001	42,806	19,305	8,939	6,363	12
79	104,704	498,578	853,770	1,993,424	137,678	49

8. 市

年	市場數	開市回數	賣	
			農產物	水產物
昭和 1	1,301	106,549	41,182,394	23,762,752
〃 2	1,366	110,022	49,339,445	27,485,373
〃 3	1,381	111,779	47,187,633	29,411,467
〃 4	1,408	113,493	51,042,815	30,004,511
〃 5	1,425	115,059	44,803,069	27,175,787
〃 6	1,458	114,758	41,243,062	24,128,722
京畿道	123	13,283	5,480,296	2,645,950
忠清北道	58	4,068	1,722,499	574,710
忠清南道	90	6,609	2,384,999	1,272,225
全羅北道	64	4,120	1,266,100	1,446,317
全羅南道	119	9,498	2,097,893	1,892,283
慶尙北道	173	11,280	3,320,419	2,070,809
慶尙南道	151	15,457	3,944,260	7,219,849
黃海道	124	8,867	3,566,669	722,563
平安南道	141	11,812	3,940,753	1,514,434
平安北道	95	7,130	7,039,297	1,229,623
江原道	134	7,762	1,817,777	728,294
咸鏡南道	127	9,434	2,791,972	2,175,500
咸鏡北道	59	5,438	1,870,131	636,165
總計	1,458	114,758	41,243,062	24,128,722
第一號市場	1,408	98,812	35,164,586	15,066,715
第二號市場	16	5,363	4,528,530	1,910,445
第三號市場	34	10,583	1,549,896	7,151,562
總計	1,458	114,758	41,243,062	24,128,722

備考 第一號市場 場屋ヲ設ケ又ハ場屋ヲ設ケザルモ區畫シタル地行フ場所
 第二號市場 二十人以上ノ營業者一場屋ニ於テ主トシテ穀物
 第三號市場 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ノ販賣業ヲ行

買

買			高(円)
織物	畜類	其ノ他	合計
23,375,497	41,392,616	27,122,642	156,835,901
25,630,454	44,442,980	31,494,140	178,392,392
27,142,788	50,911,192	32,997,275	187,650,355
27,680,866	54,463,154	32,866,835	196,058,181
24,825,829	46,405,651	29,957,327	173,167,663
23,174,876	38,940,759	30,652,371	158,139,790
775,904	6,826,109	2,403,191	18,132,450
985,622	1,170,495	790,175	5,243,501
2,696,725	1,719,691	2,835,371	10,909,008
546,430	1,437,704	1,740,428	6,436,979
1,278,137	2,037,539	2,379,235	9,685,087
1,857,813	4,524,520	4,087,350	15,860,911
2,135,375	3,446,579	3,372,758	20,118,821
1,857,860	4,576,296	1,823,218	12,556,606
1,965,185	4,367,635	1,601,293	13,389,300
4,038,278	3,251,704	3,929,602	19,488,504
1,469,670	2,769,143	2,569,392	9,354,276
2,301,577	1,808,718	1,799,489	10,877,256
1,255,300	1,004,626	1,320,869	6,087,091
23,174,876	38,940,759	30,652,371	158,139,790
22,782,334	38,899,120	28,381,925	140,294,630
392,542	41,639	2,267,946	9,141,152
-	-	2,500	8,703,953
23,174,876	38,940,759	30,652,371	158,139,790

域ニ於テ毎日又ハ定期ニ多數ノ需要者及供給者來集シ貨物ノ賣買交換ヲ

食料品ノ販賣業ヲ行フ場所
 フ場所

9. 賃

	京	城	木	浦	大	邱
家 作						
左 官						
煉 瓦 積						
車 製 造 職						
洋 服 裁 縫						
土 方						
下 男						
下 女						
内 地 人						
朝 鮮 人						
内 地 人						
朝 鮮 人						
内 地 人						
朝 鮮 人						
内 地 人						
朝 鮮 人						

× 印ハ賄付賃銀ニシテ月給ナリ

10. 郵 便

	内 地 人		
	人 員	金 額 (円)	一人平均金額 (円)
昭和 1	507,946	19,236,324	37.87
〃 2	542,537	23,184,210	42.73
〃 3	584,542	26,481,546	45.30
〃 4	595,777	31,349,222	52.62
〃 5	594,814	33,726,244	55.70
〃 6	594,763	36,067,452	60.64
京 畿 道	140,510	7,812,442	55.60
忠 清 北 道	7,637	382,811	50.13
忠 清 南 道	21,568	930,415	43.14
全 羅 北 道	23,129	1,090,751	47.16

銀 (昭和六年中平均) (單位圓)

釜 山	平 壤	新 義 州	元 山	清 津
2.66	3.30	3.67	2.70	3.50
1.66	1.20	1.48	1.40	2.50
3.02	3.50	3.87	3.00	4.00
1.72	1.50	1.46	2.00	2.50
2.92	3.50	3.87	3.20	3.50
1.78	1.50	1.35	1.60	3.00
2.20	3.30	4.00	2.70	3.54
1.40	1.20	1.30	1.50	2.50
2.17	3.00	4.00	2.00	2.50
1.70	1.20	1.40	1.00	2.00
1.50	1.50	2.25	2.70	1.50
0.80	0.70	0.74	1.50	0.90
× 20.00	× 25.00	× 30.00	—	× 30.00
× 12.00	× 15.00	× 12.00	年 × 35.00	× 20.00
× 15.00	× 15.00	—	× 10.00	× 25.00
× 7.00	× 8.00	× 20.00	× 8.00	× 15.00

貯 金

朝 鮮 人			合 計	
人 員	金 額 (円)	一人平均金額 (円)	人 員	金 額 (円)
1,287,912	3,229,802	2.51	1,795,858	22,466,126
1,367,752	3,777,003	2.76	1,910,289	26,961,218
1,439,435	4,305,957	2.99	2,023,977	30,787,503
1,482,825	4,937,196	3.33	2,078,602	36,286,417
1,523,364	5,126,622	3.37	2,118,178	38,852,866
1,689,105	5,365,217	3.18	2,283,871	41,432,669
283,908	1,042,239	3.67	424,418	8,854,681
40,935	92,573	2.26	48,572	475,384
93,653	225,930	2.41	115,224	1,156,345
106,152	274,333	2.58	129,281	1,365,084

郵 便

	地 人		
	人 員	金 額 (円)	一人平均金額 (円)
全慶慶黃	46,650	2,315,895	49.64
羅尚海	36,900	1,976,521	53.56
南 北 道	81,487	4,690,758	57.56
道 道 道	15,413	1,148,729	74.53
平 安 南 北 道	37,465	2,062,085	56.55
平 安 南 北 道	21,724	1,369,469	63.04
江 原 南 北 道	11,199	680,457	60.76
咸 鏡 南 北 道	41,727	2,226,628	53.36
咸 鏡 南 北 道	50,114	2,822,883	56.33
合 計	535,523	29,509,844	55.11
行賞貯金其ノ他	59,243	6,557,609	110.69
總 計	594,766	36,067,452	60.64

貯 金 (續)

朝 鮮 人			合 計		
人 員	金 額 (円)	一人平均金額 (円)	人 員	金 額 (円)	
162,925	453,910	2.79	209,575	2,769,805	
176,205	449,736	2.55	213,105	2,426,257	
187,914	720,252	3.83	269,401	5,411,010	
88,069	264,493	3.00	103,482	1,413,222	
112,763	456,899	4.05	150,228	2,518,984	
130,989	372,716	2.85	152,713	1,742,185	
72,584	206,710	2.85	83,783	887,167	
129,698	374,191	2.89	171,425	2,600,819	
78,957	337,571	4.28	129,071	3,160,454	
1,664,755	5,271,553	3.17	2,200,278	34,781,397	
24,350	93,665	3.85	83,593	6,651,274	
1,689,105	5,365,217	3.18	2,283,871	41,432,669	

II. 衛 生

	病 院				醫 師	限 地 者 醫 業 者
	官 立	公 立	私 立	計		
昭和 1 年	3	35	65	103	1,450	123
2	3	38	67	108	1,508	149
3	4	39	71	114	1,622	148
4	4	39	76	119	1,645	170
5	4	40	79	123	1,749	218
6	4	42	83	129	1,791	265
京 畿 道	3	6	35	44	460	40
忠 清 北 道	—	1	1	2	39	8
忠 清 南 道	—	2	3	5	73	13
全 羅 北 道	—	3	4	7	92	18
全 羅 南 道	1	4	5	10	127	18

機 關

醫 生	齒科醫師	藥劑師	種 痘 施 術 生	產 婆	看 護 婦
4,877	246	178	1,607	987	786
4,829	295	157	1,711	1,047	938
4,699	338	177	1,756	1,122	972
4,680	366	217	1,636	1,146	977
4,594	416	234	1,622	1,251	1,120
4,472	489	266	1,561	1,262	1,261
415	169	135	211	326	443
151	5	4	75	26	17
180	21	4	186	67	48
181	22	8	114	78	93
261	25	17	277	132	66

衛生

	病 院				醫 師	限 地 醫 業 者
	官 立	公 立	私 立	計		
慶尙北道	—	4	5	9	119	25
慶尙南道	—	4	6	10	195	35
黃海道	—	2	3	5	114	18
平安南道	—	2	2	4	182	27
平安北道	—	4	7	11	126	24
江原道	—	3	1	4	66	10
咸鏡南道	—	4	6	10	125	9
咸鏡北道	—	3	5	8	73	20
總 計	4	42	83	129	1,791	265

12. 傳染病患者

	年	種 別	コレラ		赤 痢		腸チフス		パラチフス	
			患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
			昭和	1	内地人	3	3	978	213	1,295
		朝鮮人	248	156	1,294	380	3,870	566	235	24
		外國人	1	—	5	1	9	1	1	1
		計	252	159	2,277	594	5,174	805	372	33
	2	内地人	—	—	1,426	264	1,110	191	190	19
		朝鮮人	—	—	1,856	481	3,649	508	270	39
		外國人	—	—	9	5	3	1	1	—
		計	—	—	3,291	750	4,762	700	461	58
	3	内地人	—	—	1,244	254	2,407	375	184	11
		朝鮮人	—	—	1,520	390	4,142	662	225	21
		外國人	—	—	8	1	8	—	—	—
		計	—	—	2,772	645	6,557	1,037	409	32

機 關 (續)

醫 生	齒科醫師	藥劑師	種 痘 施 術 生	產 婆	看 護 婦
438	31	11	75	18	107
579	73	33	53	155	190
214	19	5	137	52	25
402	45	17	289	119	62
434	13	7	7	65	34
297	10	2	90	41	67
602	36	12	20	104	67
318	20	11	27	79	42
4,472	489	268	1,561	1,262	1,261

及 死 亡 者

痘 瘡	發 疹 チフス	猩 紅 熱	デフ テリア	流行性腦 脊髄膜炎		合 計					
				患者	死亡	患者	死亡				
				患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡		
94	21	22	8	714	98	173	39	5	1	3,420	629
905	210	1,216	128	77	36	323	151	7	4	8,175	1,655
11	6	1	—	7	1	1	1	—	—	36	11
1,010	237	1,239	136	798	135	497	191	12	5	11,531	2,295
27	7	16	3	735	114	214	40	17	13	3,735	651
599	142	936	81	167	64	391	183	79	45	7,947	1,543
1	—	—	—	2	1	2	—	—	—	18	7
627	149	952	84	904	179	607	223	93	58	11,700	2,201
37	3	29	—	1,057	192	216	49	7	1	5,181	885
243	78	1,739	195	261	113	373	161	5	4	8,508	1,624
10	2	1	—	4	1	—	—	—	—	31	4
290	83	1,769	195	1,322	306	589	210	12	5	13,720	2,513

傳染病患者

		コレラ		赤痢		腸チフス		パラチフス	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
昭和4年	内地人	—	—	1,339	255	1,752	290	164	13
	朝鮮人	18	15	1,985	482	4,570	748	195	19
	外国人計	—	—	23	5	—	1	—	—
	計	18	15	3,347	742	6,324	1,039	359	32
"5年	内地人	—	—	889	145	1,784	266	190	8
	朝鮮人	—	—	1,160	274	6,164	796	212	13
	外国人計	—	—	3	—	6	3	—	—
	計	—	—	2,052	419	7,954	1,065	402	21
"6年	内地人	—	—	838	128	1,662	240	249	13
	朝鮮人	—	—	1,072	278	4,943	673	314	21
	外国人計	—	—	2	—	10	1	1	1
	計	—	—	1,912	406	6,615	914	564	35
京畿道	内地人	—	—	268	26	619	63	137	5
	朝鮮人	—	—	187	49	764	103	22	2
	外国人	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清北道	内地人	—	—	14	4	10	1	1	—
	朝鮮人	—	—	21	6	266	33	3	—
	外国人	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	内地人	—	—	33	9	53	7	2	—
	朝鮮人	—	—	50	27	172	29	4	—
	外国人	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	内地人	—	—	79	10	80	16	24	1
	朝鮮人	—	—	24	8	19	7	2	1
	外国人	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	内地人	—	—	22	5	213	38	19	2
	朝鮮人	—	—	230	33	350	37	23	1
	外国人	—	—	—	—	4	—	—	—
慶尙北道	内地人	—	—	66	5	136	26	7	—
	朝鮮人	—	—	33	11	332	41	11	1
	外国人	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	内地人	—	—	141	28	295	51	18	1
	朝鮮人	—	—	157	36	340	60	3	1
	外国人	—	—	—	—	—	—	—	—
黄海道	内地人	—	—	13	2	19	2	4	2
	朝鮮人	—	—	32	10	295	39	8	—
	外国人	—	—	1	—	—	—	—	—

及死亡者(續)

痘	瘡	發疹チフス		猩紅熱		デブテリア		流行性腦脊髄膜炎		合計	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
30	5	29	3	1,269	216	261	42	22	16	4,866	840
491	121	1,135	125	332	128	561	270	130	75	9,417	1,983
2	—	—	—	5	1	1	1	—	—	33	8
523	126	1,164	128	1,606	345	823	313	152	91	14,316	2,831
47	6	67	9	1,215	147	250	40	35	19	4,477	640
1,365	317	1,615	183	277	115	593	261	13	5	11,399	1,964
6	—	1	—	3	—	3	1	—	—	22	4
1,418	323	1,683	192	1,495	262	846	302	48	24	15,898	2,608
90	18	42	6	1,760	152	295	47	39	18	4,975	622
1,282	324	1,422	131	413	162	645	276	65	40	10,156	1,905
4	1	2	—	17	5	1	—	—	—	37	8
1,376	343	1,466	137	2,190	319	941	323	104	58	15,168	2,533
9	1	17	2	535	30	91	10	8	4	1,684	141
62	9	576	63	78	11	92	28	10	7	1,791	272
1	1	2	—	1	—	—	—	—	—	4	1
—	—	—	—	15	1	4	—	1	1	45	7
9	3	65	—	2	—	11	4	—	—	377	46
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2	—	60	6	17	6	—	—	167	28
7	1	185	20	15	7	22	11	—	—	455	95
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	98	10	38	4	—	—	319	41
4	—	18	1	15	8	34	16	—	—	119	41
—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1
—	—	—	—	38	8	16	3	—	—	308	56
8	1	—	—	5	—	41	12	2	—	659	84
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—
—	—	—	—	147	18	21	9	—	—	377	58
—	—	13	2	13	4	34	17	—	—	433	76
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	274	30	39	4	1	1	769	115
2	—	—	—	18	8	64	39	2	2	586	146
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2	—	37	5	17	4	—	—	92	15
9	—	201	12	68	36	66	34	—	—	679	131
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—

傳染病患者

道	種別	コレラ		赤痢		腸チフス		パラチフス	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
平安南道	内地人	—	—	65	11	80	9	7	—
	朝鮮人	—	—	68	23	531	68	32	3
	外國人	—	—	1	—	1	—	1	1
平安北道	内地人	—	—	58	12	33	4	16	2
	朝鮮人	—	—	52	19	563	80	23	4
	外國人	—	—	—	—	4	—	—	—
江原道	内地人	—	—	25	4	13	2	2	—
	朝鮮人	—	—	148	39	380	34	78	2
	外國人	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	内地人	—	—	21	4	68	15	4	—
	朝鮮人	—	—	36	10	149	25	8	1
	外國人	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	内地人	—	—	33	8	43	6	8	—
	朝鮮人	—	—	34	7	782	117	97	5
	外國人	—	—	—	—	1	1	—	—
總計	内地人	—	—	833	128	1,662	240	249	13
	朝鮮人	—	—	1,072	273	4,943	673	314	21
	外國人	—	—	2	—	10	1	1	1
	計	—	—	1,912	406	6,615	914	564	35

13. 犯罪件數

年	犯罪件數	
	刑法犯	特別法犯
昭和1	122,033	14,946
// 2	129,512	18,830
// 3	131,407	159,056
// 4	140,433	27,373
// 5	147,165	30,848
// 6	140,598	34,675
京畿道	21,390	2,101
忠清北道	3,781	747
忠清南道	7,054	1,387
全道	14,451	3,392

及死亡者(續)

痘瘡	瘡	發疹チフス		猩紅熱		デブテリア		流行性腦脊髄膜炎		合計	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
—	—	—	—	374	31	7	3	5	2	538	56
12	1	39	2	152	69	122	52	7	4	953	222
—	—	—	—	5	1	—	—	—	—	8	2
—	—	—	—	30	4	18	1	1	—	156	23
2	—	8	3	22	10	99	39	14	12	783	167
—	—	—	—	9	3	1	—	—	—	14	3
6	2	4	1	12	2	1	—	1	—	64	11
366	78	238	17	12	4	25	13	1	—	1,248	187
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	12	—	—	53	6	14	1	18	8	227	46
302	65	10	4	8	2	29	8	29	15	571	130
—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—
25	3	17	3	87	1	12	2	4	2	229	25
499	166	69	7	5	3	6	3	—	—	1,492	303
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1
90	18	42	6	1,760	152	295	47	39	18	4,975	622
1,282	324	1,422	131	413	162	645	276	65	40	10,156	1,905
4	1	2	—	17	5	1	—	—	—	37	8
1,376	343	1,466	137	2,190	319	941	323	104	58	15,168	2,535

及檢舉件數人員

檢舉件數		檢舉人員	
刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯
109,653	15,009	121,594	18,292
118,857	19,118	135,549	22,519
126,046	153,738	140,071	172,218
132,607	27,288	143,876	32,793
138,439	30,656	148,752	38,779
130,374	34,589	147,038	45,081
19,379	2,101	13,504	2,813
3,734	746	3,396	862
6,668	1,389	7,417	1,596
13,883	3,402	13,301	4,034

犯罪件數

	犯罪件數	
	刑法犯	特別法犯
全羅南道	12,143	1,204
羅南道	13,146	7,373
南道	15,432	4,700
海州	6,920	1,003
平安南道	14,159	1,822
平安北道	7,831	2,296
江原南道	9,989	2,253
咸鏡南道	10,337	2,940
咸鏡北道	3,955	3,457
總計	140,598	34,675

及檢舉件數人員 (續)

檢舉件數		檢舉人員	
刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯
11,021	1,202	16,708	1,853
13,005	7,378	15,123	9,123
13,089	4,700	17,128	5,596
6,289	1,008	8,999	1,233
12,867	1,825	12,039	2,033
7,719	2,295	10,158	3,026
9,801	2,245	11,193	2,895
9,537	2,939	12,974	5,164
3,382	3,359	5,098	4,853
130,374	34,589	147,038	45,081

14. 民事

	年	受						
		第一審	第二審	第三審	和解	督促	假差押假處分	強制執行
昭和	1	58,758	3,965	646	164	127,051	20,943	6,647
//	2	61,308	3,746	558	225	143,071	22,166	6,795
//	3	58,218	3,990	517	221	130,874	21,082	7,078
//	4	55,580	4,258	589	238	140,707	22,132	7,027
//	5	52,715	3,926	979	242	179,477	25,183	8,707
//	6	53,420	3,097	694	300	204,357	29,313	9,706

事件

件數							
不動產競賣	破產	禁治產準禁治產失踪宣告	非訟事件手續法ニ依ル非訟事件	共助	執達	民事爭訟調停	合計
7,653	22	118	36,716	2,492	315,029	2,989	583,193
8,846	21	105	41,262	2,580	372,375	2,488	665,546
9,305	15	105	51,714	2,917	314,961	2,031	603,028
9,166	36	82	52,384	3,321	331,510	2,032	629,062
11,869	42	65	57,212	3,476	403,127	1,574	748,594
16,164	44	49	58,207	2,322	434,200	1,682	808,555

15. 刑事

	年	受			
		第一審	第二審	第三審	再審
昭和	1	31,295	1,531	159	2
//	2	34,268	1,491	138	3
//	3	35,344	1,549	151	4
//	4	42,084	1,872	159	1
//	5	47,419	2,122	185	—
//	6	54,888	1,874	170	6

事件

件數				
抗告	豫審	私訴	共助	合計
12	850	54	398	34,301
13	887	56	296	37,152
6	950	51	238	38,293
16	942	43	283	45,400
16	915	43	342	51,042
12	895	26	291	58,162

16. 年 末 在 刑

	受 刑 者		刑 事 被 告 人		勞 役 場
	男	女	男	女	男
昭和 ^{年末} 1	11,954	431	1,145	59	360
// 2	11,599	365	1,332	57	385
// 3	11,615	389	1,657	60	513
// 4	12,840	440	1,999	50	522
// 5	14,195	449	1,822	53	651
// 6	14,193	402	1,976	66	666

17. 社 會 事 業

	昭 和 元 年	昭 和 二 年
社會事業連絡研究機關	2	4
同上助成機關	2	2
防 貧 事 業	78	80
兒 童 保 護 事 業	26	25
特 種 教 育 事 業	3	4
施 藥 救 療 事 業	48	57
窮 民 救 助 事 業	25	27
出 獄 人 保 護 事 業	26	27
總 計	210	226

務 所 人 員

留 置 者	携 帶 兒		合 計		
	女	男	女	男	計
14	13	5	13,472	509	13,981
13	5	6	13,321	441	13,762
23	4	3	13,789	475	14,264
35	5	6	15,366	531	15,897
45	7	10	16,675	557	17,232
56	11	7	16,846	531	17,377

施 設 一 覽

昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年
4	1	1	1	1
2	1	1	1	1
82	104	114	107	107
26	30	28	29	38
4	2	4	7	7
56	55	55	59	56
27	26	27	28	34
25	27	27	25	25
226	246	257	257	269

18. 盲者道別

道名	內地人			朝鮮	
	男	女	計	男	女
京畿道	25	7	32	769	334
忠清北道	1	1	2	285	153
忠清南道	2	—	2	482	221
全羅北道	5	1	6	387	195
全羅南道	5	1	6	590	381
慶尙北道	10	4	14	795	416
慶尙南道	6	8	14	774	459
黃海道	—	1	1	661	413
平安南道	20	5	25	761	510
平安北道	1	3	4	503	354
江原道	—	—	—	533	262
咸鏡南道	6	1	7	393	221
咸鏡北道	5	3	8	169	64
總計	86	35	121	7,102	3,883

19. 盲者內鮮人及

年齡	內地人		
	男	女	計
十年以下	—	4	9
十五年以下	—	3	6
二十年以下	3	3	6
二十五年以下	—	3	3
三十年以下	10	4	14
三十五年以下	8	4	12
四十年以下	10	2	12

人口對比表 (昭和二年五月調)

人口計	合計		總人口	萬分比例	
	男	女			
1,103	794	341	1,135	1,933,145	5.87
438	286	154	440	828,309	5.30
703	484	221	705	1,241,177	5.64
582	392	193	588	1,338,578	4.39
971	595	382	977	2,114,061	4.62
1,211	805	420	1,225	2,264,869	5.41
1,233	780	467	1,247	1,960,319	6.36
1,074	661	414	1,075	1,413,140	7.61
1,271	781	515	1,296	1,242,749	10.43
857	504	357	851	1,371,949	6.28
795	533	262	795	1,308,922	6.07
614	399	222	621	1,342,887	4.62
233	174	67	241	607,961	3.96
11,085	7,188	4,018	11,206	18,968,068	5.81

年齡別總計表 (昭和二年五月調)

朝鮮人			合計		
男	女	計	男	女	計
364	210	574	369	214	583
344	213	557	347	216	563
484	244	728	487	247	734
534	235	766	534	235	769
553	252	805	563	256	819
542	242	784	550	246	796
630	274	904	640	276	916

及人鮮內者盲

年齡	內地		人計
	男	女	
四十五年以下	5	3	8
五十年以下	15	3	18
五十五年以下	15	—	15
六十年以下	5	3	8
六十五年以下	3	—	3
七十年以下	2	2	4
七十五年以下	1	1	2
八十年以下	—	—	—
八十年以上	1	—	1
年齡不詳	—	—	—
總計	86	95	121

20. 道各者盲

職業名	道名	ト經 讀巫女	鏡按 ツサ マ!	農 業	商 業	被 備	教 師	菓 工	紡組 績紐	其 ノ 他 工	手 細 工	金 貸	飲 食 店
機	京	246	98	50	2	2	—	5	—	2	—	—	1
北	忠	59	3	27	—	—	—	5	—	1	—	—	—
南	忠	34	9	30	2	—	—	3	1	—	—	—	—
北	全	37	12	12	—	—	—	2	—	—	—	—	—
南	全	43	15	9	3	—	—	2	—	10	2	—	—
北	慶	152	48	63	—	—	—	4	—	2	2	—	—
南	慶	208	43	2	—	—	—	2	—	2	1	1	—
海	黃	186	48	36	1	4	—	1	—	—	—	—	—
南	平	254	58	50	4	13	—	—	—	—	—	—	—
北	平	125	21	23	2	1	—	3	—	1	—	1	—

年 齡 別 總 計 表 (續)

朝鮮人			合計		
男	女	計	男	女	計
508	260	768	513	263	776
574	269	843	589	272	861
533	260	793	548	260	808
539	280	819	544	283	827
449	322	771	452	322	774
429	322	751	431	324	755
344	297	641	345	298	643
167	190	357	167	190	357
93	110	203	94	110	204
15	6	21	15	6	21
7,102	3,983	11,085	7,188	4,018	11,206

別 職 業 表 (昭和二年五月調)

旅宿業	日勞 稼働	機織業	線師 三味 匠	製麵業	漁業	精米業	酒造業	醫生	雜業	無職	合計
—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	727	1,135
—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	343	440
—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	623	705
—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	522	588
—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	891	977
—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	952	1,225
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	988	1,247
—	28	—	1	—	—	—	—	—	—	770	1,075
1	15	—	—	—	—	1	—	—	15	885	1,295
—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	680	861

盲者各道

職業名 道名	ト經 講巫 讀女	鍼ツ 接サ マ!	農 業	商 業	被 備	牧 師	業 細工	紡組 績紐	其手 ノ細 他工	金 貸	飲 食店
江原道	93	8	33	—	—	—	—	2	1	—	1
咸鏡南道	67	8	370	8	3	1	6	—	—	—	5
咸鏡北道	35	12	4	—	—	1	—	1	1	—	—
總計	1,539	383	709	22	23	2	33	4	20	5	9

21. 倭者道別

道名	内地人			朝鮮	
	男	女	計	男	女
京畿道	12	10	22	526	244
忠清北道	2	—	2	299	119
忠清南道	1	2	3	614	205
全羅北道	2	1	3	511	169
全羅南道	8	3	11	749	261
慶尙北道	4	5	9	738	356
慶尙南道	13	11	24	796	351
黃海道	—	—	—	554	226
平安南道	—	1	1	650	264
平安北道	1	3	4	592	255
江原道	2	3	5	447	205
咸鏡南道	2	4	6	491	211
咸鏡北道	—	3	3	256	118
總計	47	46	93	7,223	2,984

別職業表(續)

旅宿業	日勞 稼働	機織業	琴線 曲師 三味 匠	製麵業	漁業	精米業	酒造業	醫生	雜業	無職	合計
1	—	—	—	—	—	—	—	—	5	651	795
3	6	—	—	—	6	—	—	1	—	137	621
—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	184	241
5	58	3	5	1	7	1	1	1	22	8,353	11,208

人口對比表(昭和二年五月調)

人計	合計			總人口	萬分比例
	男	女	計		
770	538	254	792	1,933,145	4.10
418	301	119	420	828,309	5.07
819	615	207	822	1,241,177	6.62
680	513	170	683	1,338,578	5.10
1,010	757	264	1,021	2,114,061	4.83
1,094	742	361	1,103	2,264,869	4.87
1,147	809	362	1,171	1,960,319	5.97
780	554	226	780	1,413,140	5.52
914	650	265	915	1,242,749	7.33
847	593	258	851	1,371,949	6.20
652	449	208	657	1,308,922	5.02
702	493	215	708	1,342,887	5.27
374	256	121	377	607,961	6.20
10,207	7,270	3,030	10,300	18,988,066	5.49

22. 陸者內鮮人及

年 齡	地 人		
	男	女	計
十 年 以 下	9	8	17
十 五 年 以 下	11	9	20
二 十 年 以 下	8	6	14
二 十 五 年 以 下	3	5	8
三 十 年 以 下	3	4	7
三 十 五 年 以 下	2	2	4
四 十 年 以 下	—	2	2
四 十 五 年 以 下	1	2	3
五 十 年 以 下	3	4	7
五 十 五 年 以 下	5	—	5
六 十 年 以 下	—	2	2
六 十 五 年 以 下	1	—	1
七 十 年 以 下	—	—	—
七 十 五 年 以 下	1	—	1
八 十 年 以 下	—	—	—
八 十 年 以 上	—	—	—
年 齡 不 詳	—	2	2
總 計	47	46	93

23. 陸者各道

職 業 名	農 業	被 備	商 業	織 績 布 組 紡 紐	裁 縫	大 工	教 師	手 細 工	飲 食 店	旅 宿 業	漁 業
京 畿 道	285	13	3	—	—	—	1	3	1	—	1
忠 清 北 道	199	13	—	—	2	—	—	7	—	—	—
忠 清 南 道	338	25	2	1	—	—	—	—	—	—	—
全 羅 北 道	249	13	—	3	—	3	—	—	—	—	—
全 羅 南 道	451	7	3	1	—	—	—	6	—	—	3

年 齡 別 總 計 表 (昭和二年五月調)

朝 鮮 人			合 計		
男	女	計	男	女	計
616	312	928	625	320	945
813	359	1,172	824	368	1,192
842	364	1,206	850	370	1,220
626	258	884	629	263	892
707	233	940	710	237	947
699	252	951	701	254	955
615	243	858	615	245	860
596	223	819	597	225	822
514	202	716	517	206	723
349	133	482	354	133	487
298	127	425	298	129	427
171	88	259	172	88	260
128	71	199	128	71	199
117	42	159	118	42	160
60	34	94	60	34	94
36	23	59	36	23	59
36	20	56	36	22	58
7,223	2,984	10,207	7,270	3,030	10,300

別 職 業 表 (昭和二年五月調)

船 夫	日 勞 務 働	石 工	理 髮 業	職 工	鍛 冶	木 工	金 網 銀 工	土 製 器 造	製 結 業	紙 力 職	無 職	計
—	20	—	3	11	—	—	—	—	—	—	451	792
—	8	—	—	—	1	—	—	—	—	—	190	420
—	11	1	—	—	—	2	—	—	—	1	441	822
—	16	—	—	1	1	—	—	—	—	—	397	683
—	31	—	—	—	2	2	—	—	—	—	515	1,021